# （仮称）春日井市総合福祉計画

## （中間案）

2026（令和８）年 10 月

春日井市

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

# 目次


第１部 1

第１章 計画の策定にあたって 3

1 計画策定の背景と趣旨 4
2 計画の位置づけ 6
3 計画の期間 7

第２章 春日井市の現状 9

1 地域住民の構成と暮らしの状況 10
2 医療の状況 14
3 各日常生活圏域の状況 16
4 春日井市のこれまでの取組み 18

第３章 計画の基本的な考え方 28

1 計画策定の協議プロセス 29
2 計画の理念・基本目標 30
3 計画の施策目標・体系 30
4 重点的に推進する課題　～横断的に取り組む課題～ 32
5 施策を関連づける人材や仕組み 40
6 地域の捉え方 44

第４章 施策の展開 45

施策❶ 生命と健康を支える基盤を強化する 47
施策❷ 生活の質の向上を図る 53
施策❸ 意思決定と尊厳を支える権利擁護支援を推進する 58
施策❹ 包摂的な居場所を創出する 64
施策❺ 参加支援・地域づくりを推進する 70
施策❻ 生活基盤を確保する 82
施策❼ 包括的支援体制を整備する 89

第２部 95

第１章 介護保険 97

1 給付費等の推計と介護保険料の算定手順 98
2 介護サービス等の利用者数の推計 99

第２章 障がい福祉 103

1 本章の位置づけ及び議論の経緯 104
2 障がい福祉サービス等の活動指標及び見込み量 105
3 地域生活支援の推進 112
4 相談支援体制の充実・強化 114

第３部 115

第１章 計画の推進体制 117

1 本市の進行管理の体制 118
2 総合的な福祉拠点の創設 118
3 計画の中間見直し 119
4 プロジェクトの推進 120
5 施策の効果を検証する仕組みの構築 121

# 第１部

# 第１章
# 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の背景と趣旨

## （１）背 景

本市では、これまで、「高齢者総合福祉計画」と「障がい者総合福祉計画」をそれぞれ個別に策定し、高齢者や障がいのある人たちが直面する固有の課題解決と福祉の増進に取り組み、各分野における専門的・体系的な支援を推進してきました。一方、「地域共生プラン（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」は、分野横断的な視点のもと、制度・属性の枠を超えた包括的な地域づくりを推進し、地域共生社会の実現に向けた基盤形成を担ってきました。

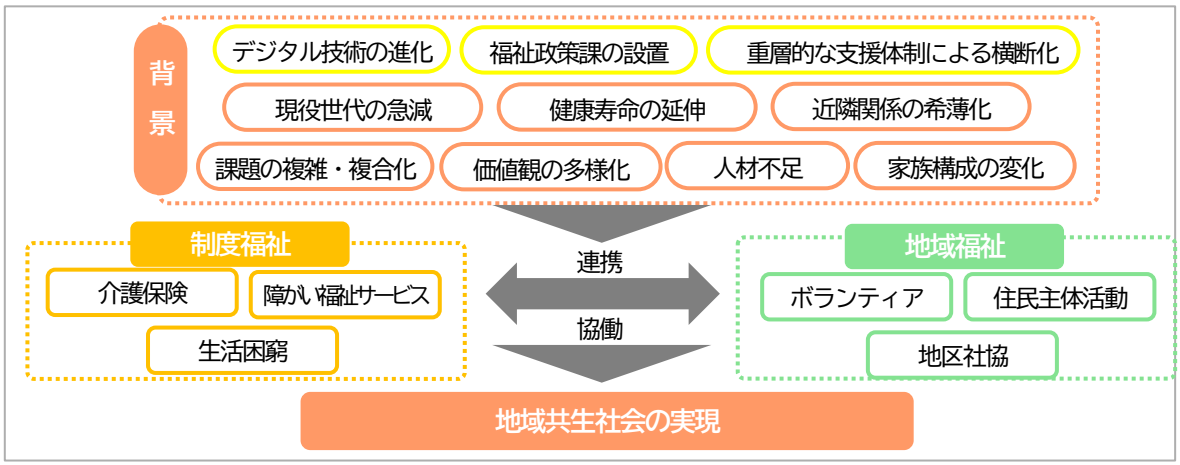
現代社会における生活課題は、高齢・障がい・貧困・孤立など複数の要素が複雑に絡み合い、単一の分野では解決できない複雑で複合的なものとなっています。いわゆる8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、世帯全体が複合的な困難を抱えるケースが増加する中で、属性別の縦割り支援体制では、制度の狭間に置かれた人たちへの対応が困難になるという問題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、各分野の専門性を生かした支援と、分野横断的な視点による包括的な支援を一体的に推進することが重要となっており、これまで各計画の策定・推進を通じて培ってきた分野ごとの専門性と、地域共生の視点をより有機的に結び付け、複雑化・複合化する地域生活課題に対応していくため、今回、「春日井市地域共生プラン2025」「春日井市高齢者総合福祉計画」「春日井市障がい者総合福祉計画」（以下「３計画」という。）を統合し、本市の福祉施策を総合的に推進するための計画として策定することとなりました。

## （２）統合の意義

この３計画の統合は、単なる計画の統廃合ではなく、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者など、世代や属性を問わず、より幅広い視野をもって地域共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進するための受け皿として策定するものです。地域共生社会の理念、すなわち「制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」の実現をめざしていきます。

本計画においては、介護保険や障がい福祉サービスをはじめとする制度福祉（公的な給付・サービス体系）と、地域の支え合いや助け合いを基盤とする地域福祉（住民主体の相互扶助・コミュニティの力）の両輪を有機的に連携・協働させることを基本的な考え方とします。制度福祉が個々の専門的ニーズに的確に応えるとともに、地域福祉がその土台を支え、両者が補完し合うことで、誰もが身近な地域において安心していきいきと生活できる社会の実現をめざします。



## （３）計画の対象

本計画では、計画の対象を「高齢者」「障がいのある人」などの特定の属性に限定せず、「全市民」としています。これは、すべての市民が、いつ、いかなる状況においても、地域社会の一員として尊重され、必要な支援を受けながらその人らしく生きることができる社会を構築するという、普遍的な福祉の理念に基づくものです。

計画の対象を広く捉えることで、年齢や障がいの有無、生活環境などの違いを越えて、市民一人ひとりが抱える多様な課題を早期に把握し、必要な支援へつなげることが可能となります。

また、特定の属性に対する施策を後退させるのではなく、高齢者や障がいのある人などが抱える固有の課題や、支援の必要性・充足度の違いにも十分に目を向けながら、それぞれの分野における取組みを一層充実させていきます。

例えば、障がい福祉の分野においても、差別の解消、社会参加の促進、居場所づくり、いきがいづくりは引き続き、重点的に取り組むべき事項として位置づけます。

全市民を対象とする広い視野と、個々の属性・状況に応じたきめ細かな支援の双方を両立させ、市民一人ひとりが、その人らしい生活を地域の中で営むことができる社会をめざし、行政・社会福祉協議会・地域住民・事業者・NPO など、多様な主体が連携・協働して、地域共生社会の実現をめざします。

# 2 計画の位置づけ

## （１）計画の位置づけ

本計画は、次の表に記載の各計画を包含し、一体的に策定するものです。

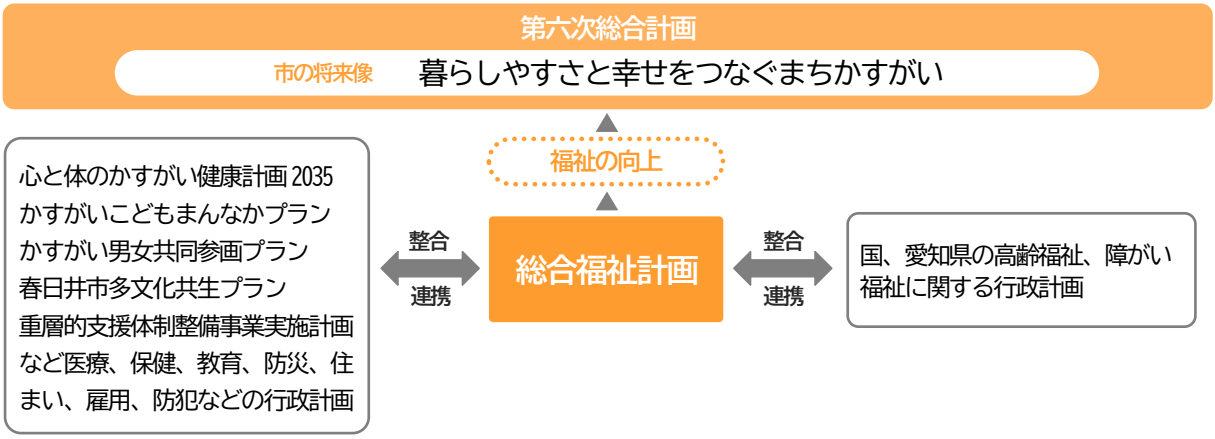
**■包含する計画**

| 計画の名称 | これまでの位置づけ |
|---|---|
| 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８第１項に定める老人福祉計画 | **高齢者総合福祉計画** |
| 介護保険法（平成９年法律第123号）第117条第１項に定める介護保険事業計画 | |
| 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律（平成元年法律第64号）第５条第１項に定める市町村計画 | |
| 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に定める市町村障害者計画 | **障がい者総合福祉計画** |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第１項に定める市町村障害福祉計画 | |
| 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第１項に定める市町村障害児福祉計画 | |
| 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に定める市町村地域福祉計画 | **地域共生プラン** |
| 市社会福祉協議会による地域住民等の活動・行動計画である地域福祉活動計画 | |
| 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第１項に基づく成年後見制度利用促進計画 | |
| 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画 | |
| 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号。以下、「認知症基本法」という。）第11条第１項に基づく認知症施策推進基本計画 | ― |

## （２）関連計画

本計画は、「第六次春日井市総合計画」に基づき、本市の福祉施策を推進する指針となる計画です。国や愛知県の高齢福祉や障がい福祉に関する計画との整合を図るとともに、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮などの福祉の向上について、医療、保健、教育、防災、住まい、雇用、防犯などの本市の各分野の行政計画との整合性や連携を意識したものとします。また、本計画と理念を共有する「重層的支援体制整備事業実施計画」を別に策定し、定期的な評価活動や試行的なプロジェクト活動の成果を本計画の進行管理に反映します。

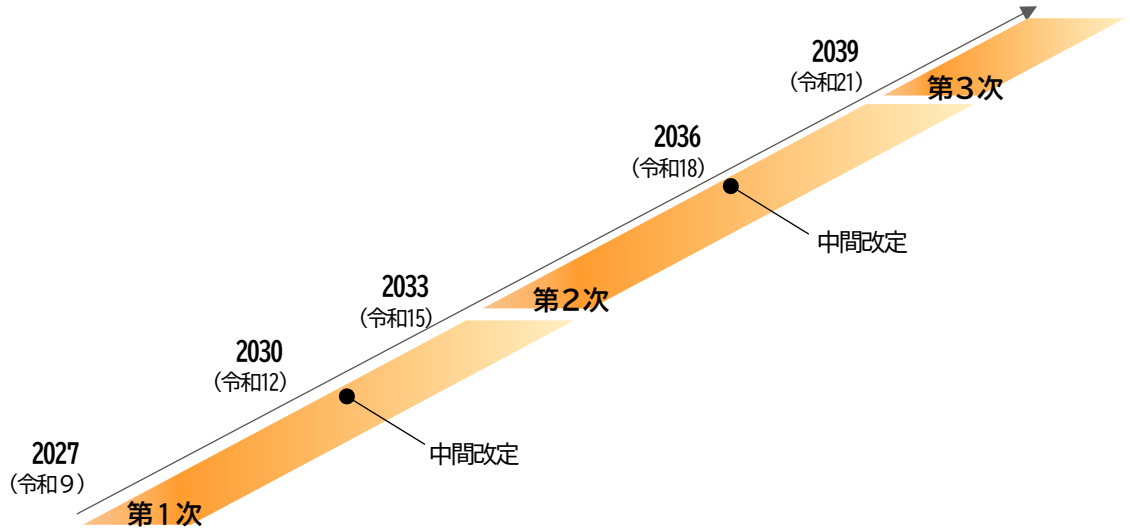
**■関連計画との関係**



# 3 計画の期間

本計画の期間は、2027（令和９）年度から 2032（令和 14）年度までの６年間とします。なお、介護保険事業計画と市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の計画期間は３年間とされていることから、2030（令和 12）年度に中間改定を行います。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜、見直しを行います。

**■計画の期間**



# 第２章
# 春日井市の現状

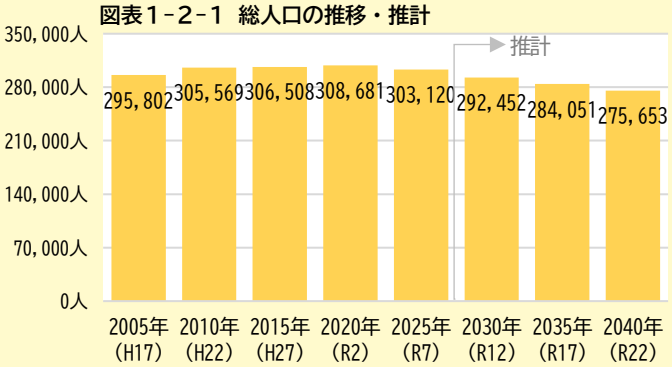
# 1 地域住民の構成と暮らしの状況

## （１）人口の推移と推計

### 総人口と年齢３区分人口の状況

国勢調査によると、本市の総人口は、2020（令和２）年をピークに、以降減少傾向で推移しています。年齢３区分別構成をみると、年少人口・生産年齢人口割合は減少する一方で、老年人口割合は増加していく見込みです。

図表１-２-１ 総人口の推移・推計




図表１-２-２ 年齢３区分別構成

| | 2005年（H17） | 2025年（R7） | 2040年（R22） |
|---|---|---|---|
| 年少人口 0～14歳 | 15.2% | ▶ 12.7% | ▶ 12.1% |
| 生産年齢人口 15～64歳 | 68.1% | ▶ 60.3% | ▶ 55.3% |
| 老年人口 65歳以上 | 16.3% | ▶ 27.0% | ▶ 32.6% |

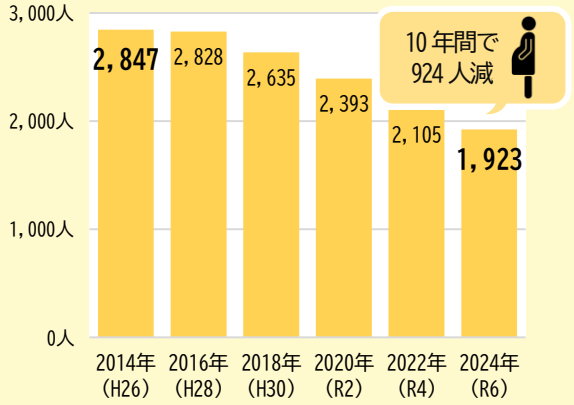
出典：実績…国勢調査、推計…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（2023(令和５)年推計）

### こどもに関する状況

出生数は、減少しながら推移しており、2024（令和６）年には 1,923 人となっています。

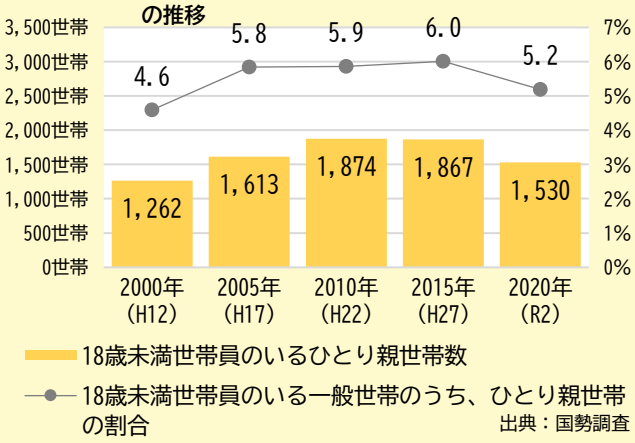
ひとり親世帯数の一般世帯数（「施設等の世帯※」以外の世帯）に対する割合は、2015（平成27）年まで増加傾向にありましたが、2020（令和２年）にかけては減少に転じ、1,530 世帯となっています。ひとり親世帯が一般世帯に占める割合は、４～６%台で推移しています。

図表１-２-３ 出生数の推移




出典：愛知県衛生年報

図表１-２-４ 18歳未満の世帯員のいるひとり親世帯数及び割合の推移

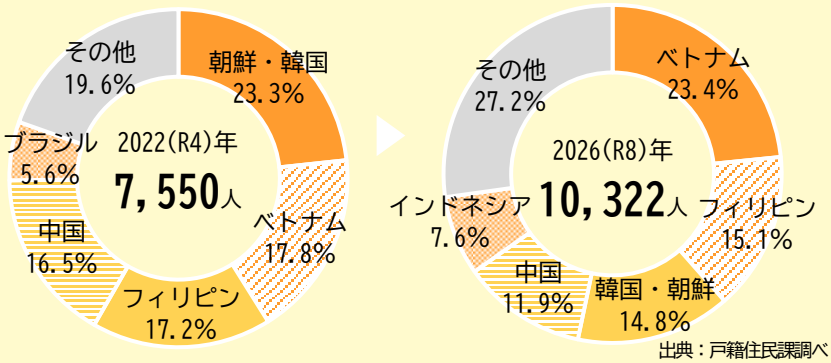



出典：国勢調査

### 外国人住民に関する状況

外国人住民人口は増加しており、５年間で約 1.4 倍となっています。また、構成する国籍にも変化がみられます。

図表１-２-５ 外国人住民人口及び国籍別割合



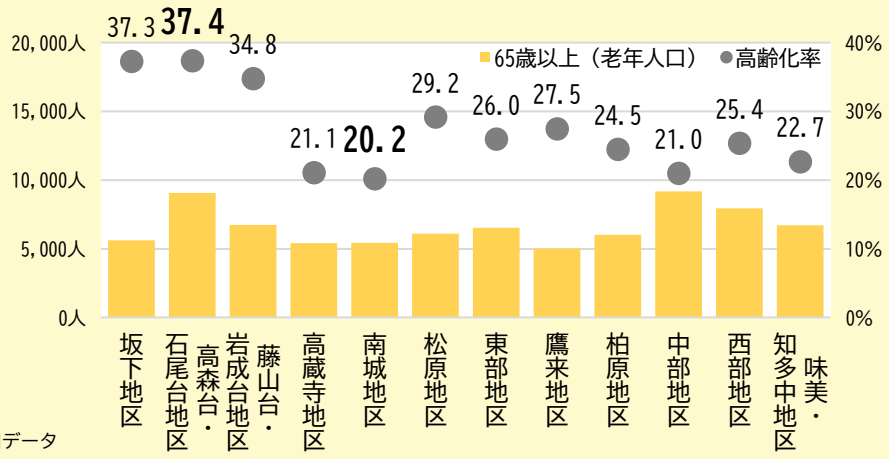

出典：戸籍住民課調べ

## （２）高齢者の状況

### 日常生活圏域※ごとの高齢化の状況

日常生活圏域ごとの高齢化率は高森台・石尾台地区が 37.4％と最も高く、南城地区が 20.2％と最も低くなっています。

**図表1-2-6 日常生活圏域ごとの高齢化率（2026(令和８)年４月１日現在）**



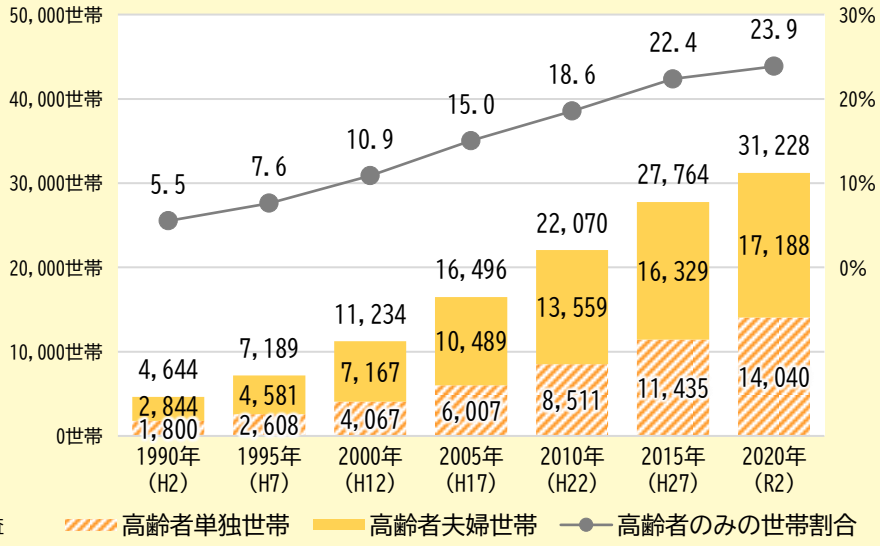

出典：春日井市人口データ

### 高齢者のみの世帯の状況

高齢者のみの世帯数は増加し続けており、2020（令和２）年には 31,228 世帯、世帯総数に占める割合は 23.9％となっています。

30 年間で…
高齢者単独世帯は 約8倍
高齢者夫婦世帯は 約6倍

**図表1-2-7 高齢者のみの世帯の推移**




出典：国勢調査

### 認知症高齢者の状況

「虚弱」に該当する人は要介護認定者の 39.3％、「動ける認知症」は 34.9％、「寝たきり」は 7.2％、「動けない認知症」は 18.6％となっています。

※要介護等認定データから、「障がい高齢者の日常生活自立度」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定基準を基に分析

**図表1-2-8 状態像４区分別要介護等認定者の状況（2026(令和８)年４月１日現在）**

| 区　分 | | 認知症高齢者の日常生活自立度 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 自立 | Ⅰ | Ⅱa | Ⅱb | Ⅲa | Ⅲb | Ⅳ | M |
| 障がい高齢者の日常生活自立度 | 自立 | 虚　弱 6,116 人 (39.3%) | | 動ける認知症　5,427 人（34.9%） | | | | | |
| | J1 | | | 4,520人 (29.1%) | | 907人(5.8%) | | | |
| | J2 | | | | | | | | |
| | A1 | | | | | | | | |
| | A2 | | | | | | | | |
| | B1 | 寝たきり 1,112 人 (7.2%) | | 動けない認知症　2,891 人（18.6%） | | | | | |
| | B2 | | | 1,449人 (9.3%) | | 1,442人(9.3%) | | | |
| | C1 | | | | | | | | |
| | C2 | | | | | | | | |

出典：要介護等認定データ

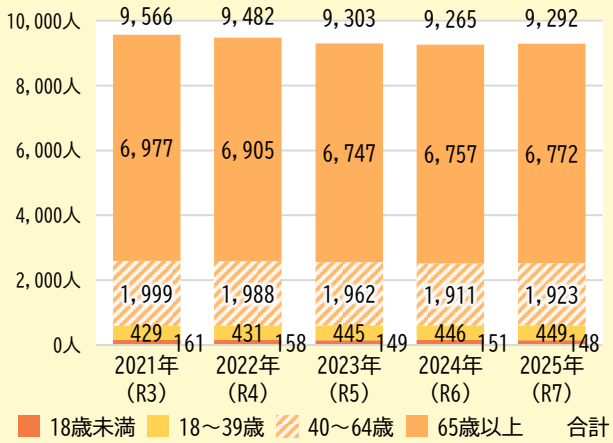
※**日常生活圏域**：住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件や保険・医療・福祉・生活支援サービスを提供するために社会的条件等を総合的に勘案し定める区域。

## （３）障がいのある人の状況

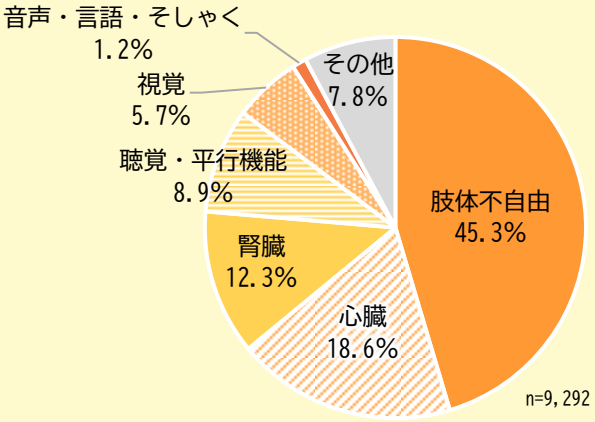
### 障がい手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者数は横ばいで推移していますが、療育手帳所持者数と精神障がい者保健福祉手帳所持者数はそれぞれ増加しています。

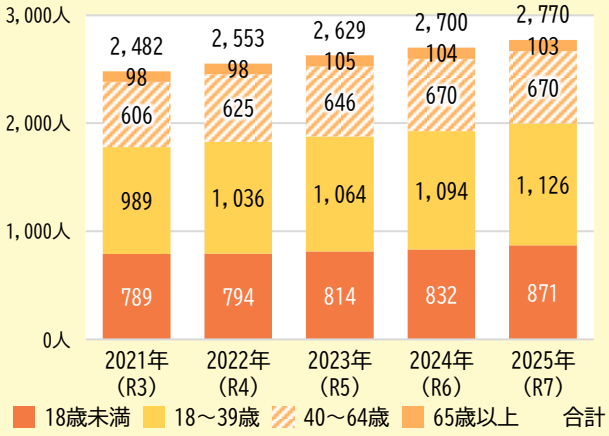
図表１-２-９ 身体障がい者手帳所持者数の推移



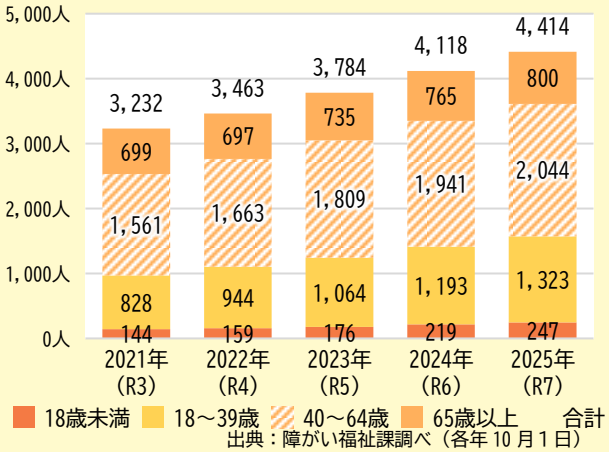

図表１-２-10 障がい種別身体障がい者手帳所持者数の割合（2025(令和７)年）




図表１-２-11 療育手帳所持者数の推移




図表１-２-12 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

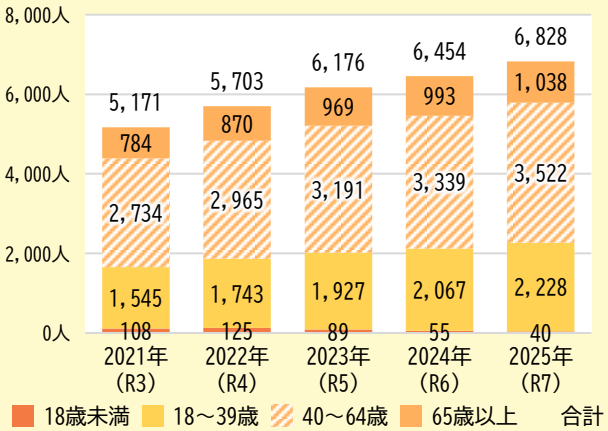



出典：障がい福祉課調べ（各年 10 月１日）

### 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数は、増加しており、2025（令和７）年で6,828人となっています。

図表１-２-13 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



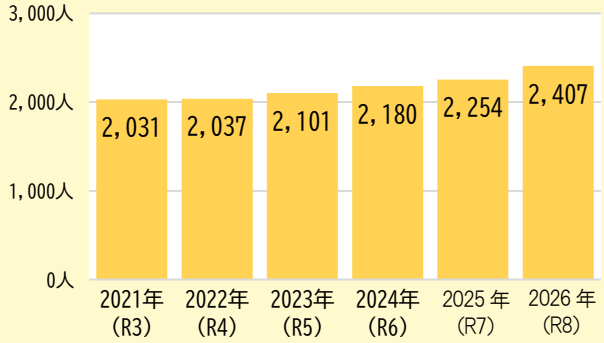

出典：障がい福祉課調べ（各年 10 月１日）

## 難病患者の状況

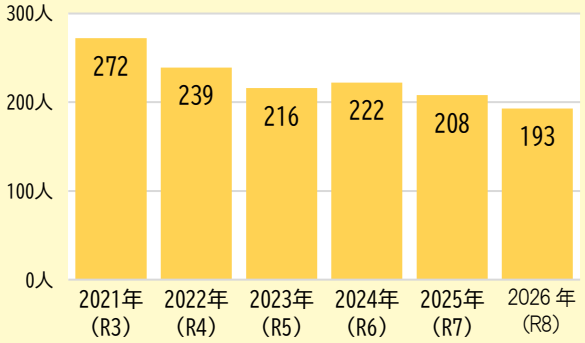
特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数は増加しており、2026（令和８）年で 2,407 人となっています。

小児慢性特定疾病の受給者数は、年による増減はあるものの全体としては減少傾向にあり、2025（令和 7）年には 193 人となっています。

**図表１－２-14 特定医療費受給者証（指定難病）の受給者数の推移**




**図表１－２-15 小児慢性特定疾病の受給者数の推移**




出典：障がい福祉課調べ（各年３月 31 日）

## 特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒の状況

特別支援学校の児童・生徒数はそれぞれ横ばいで推移しています。特別支援学級の児童・生徒数は４年間で約 1.4 倍増加しています。

**図表１－２-16 特別支援学校の児童・生徒数の推移**　（人）

| 学校名 | 年度 | 小学部 | | | | | | 中学部 | | | 高等部 | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | １年 | ２年 | ３年 | １年 | ２年 | ３年 | |
| 春日台特別支援学校 | 2023(R5) | 6 | 14 | 7 | 8 | 7 | 8 | 13 | 10 | 9 | 18 | 33 | 23 | 156 |
| | 2024(R6) | 10 | 6(1) | 14 | 8 | 7 | 7 | 10(3) | 13 | 10(2) | 20 | 21 | 33 | 159(6) |
| | 2025(R7) | 15 | 10 | 6 | 14(1) | 9 | 8 | 12 | 12 | 13(1) | 19 | 18 | 20 | 156(2) |
| | 2026(R8) | 10 | 15 | 10 | 9 | 14 | 9 | 12 | 13 | 9 | 20 | 19 | 17 | 157 |
| 小牧特別支援学校 | 2023(R5) | 2 | 1 | 3 | 6 | 3 | 5 | 1 | 0 | 3 | 4 | 5 | 7 | 40 |
| | 2024(R6) | 3(1) | 2 | 1 | 2(1) | 7 | 3 | 6 | 1 | 0 | 4 | 2 | 5 | 36(2) |
| | 2025(R7) | 3 | 3 | 2 | 1 | 3 | 7 | 5 | 6 | 1 | 1 | 4 | 3 | 39 |
| | 2026(R8) | 1 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 7 | 5 | 6 | 1 | 1 | 4 | 38 |
| 春日井高等特別支援学校 | 2023(R5) | | | | | | | | | | 13 | 8 | 9 | 30 |
| | 2024(R6) | | | | | | | | | | 12 | 12 | 8 | 32 |
| | 2025(R7) | | | | | | | | | | 9 | 11 | 12 | 32 |
| | 2026(R8) | | | | | | | | | | 8 | 9 | 11 | 28 |
| 瀬戸つばき特別支援学校 | 2023(R5) | 4 | 4 | 1 | 3 | 4 | 3 | 7 | 9 | 6 | 10 | 13 | 9 | 73 |
| | 2024(R6) | 5 | 4 | 5 | 1 | 3 | 4 | 7 | 7 | 9 | 8 | 10 | 13 | 76 |
| | 2025(R7) | 6 | 5 | 4 | 5 | 2 | 2 | 5 | 7 | 6 | 15 | 8 | 10 | 75 |
| | 2026(R8) | 9 | 7 | 3 | 4 | 5 | 2 | 5 | 4 | 7 | 11 | 14 | 8 | 79 |

※（）内の数字は施設内教育・訪問教育を受けている児童生徒数を外数で示す。

出典：障がい福祉課調べ（各年５月１日）

**図表１－２-17 特別支援学級（小学校、中学校）の児童・生徒数の推移**　（学級・人）

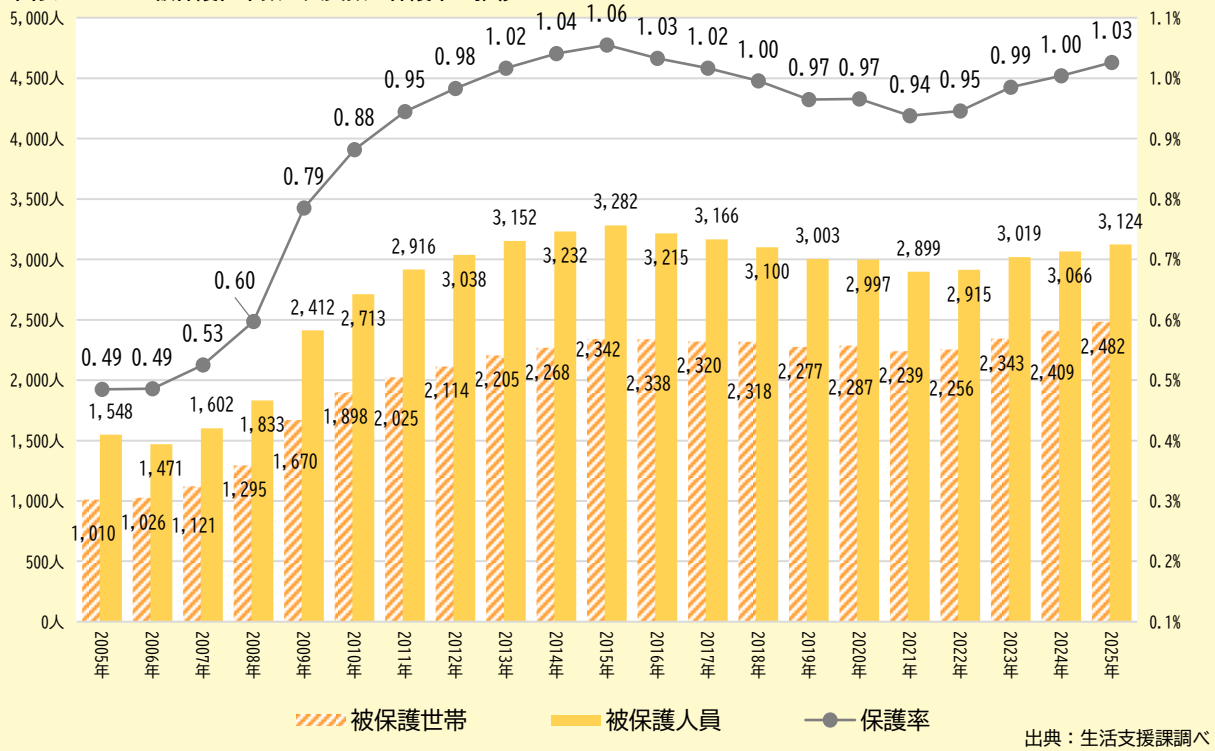
| 年度 | 小学校 | | | | | | | | 中学校 | | | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学級数 | １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | 合計 | 学級数 | １年 | ２年 | ３年 | 合計 | |
| 2023(R5) | 121 | 78 | 72 | 64 | 73 | 64 | 82 | 433 | 44 | 51 | 55 | 54 | 160 | 593 |
| 2024(R6) | 120 | 80 | 97 | 84 | 75 | 80 | 68 | 484 | 51 | 74 | 54 | 56 | 184 | 668 |
| 2025(R7) | 139 | 85 | 97 | 115 | 98 | 84 | 87 | 566 | 53 | 67 | 74 | 60 | 201 | 767 |
| 2026(R8) | 138 | 76 | 98 | 110 | 131 | 103 | 90 | 608 | 56 | 72 | 72 | 74 | 218 | 826 |

出典：障がい福祉課調べ（各年５月１日）

## （４）生活保護世帯の状況

生活保護の被保護世帯数や被保護人員、総人口に対する被保護者の割合（保護率）は、2015（平成 27）年をピークに減少に転じましたが、2021（令和３）年以降再び増加に転じています。

図表１-２-18 被保護世帯数・人員数と保護率の推移




出典：生活支援課調べ

# 2 医療の状況

医療機能別病床数は合計で 2,305 床（人口 1 万人当たり 75.6 床）となっています。

医療機関等の施設数は、病院が 13 か所、一般診療所が 200 か所、歯医者が 128 か所、薬局が 156 か所、在宅療養支援診療所が 30 か所、在宅療養支援病院が 3 か所となっています。

図表１-２-19 医療機能別病床数

| 区分 | 病床数 | 人口1万人当たり病床数 |
|---|---|---|
| 高度急性期 | 380 床 | 12.5 床 |
| 急性期 | 761 床 | 25.0 床 |
| 回復期 | 421 床 | 13.8 床 |
| 慢性期 | 727 床 | 23.8 床 |
| 合計 | 2,305 床 | 75.6 床 |

出典：東海北陸厚生局（2026(令和８)年７月１日時点）

図表１-２-20 医療機関・薬局および在宅医療体制

| 区分 | | 施設数 | 人口1万人当たり施設数 |
|---|---|---|---|
| 医療機関 | 病院 | 13 か所 | 0.4 か所 |
| | 一般診療所 | 200 か所 | 6.6 か所 |
| | 歯医者 | 128 か所 | 4.2 か所 |
| 医薬品提供 | 薬局 | 156 か所 | 5.1 か所 |
| 在宅医療 | 在宅療養支援診療所 | 30 か所 | 1.0 か所 |
| | 在宅療養支援病院 | 3 か所 | 0.1 か所 |

出典：医療機関・医薬品提供…春日井保健所調べ（2026(令和８)年８月１日時点）
在宅医療…東海北陸厚生局（2026(令和８)年８月１日時点）

# 3 各日常生活圏域の状況

日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域として、保健・福祉や医療関連の施設、地理的条件、人口、交通事情など、さまざまな社会的条件や地域の交流状況を総合的に勘案し定める区域で、介護保険法により設定することとされています。本市では中学校区を基本に１２圏域（地区）を設定し、地域包括支援センターの担当区域ごとに地域の生活課題を把握し、解決するしくみづくりを展開しています。

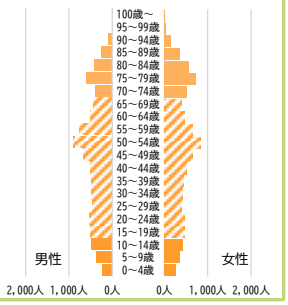
## ⑧鷹来地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

| | |
|---|---|
| 要支援 | 411人（8.2%） |
| 要介護 | 595人（11.9%） |

■ 主な地域の公共施設（貸館）
鷹来公民館　等

■ 地理的な特徴
単身高齢者世帯が多い地区と多世代世帯が多い地区との二極化がみられる。公共交通機関が南側に偏っている。総合体育館、市民病院が立地。



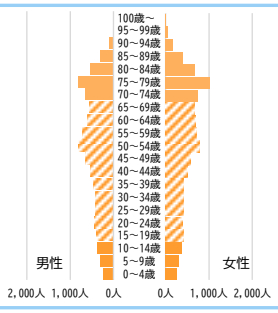

## ③藤山台・岩成台

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

| | |
|---|---|
| 要支援 | 462人（6.9%） |
| 要介護 | 725人（10.8%） |

■ 主な地域の公共施設（貸館）
グルッポふじとう　等

■ 地理的な特徴
URの集合住宅が密集する地域。坂が多く高齢者の外出の妨げになっている。多世代交流拠点としてグルッポふじとうが大きな役割を果たしている。



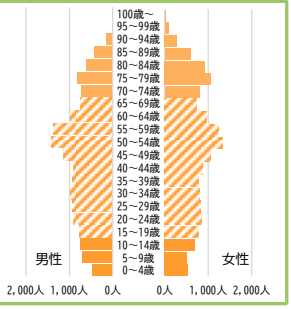

## ⑪西部地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

| | |
|---|---|
| 要支援 | 603人（7.6%） |
| 要介護 | 1,068人（13.5%） |

■ 主な地域の公共施設（貸館）
西部ふれあいセンター 等

■ 地理的な特徴
農地や戸建て住宅が分布し、緑豊かな地域。集会施設が点在し、土地に慣れ親しんだ人が多い。地縁団体の活動が多く横のつながりが強い。



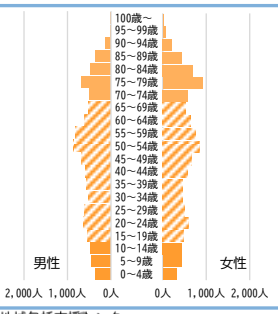

## ⑥松原地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

| | |
|---|---|
| 要支援 | 450人（7.4%） |
| 要介護 | 826人（13.6%） |

■ 主な地域の公共施設（貸館）
グリーンパレス春日井　等

■ 地理的な特徴
昔からの集落が多くみられる。医療機関、福祉サービスが充実している。民生委員・児童委員、地区社協の見守り活動が活発に行われている。



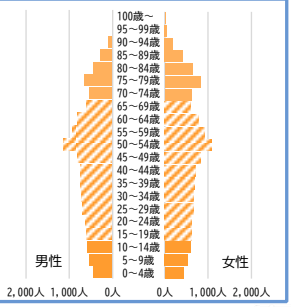

## ⑨柏原地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

| | |
|---|---|
| 要支援 | 426人（7.1%） |
| 要介護 | 777人（13.0%） |

■ 主な地域の公共施設（貸館）
レディヤンかすがい、中央公民館 等

■ 地理的な特徴
幹線道路沿いに商業地と住宅地が広がる。市役所、図書館等公共施設が多い。新しい地域活動が多く立ち上がってきている。



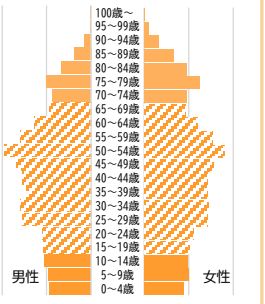

## ⑩中部地区

■ 要支援・要介護認定者（認定率）

| | |
|---|---|
| 要支援 | 590人（6.5%） |
| 要介護 | 1,125人（12.3%） |

■ 主な地域の公共施設（貸館）
南部ふれあいセンター 等

■ 地理的な特徴
勝川駅、ＪＲ春日井駅周辺に店舗や集合住宅が多く、若い世代が多くみられる。駅から離れると古くからの住宅地で高齢化がみられる。



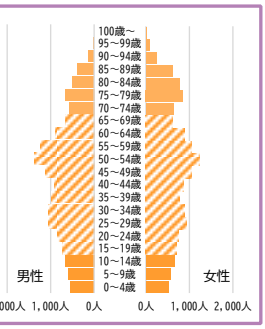

## ⑫味美・知多地区

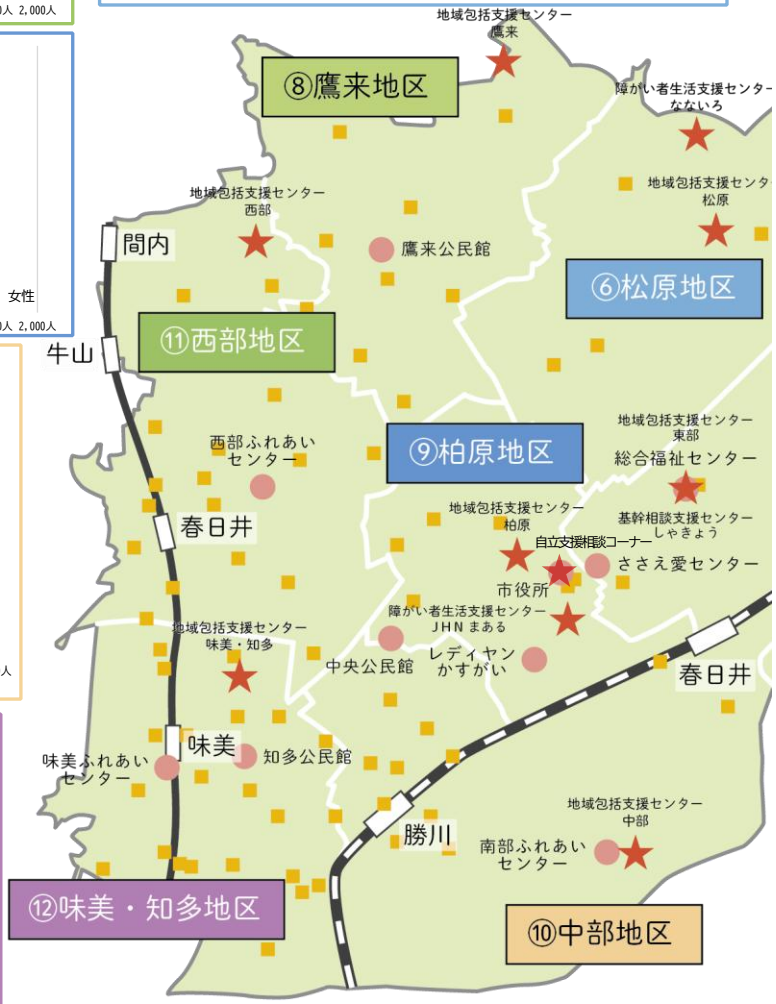
■ 要支援・要介護認定者（認定率）

| | |
|---|---|
| 要支援 | 505人（7.6%） |
| 要介護 | 1,005人（15.0%） |

■ 主な地域の公共施設（貸館）
知多公民館、味美ふれあいセンター 等

■ 地理的な特徴
味美駅があり、勝川駅も近く公共交通機関、商業施設、医療機関が充実している。二子山古墳等、史跡が多い。住民主体活動が盛ん。



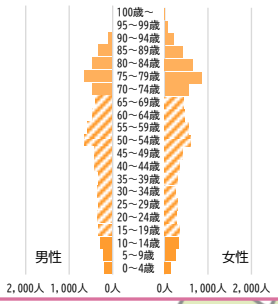
## ①坂下地区

■ **要支援・要介護認定者（認定率）**

| | |
|---|---|
| 要支援 | 342人（6.1%） |
| 要介護 | 767人（13.7%） |

■ **主な地域の公共施設（貸館）**
坂下公民館、福祉の里　等

■ **地理的な特徴**
高度成長期に造成された戸建て団地や県境に近い農村部がある。リハビリテーション病院や地域に密着した総合病院があり医療は充実している。



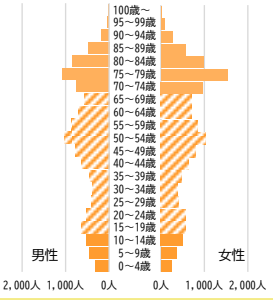

## ②高森台・石尾台地区

■ **要支援・要介護認定者（認定率）**

| | |
|---|---|
| 要支援 | 628人（7.0%） |
| 要介護 | 1，020人（11.3%） |

■ **主な地域の公共施設（貸館）**
東部市民センター、保健センター　等

■ **地理的な特徴**
ニュータウン内の大規模住宅地。住民同士のつながりが強く、学校、商業施設と連携した行事も盛ん。モビリティ事業等の先進的な取組みもある。




凡 例
- 相談支援機関
- 市役所・出張所・公民館等
- その他の集合施設

※日常生活圏域を「●●地区」と表記しています
※人口構成と要介護・要支援認定者数は2026(令和８)年４月１日現在の数値です



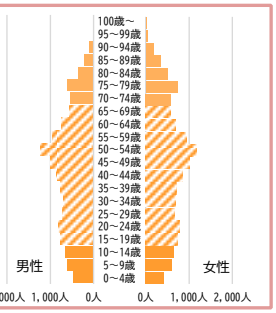

## ④高蔵寺地区

■ **要支援・要介護認定者（認定率）**

| | |
|---|---|
| 要支援 | 370人（6.9%） |
| 要介護 | 659人（12.3%） |

■ **主な地域の公共施設（貸館）**
高蔵寺ふれあいセンター　等

■ **地理的な特徴**
高蔵寺駅周辺に病院や商店等が点在。国道155号を挟んで住宅地があり、昔からのつながりが強くみられる。



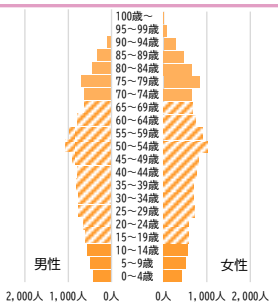

## ⑦東部地区

■ **要支援・要介護認定者（認定率）**

| | |
|---|---|
| 要支援 | 493人（7.6%） |
| 要介護 | 952人（14.7%） |

■ **主な地域の公共施設（貸館）**
総合福祉センター、ささえ愛センター　等

■ **地理的な特徴**
ＪＲ春日井駅を中心に公共交通機関が整っている。戸建て住宅が多いが、駅周辺には共同住宅が点在。幹線道路沿いに商業施設が立地し、医療機関も充実。



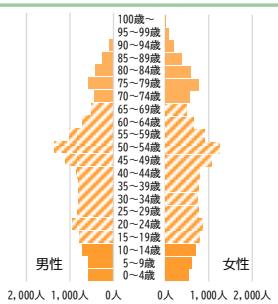

## ⑤南城地区

■ **要支援・要介護認定者（認定率）**

| | |
|---|---|
| 要支援 | 443人（8.2%） |
| 要介護 | 783人（14.5%） |

■ **主な地域の公共施設（貸館）**

■ **地理的な特徴**
神領駅周辺の区画整理により、人口が増加し、新しい商業施設や住宅が建ちはじめている。交通機関が弱い地域もみられる。



# 4 春日井市のこれまでの取組み

## （１）高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステム

本市では、これまで、超高齢化の進展を見据え、地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるようにする仕組み（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んできました。

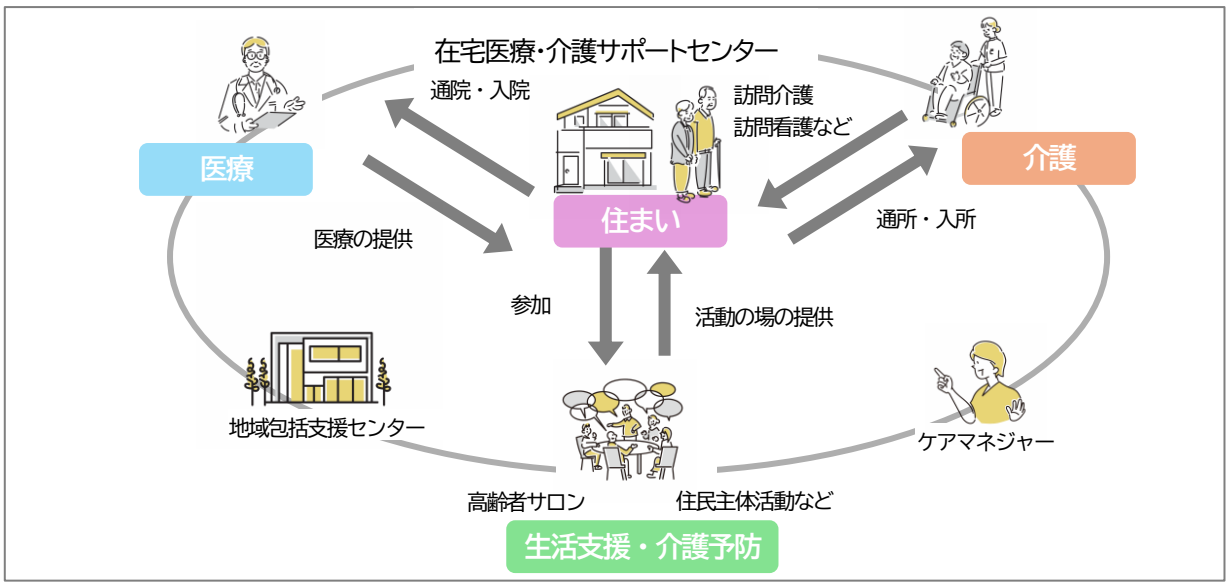
地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、中学校区を基準とした市内 12 の日常生活圏域に１か所ずつ設置されており、高齢者やその家族からの医療・介護・生活など幅広い相談を受け付け、必要な窓口につなぐほか、介護予防の取組みや医療・介護の専門職と連携し、高齢者の在宅生活を包括的に支えるなど、さまざまな役割を担っています。そして、定期的な自己評価と市による運営評価を実施し、業務の質の向上と効率化による取組みの充実を図っています。

さらに、総合福祉センターに基幹型地域包括支援センターを設置し、各センターの総合調整や後方支援を行うとともに、研修などの機会を通じ、市全体における支援の質の向上に努めています。また、在宅医療や介護サービス事業、認知症支援などの専門家で構成する地域包括支援センター運営等協議会を設置し、適切な事業運営と改善に向けた施策提言の機会を設けています。

医療と介護の連携も進んでいます。春日井市医師会が運営する在宅医療・介護サポートセンターでは、医療機関と介護事業所のスムーズな連携に向け、専門のコーディネーターによる市民や関係者への相談支援を行い、在宅における医療と介護の円滑な提供体制の確保に取り組んでいます。また、介護が必要な患者の情報をかすがいねっと連絡帳※などを通じて、医療従事者と介護従事者が共有する取組みが浸透しつつあるほか、医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの医療従事者と、ケアマネジャーや介護福祉士などの介護従事者が職種を超えて合同で研修を行うなど「顔の見える関係」の構築を進めています。

また、地域包括ケア推進協議会は、医療と介護の連携、介護予防と健康づくりの一体的な実施体制、地域課題の共有と地域資源の開発、認知症の総合的な支援などの効果検証と、関係機関が取り組むべき事項について検討する役割を担っており、市全体で連携して地域包括ケアを推進する体制を構築しています。

**図表１-２-21　地域包括ケアシステムのイメージ**




※**かすがいねっと連絡帳**：在宅医療と介護の連携を推進するため、医療と介護の多職種が利用することができる情報共有システム。

**図表１-２-22　本市における地域包括ケアシステムの構築・進化の変遷**

| 年度 | 内容 |
|---|---|
| 2015<br>（平成 27） | ・第１層生活支援コーディネーター(現：地域福祉アドバイザー)を設置 |
| 2016<br>（平成 28） | ・介護予防・日常生活支援総合事業の開始<br>・介護予防活動や多世代が交流する場の立ち上げや運営を支援するため、住民主体サービスの補助を開始 |
| 2017<br>（平成 29） | ・地域の介護予防や支え合い活動を推進するため、第２層生活支援コーディネーター(現：地域福祉コーディネーター)を４名配置<br>・地域包括ケア推進協議会を設置<br>・認知症サポーター上級者養成講座を初開催 |
| 2018<br>（平成 30） | ・日常生活圏域を 10 圏域から 12 圏域に再編し、各圏域に地域包括支援センターを設置<br>・基幹型センターを設置し、総合調整・後方支援体制を整備<br>・在宅医療・介護サポートセンター設置<br>・認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を配置 |
| 2019<br>（令和元） | ・12 圏域で地域協議会を実施<br>・認知症高齢者等見守り支援事業実施<br>・地域の業務量の偏在に応じた職員体制とするため、地域包括支援センター職員配置基準を２区分から３区分に変更 |
| 2020<br>（令和２） | ・住民主体による移送支援のモデル事業を開始<br>・地域福祉コーディネーターを２名増員（計６名） |
| 2022<br>（令和４） | ・重層的支援体制整備事業に対応するため、地域包括支援センター配置職員を１名増員<br>・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を開始 |
| 2024<br>（令和６） | ・医療機関と介護関係者の連携を進めるため、市独自の入退院支援ルールの策定・運用開始<br>・地域福祉コーディネーターを２名増員（計８名） |
| 2026<br>（令和８） | ・地域包括支援センターの職員配置を後期高齢者人口に応じた体制に変更 |

## （２）地域自立支援協議会を中心とした障がいのある人の支援体制の整備

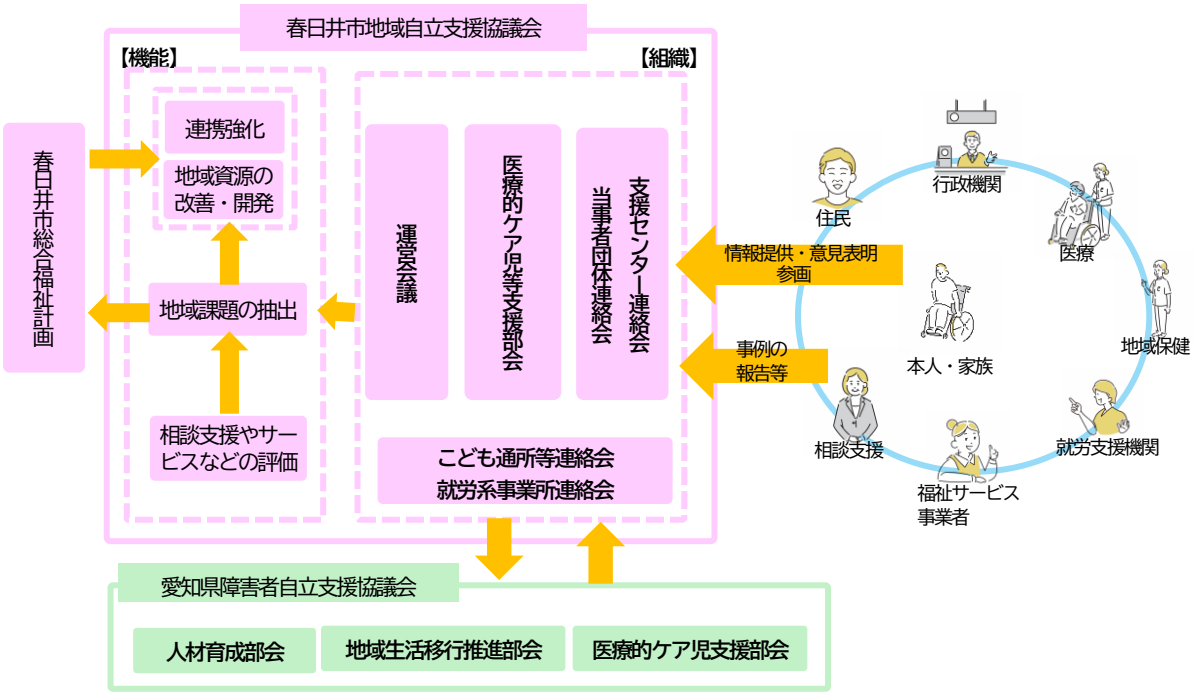
本市では地域自立支援協議会を中心に、障がいのある人が身近な地域で安心して生活できる環境を整備するため、基幹相談支援センターしゃきょうを始めとした障がい者生活支援センターの設置や地域生活支援事業の推進、人材育成に取り組み、障がい者福祉を推進してきました。

地域自立支援協議会は、障がい者総合支援法に基づき、2007（平成19）年度に設置された市の附属機関で、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織です。障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関や関係団体、障がいのある人等の福祉や医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されます。

地域自立支援協議会では、住まいや就労、医療的ケアを必要とするこどもに関することなど、必要に応じて部会を設置するとともに、障がい者生活支援センター連絡会や当事者団体連絡会を設置しています。各部会や障がい者生活支援センター連絡会、当事者団体連絡会では、地域課題の解決に取り組み、支援者の資質向上のための研修会や講演会を定期的に開催したり、医療的ケアが必要な方向けのガイドブックを作成・配布したりするなど、支援の幅を着実に広げてきました。こうした取組みにより、本人・家族を取り巻く支援体制の充実が図られています。

また、障がいへの理解促進にも取り組んでおり、2007（平成19）年度から続く「チーム・メッセンジャー」※は、障がい者生活支援センターが中心となって啓発活動を実施しています。

**図表１-２-23　当事者を取り巻く支援体制と地域自立支援協議会の組織・機能**

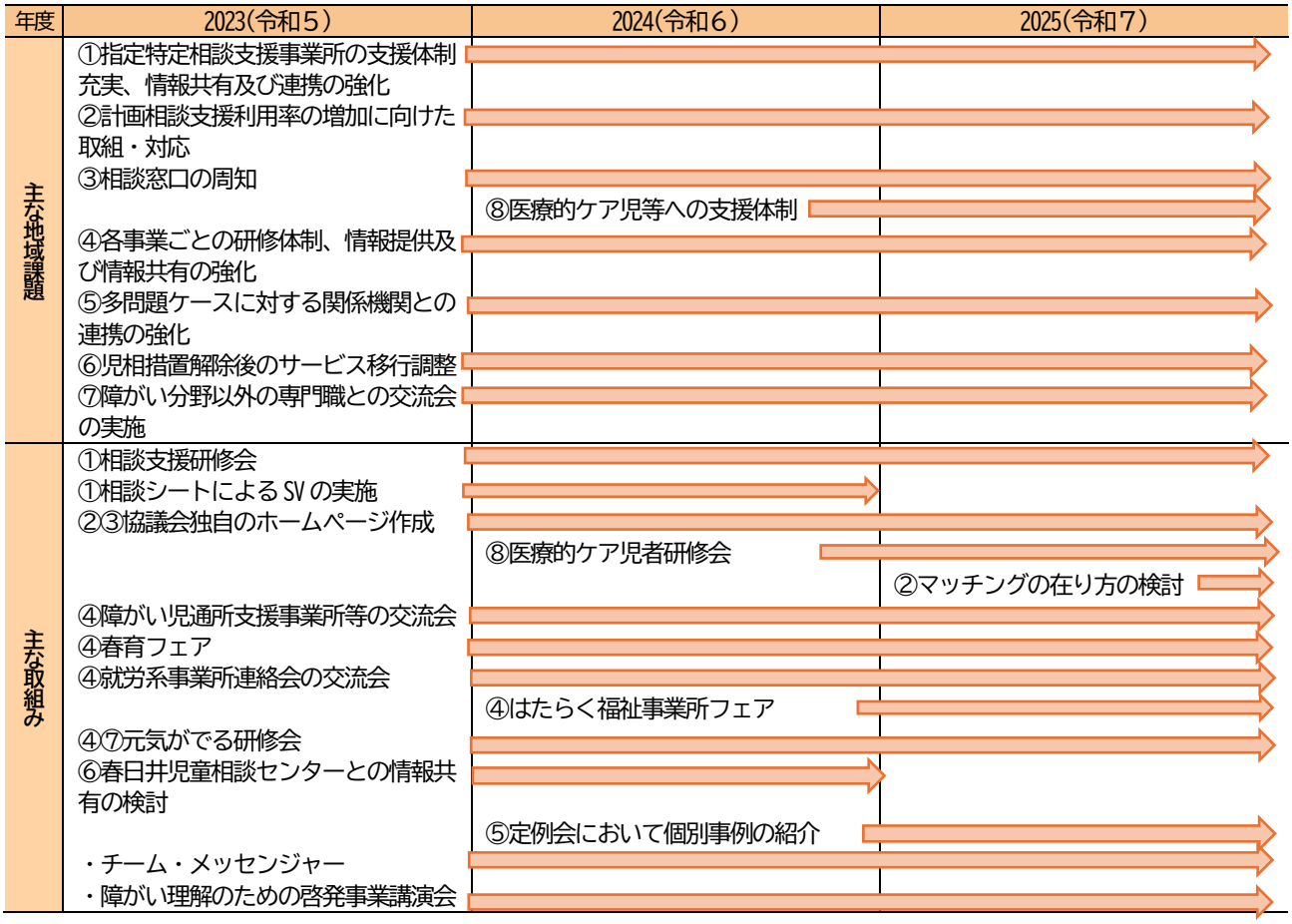



※**チーム・メッセンジャー**：地域住民や事業所等に対して「障がい」に対する正しい理解を広げるため、障がい者生活支援センターがキャラバン隊を結成して行う啓発事業

**図表１-２-24　地域自立支援協議会のあゆみ**

2007（平成 19）～2023（令和５）

| 部会 | 検討した地域課題 | 取組み |
|---|---|---|
| 障がい者生活支援センター連絡会 | ・障がい理解を深めることが重要<br>・支援者の教育<br>・事業ごとの研修体制、情報提供および情報共有の強化<br>・多問題ケースに対する関係機関との連携強化<br>・相談窓口（障がい者生活支援センター）の周知 | 協議会独自のホームページ作成<br>啓発講演会<br>元気が出る研修会<br>チーム・メッセンジャー |
| 相談支援部会<br>⇒相談支援連携部会<br>⇒終結 | ・相談員（相談支援事業）の不足<br>・計画相談支援の高位平準化<br>・相談支援体制の連携強化<br>・指定特定相談支援事業所の増加・体制拡充<br>・計画相談支援利用率の増加に向けた取組・対応<br>・指定特定相談支援事業所間の情報共有及び連携強化 | 相談支援ガイドライン作成<br>相談支援研修会 |
| 住まいに関する研究会<br>⇒すまいの部会<br>⇒終結 | ・住居の問題<br>・障がいのある人の地域生活を支える地域づくり<br>・第３の住まい方の模索 | 事例集・ＤＶＤの作成 |
| はたらく部会<br>⇒就労系事業所連絡会 | ・「はたらく」ことに対して幅広く捉え、多様な就労の場を考える<br>・優先調達の推進等工賃向上に向けた取組<br>・障がいのある人が多様に働く場を考える仕組みづくり | 障がいがある人が「はたらく」ためのガイドブック作成<br>就労系事業所交流会<br>はたらく福祉事業所フェア |
| 子ども部会<br>⇒障がい児通所支援等事業所連絡会 | ・障がいの程度、内容にあった教育・療育の機会を図る<br>・サポートブックの活用について検討 | 「春育 HARUIKU～発達が気になるお子さんの応援ガイドブック～」作成<br>春育フェア<br>障がい児通所支援等事業所交流会 |
| 医療的ケア児等支援連絡会<br>⇒医療的ケア児等支援部会 | ・医療的ケアが可能な事業所の増加<br>・医療的ケア児等への支援体制 | 医療的ケアガイドブック作成<br>研修会の実施<br>対象者の全数把握 |



## コラム 成人してから発達障がいと診断された人への支援 つながる支援、広がる可能性――就労実現までの歩み

ライフステージの変化をきっかけとして、成人してから発達障がいと診断される人も少なくありません。このコラムでは、市内でそれを経験した人が、どのような支援とつながり、どのようなサービスを利用したのか、本人の体験を通して紹介します。

Aさん　50代女性

大学在学中に学生相談室からの勧めで精神科を受診しました。とはいえ、当時はとくに明確な診断を受けていませんでした。

卒業後は、事務の資格を取得してパートタイム等で就職しました。しかし、人間関係を築くのが苦手で、不安を抱えたまま働いていました。その当時は、体のあちこちに疾患が見つかるなど体調が思わしくなく、複数の診療科を受診していました。その中で、月10日程度の勤務に変更しましたが、それでもストレスは軽減されず、さらに体調が悪化したため、退職することになりました。

仕事を辞める３年ほど前に、主治医から発達障がいの疑いがあると言われていたため、発達障がいのことを相談できる機関を探すことにしました。しかし、その時は、成人の発達障がいの人を支援してくれる相談先を見つけることができませんでした。仕事も辞め、どうすることもできずに辛い日々を過ごしていたある日、精神障がいのある人のためのサロンで、**障がい者生活支援センター**の存在を知りました。思い切って電話し、仕事を辞めて２か月ほど経ってようやく、医療費などの経済的な不安も漠然とした将来に対する不安も、色々と相談できる機関につながることができました。

この相談がきっかけとなり、**自立支援医療（精神通院）**や**心身障がい者医療**の受給を開始できました。**障がい年金**も申請しましたが、そちらは不支給でした。

障がい者生活支援センターの支援を受けて、就労に向けて少しずつ生活のリズムを整えながらコミュニケーションの練習を行うため、**地域活動支援センター**の利用を開始しました。

地域活動支援センターの利用時間を徐々に増やし、自信もついてきた頃、今度は、**障害者就業・生活支援センター**への相談につながりました。そこでは、**職業適性検査**を受け、さらに、**障害者職業能力開発校の委託訓練**を受講しました。その後、職場体験を経て、障がい者雇用で無事に市内の会社に採用が決まりました。おかげさまで転職はありつつも、週４日の勤務を継続しています。

障がい者生活支援センターでは、成人してから発達障がいと診断された人も安心して相談でき、そこから希望に沿って地域活動支援センターや障害者就業・生活支援センターの利用にもつながりました。障がい者生活支援センターの人に伴走してもらいながら、自分らしい生活を取り戻せたと思います。

### 当事者の思い

障がい者生活支援センターに初めて電話をかけたとき、とりとめもなく話してしまったにもかかわらず、断られることなく受け止めてもらえたことで、ほっとした気持ちになりました。それ以降も、相談すれば受け止めてもらえるという安心感があり、どうしたらよいかわからないときには対処法を一緒に考えてもらい、必要なときには一緒に動いてもらえる経験を重ねる中で、「また相談してもいい」と思えるようになりました。さらに、自分の障がい特性を理解したうえで、それに合わせた対応をしてもらえたことで、継続的に相談することができたと思っています。

## （３）重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の構築

本市では、2022（令和４）年度から、重層的支援体制整備事業を開始し、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者などの各分野を超えた属性を問わない相談支援と全世代型の地域づくり、当事者の参加支援を一体的に推進しています。

相談支援体制については、当事者が抱える課題に加え、その世帯全体を包括的に支援できる仕組みづくりや支援員の資質向上、支援機関の連携・協働など関係性の構築に取り組んでいます。

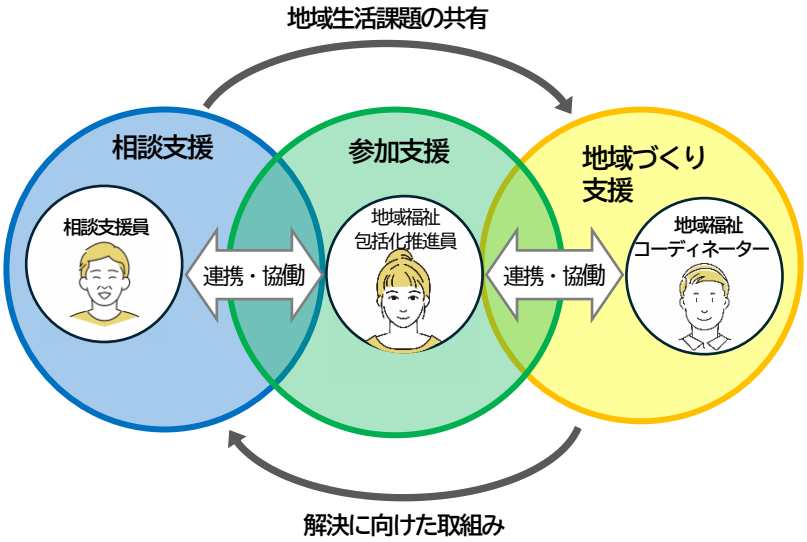
当事者を取り巻くさまざまな関係者が一堂に会する「支援会議」や「重層的支援会議」では、効果的な情報共有と役割分担を行い、チーム支援を通じて、世帯全体の複合的な生活課題の解決や、予防的かつ包括的な支援に取り組んでいます。

地域づくり支援と参加支援では、居場所づくりに取り組む団体や当事者団体、地域福祉コーディネーターが中心となり、民生委員・児童委員、地区社協、民間企業、支援機関などが参加する「つながりづくりプラットフォーム」（関係づくり・共創の場）を推進しています。地域支援研究会では、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者の分野を超えた専門職が関係性を深めながら、地域課題の発見から解決に向けた検討を行い、新たな協働の取組みを創出しています。

相談支援と参加支援、地域づくりを一体的に実施する体制を構想・推進するのが、「地域福祉包括化推進員※」の役割です。ひきこもりやセルフネグレクトなど支援が届きにくい世帯へは、家庭訪問等のアウトリーチ支援※を通じて早期発見と関係構築に努め、地域の関係者とも協働しながら、継続的な伴走支援を行っています。

このように、本市の重層的支援体制整備事業は、多様な専門職と地域住民、民間事業者、行政との協働による包括的な相談支援と共生社会が求める社会参加の推進、住民主体の支え合い活動を一体的に推進しています。

**図表１-２-25　３つの支援の一体的な推進**




※**地域福祉包括化推進員**：市独自の制度として、多様化・複雑化した地域生活課題や制度の狭間の問題に対し、多機関協働によるチーム支援や地域福祉コーディネーターと連携した社会参加の取組み、プラットフォームへの参画等による地域づくりに向けた支援を一体的に行う体制整備に取り組む専門員。

※**アウトリーチ支援**：必要な情報や支援が届いていない人に支援機関と地域住民が連携しながらアプローチして支援を行うこと。

## （４）市社会福祉協議会による地域福祉を推進する取組み

市社会福祉協議会は、1979（昭和 54）年の設立以来、住民が主体となって地域生活課題を解決する地域福祉の推進役を担ってきました。身近な地域を単位として活動する地区社会福祉協議会（地区社協）の設立や運営支援を始め、地域の多様な主体をつなぎ、それぞれの地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりを進めてきました。このような地域福祉の実践の蓄積を活かして、2017（平成 29）年度に地域福祉コーディネーターを市社会福祉協議会に配置し、地域包括支援センターや民生委員などと連携して住民主体の支え合いによる地域づくりを推進しています。

### 住民主体活動の広がり

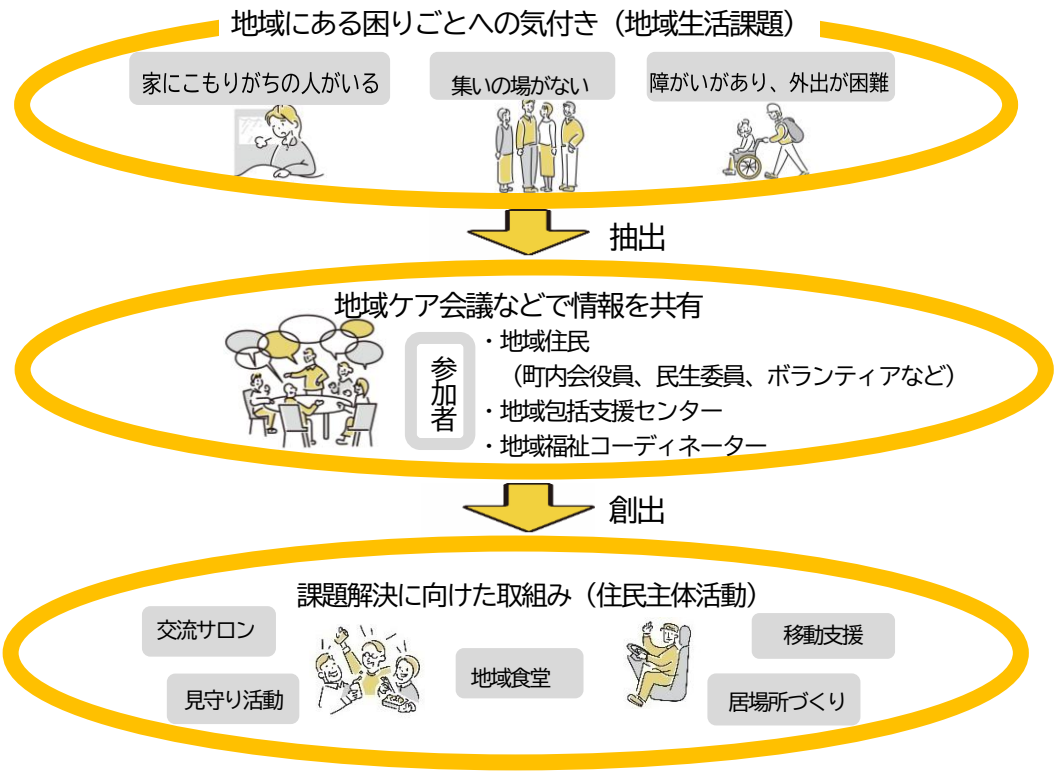
本市では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域包括支援センターと地域福祉コーディネーターが連携し、住民主体の支え合いによる地域づくりを推進しています。

こうした住民主体活動の推進において中心的な役割を果たしているのが地域ケア会議です。地域包括支援センターが把握した地域生活課題について、地域福祉コーディネーターが協働し、地域の関係者が話し合い、課題解決に向けた取組みを創出しています。当初は、複雑な生活課題を個別に解決するところから始まりましたが、その後、地域包括支援センターが把握した共通の課題を住民や事業者などと共有し、住民主体による課題の解決策の創出や地域資源の開発へと重点を移し、地域の支え合いの仕組みづくりを着実に進めています。

地域づくりの取組みは、高齢者の地域包括ケアシステムを背景としており、高齢者への支援が中心となっています。障がい者生活支援センターの相談員によると、障がいのある人の困りごとについては、福祉サービスの利用につなげることが多く、地域とのつながりは少ない状況です。また、子育て世代については、地区を担当する保健師が、個別の地域生活課題の把握に努めているところです。今後は、障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的に孤立した状態にある人など、より幅広い住民に関わる地域生活課題に向き合うことが求められます。

**図表１-２-26　地域ケア会議・地域協議会などによる住民主体活動の創設**

地域包括支援センターや地域福祉コーディネーターが把握した地域の困りごと（地域生活課題）について、その地域の関係者に参加を呼びかけて、地域ケア会議等を開催し、課題解決に向けた取組みを創出します。



**図表１-２-27　主な住民主体活動**

| | 2020（令和2）年度 | 2021（令和3）年度 | 2022（令和4）年度 | 2023（令和5）年度 | 2024（令和6）年度 | 2025（令和7）年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 坂下地区 | | 見守り活動 | 見守り活動+交流会 | | | |
| | | | 訪問型サービス | | | |
| | | | | | 送迎サービス | |
| | | | | | 地域勉強会 | |
| 高森台・石尾台地区 | 地域の居場所(地域で気軽に参加できる場) | | | | | |
| | 既存集会場の活用(移動負担の少ない集会所の活用) | | | | | |
| | 助け合い活動 | | | | | |
| | 孤食予防 | | | | | |
| | | 介護予防・交流の場 | | | | |
| | | | 見守り活動(見守りステッカー) | | | |
| | | | 介護予防体操教室 | | | |
| | | | | 家族介護者のための交流会 | | |
| | | | | 自宅を活用した交流サロン | | |
| | | | | | 認知症当事者会 | |
| | | | | | 認知症勉強会 | |
| | | | | | 気功体操教室 | |
| | | | | | | 交流サロン1 |
| | | | | | | 交流サロン2 |
| | | | | | | 男性介護者交流会 |
| 藤山台・岩成台地区 | | 運動サロン1 | | | | |
| | | | フードパントリー1 | | | |
| | | | フードパントリー2 | | | |
| | | | 運動サロン2 | | | |
| | | | 運動サロン3 | | | |
| | | | 運動サロン4 | | | |
| | | | 地域食堂 | | | |
| | | | 認知症家族介護者のための交流 | | | |
| | | | | | 知症家族介護者のための交流 | |
| | | | | | 介護者勉強会 | |
| | | | | | 脳活サロン | |
| | | | | | | 健康麻雀1 |
| | | | | | | 健康麻雀2 |
| | | | | | | 介護者勉強会 |
| 高蔵寺地区 | 助け合い活動(交流促進) | | | | | |
| | | 助け合い活動(困りごとの解決) | | | | |
| | | | 訪問お助けサービス | | | |
| | | | | 体操サロン1 | | |
| | | | | 訪問型お助けサービス | | |
| | | | | | 体操サロン2 | |
| | | | | | 地域共生サロン | |
| | | | | | 音楽サロン | |
| | | | | | | 孤食防止 |
| | | | | | | 体操サロン3 |
| 南城地区 | | ラジオ体操1 | | | | |
| | | | ラジオ体操2 | | | |
| | | | | ラジオ体操3 | | |
| | | | | 体操サロン1 | | |
| | | | | 体操サロン2 | | |
| | | | | | 学校の空き教室を活用したラジオ体操・茶話会 | |
| | | | | | | 交流サロン |
| | | | | | | 健康麻雀 |
| 松原地区 | 地域住民交流の場 | | | | | |
| | | 交流サロン1 | | | | |
| | | 体操サロン | | | | |
| | | 地域見守り | | | | |
| | | 地域見守り(移動スーパーと連携) | | | | |
| | | | 健康麻雀1 | | | |
| | | | 健康麻雀2 | 健康麻雀2+体操 | | |
| | | | ベンチ設置運動 | ウォーキングクラブ | | |
| | | | | 地域見守り | | |
| | | | | 交流サロン２ | | |
| | | | | 交流サロン３ | | |

| | 2020（令和２）年度 | 2021（令和３）年度 | 2022（令和４）年度 | 2023（令和５）年度 | 2024（令和６）年度 | 2025（令和７）年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東部地区 | 見守り活動 | | | | | |
| | | フレイル予防 | | | | |
| | | 見守りネットワークづくり | | | | |
| | | | 地域食堂 | | | |
| | | | 運動サロン | | | |
| | | | カフェサロン | | | |
| | | | | 訪問サービス | | |
| | | | | 地域住民交流の場 | | |
| | | | | たすけあいパーキング | | |
| | | | | | 健康麻雀 | |
| | | | | | 家族介護者交流会 | |
| | | | | | | ペットのお世話 |
| | | | | | | 自宅サロン |
| 鷹来地区 | | 見守り活動(あんしんみまもり登録) | | | | |
| | | | 交流サロン | | | |
| | | | | 茶話会 | | |
| | | | | 畑サロン | | |
| 柏原地区 | 高齢者の手仕事活動(学校への寄付) | | | | | |
| | | グラウンド・ゴルフ | | | | |
| | | 交流サロン1 | | | | |
| | | ラジオ体操 | | | | |
| | | 健康マイレージチャレンジ | | | | |
| | | | 交流サロン1 | | | |
| | | | | 介護予防体操教室 | | |
| | | | | 交流サロン2 | | |
| | | | | | すこやか椅子ストレッチ | |
| | | | | | 交流サロン3 | |
| | | | | | 交流サロン4 | |
| | | | | | 交流サロン5 | |
| | | | | | 高齢者の手仕事活動(学校への寄付)+地域活動団体の参画 | |
| | | | | | | 外出支援 |
| 中部地区 | 交流サロン1 | | | | | |
| | 体操サロン | | | | | |
| | 交流サロン2 | | | | | |
| | 見守りプロジェクト | | | | | |
| | ひとり歩き高齢者声掛け訓練(グループホームと地域のつながり) | | | | | |
| | | 地域見守り(おれんじプラスカフェと連携) | | | | |
| | | | | 男性向けサロン | | |
| 西部地区 | | 認知症見守り体制の構築 | | | | |
| | | | 多世代交流活動 | | | |
| | | | | | 子ども食堂 | |
| | | | | | 健康体操/健康麻雀 | |
| | | | | | | 作品づくり/提供 |
| | | | | | | 移動販売 |
| 味美・知多地区 | | ラジオ体操1 | | | | |
| | | 見守り活動 | | | | |
| | | | カフェサロン | | | |
| | | | SNSの普及活動 | | | |
| | | | ラジオ体操2 | | | |
| | | | | 家族介護者のための交流 | | |
| | | | | | | 創作活動 |
| | | | | | 買い物支援1 | |
| | | | | | | 買い物支援2 |

各圏域の住民主体活動をさらに詳しく知りたい場合はこちらから →

（市社会福祉協議会ホームページ）

## 地区社協（地区社会福祉協議会）の取組み

地区社協は、「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体です。現在、市内で 44 団体が共生サロンや見守り活動など、それぞれの地域に根差した活動を実施し、町内会と協力しながら住みやすいまちづくりをめざして活動しています。

地区社協、区・町内会・自治会は、それぞれ地縁に基づく団体です。本市では、町内会の役員を輪番で担っていることが多く、町内会役員の役割の一環として地区社協が認識されている地域もあります。このため、町内会の活動が活発な地域は、安定的に運営されている一方で、そうでない地域では役員の担い手不足が顕著で運営が不安定なところもあります。また、地区社協を単独で運営している地域では、「地域をよりよくしたい」想いをもった役員が熱心に運営していますが、次世代の担い手がなかなか見つからないとの声も聞かれます。

今後も、地区社協と町内会が連携し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要です。

### 一般事業

それぞれの地区の実情に応じた福祉活動を区・町内会・自治会と協力して行う事業。
〔例〕盆踊り、敬老会、ラジオ体操

### つながりづくり事業

孤独・孤立を防止し、人と人とがつながり支え合える関係を構築する事業。
〔例〕三世代交流グラウンドゴルフ大会

### 共生サロン

地域で生活している誰もが気軽に集まり、ふれあいを通して仲間づくり、いきがいづくりを行うことで孤独・孤立を防止し、相互に支え合える関係を構築することを目的として交流する場。
※各地区社協では、地域のニーズに応じたサロン活動を行っています。
［例］高齢者等サロン、子育て・子育ち支援サロン、地域食堂

### 地域見守り事業

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、定期的な見守りや軽易な日常生活支援を地域住民の参加と協力により行う取組み。



地区社協の取組みを
さらに詳しく知りたい
場合はこちらから →

（市社会福祉協議会ホームページ）

# 第３章
# 計画の基本的な考え方

# 1 計画策定の協議プロセス

## （１）福祉施策等推進協議会での議論

この計画の策定にあたって、2025（令和7）年度から2026（令和8）年度にかけて福祉施策等推進協議会を開催し、３計画を統合する意義や本市の福祉施策の現状と課題などについて、協議を行ってきました。

計画の統合については、支援の現場において、親が認知症かつこどもに障がいがあり、意思決定や金銭的な手続きが困難な家庭やヤングケアラーなど、世帯全体で支援が必要なケースも多くあるなどの分野横断的な地域課題がみられること、また、介護や医療の分野においても、「高齢者」「障がい者」を分けるのではなく、支援が必要な一つの「家庭」として捉え、包括的に支援できる体制が必要との意見があり、分野横断的な課題の共有と検討ができるように求められました。

また、人材不足について、現場から「人材確保に苦慮している。事業者の自助努力だけでは対処できない。」「制度や仕組みがあってもヘルパー不足などでサービスに繋がらない現実がある。」など切実な声が出され、地域を支える人材の確保は、地域福祉・高齢福祉・障がい福祉に共通する大きな課題であり、これからますます重要になることが指摘されました。移動支援についても、買い物だけでなく、地域の社会参加をサポートする側面もあり、重要な課題であるとの共通認識のもと、一律に免許返納を勧めるだけでなく、目的を広く捉えて検討する必要があるという議論となりました。「ゆっくりカート」など、先行的な事例の紹介もあり、地域の実情に合った制度設計が求められました。

さらに、様々な状況にある方が、将来を見通しながら安心して暮らせるように、どのように生活すればよいか、また、春日井市でどのような支援が受けられるかを分かりやすくするために、ロールモデルなどを提示し、多くの人に伝わるものとすることが求められました。

本計画では、分野横断的な視点で議論した中で、特に重要だと位置付け、横断的に取り組むべき課題を重点課題として位置付けています。

## （２）実態調査による課題の把握

今回の計画策定に合わせ、これまで市の窓口などへ寄せられた声をもとに「人材不足」、「移動支援」、「発達障がい者への支援」について、高齢者（要介護者を含む）と障がいのある人にアンケートを実施するとともに、認知症の人や老人クラブ、地域自立支援協議会、地域包括支援センターなどの関係団体や関係機関との意見交換を実施しました。相談支援機関が分野を越えて連携し、訪問活動や成年後見制度を活用している事例などの把握を行ったほか、認知症ご本人へのインタビューでは、「住み慣れた地域でこれまでと変わらない生活を続けたい。」という本人の意思と願いが示されました。

また、支援機関からは、「発達障がい者支援センターへの相談の対象者は 19 歳以上が多く、福祉的支援につながらないまま成人し、初めて相談に至るケースなど、大学入学、就職、ひとり暮らしのタイミングでつまずいてしまう方はかなり多い。」「５歳児健診や教育の現場などを巻き込んで施策を進めていくと、本人や家族の理解、課題の解決につながると思う。」「計画策定にあたっては、こども分野の仕組みや、企業への周知を重点的に検討してほしい。」などの意見がありました。

これに加え、多死社会を迎えようとする中で、国では頼れる身寄りのない人への総合的な支援体制の拡充に向けて、民法と社会福祉法が改正され、総合的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの重要性について議論がされたところです。これらの意見や課題を踏まえ、庁内においても分野横断的に議論を重ね、施策体系を構築しました。

## 2 計画の理念・基本目標

### 計画の理念

**すべての人の尊厳が尊重され、**
**つながり、支え合う、その人らしく輝くまち**

### 基本目標

#### 地域と人がつながり、支え合う仕組みを創る

住民、企業、団体がそれぞれの役割を活かし、日常のつながりを通じて、誰もが互いを気に掛け合い、支え合える地域づくりと協働の基盤づくりを図ります。

#### 意思決定を尊重し、社会参加を支える体制を築く

自らの意思で人生を選択できるようにするため、意思決定支援を推進するとともに、地域社会の一員として多様な活動や就労に参加できる環境の整備を図ります。

#### 住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できる環境を整える

医療・介護・福祉の専門職が連携し、包括的な支援体制を構築することで、誰もがいつまでも住み慣れた場所で安心してその人らしく暮らせる生活環境の維持と充実を図ります。

## 3 計画の施策目標・体系

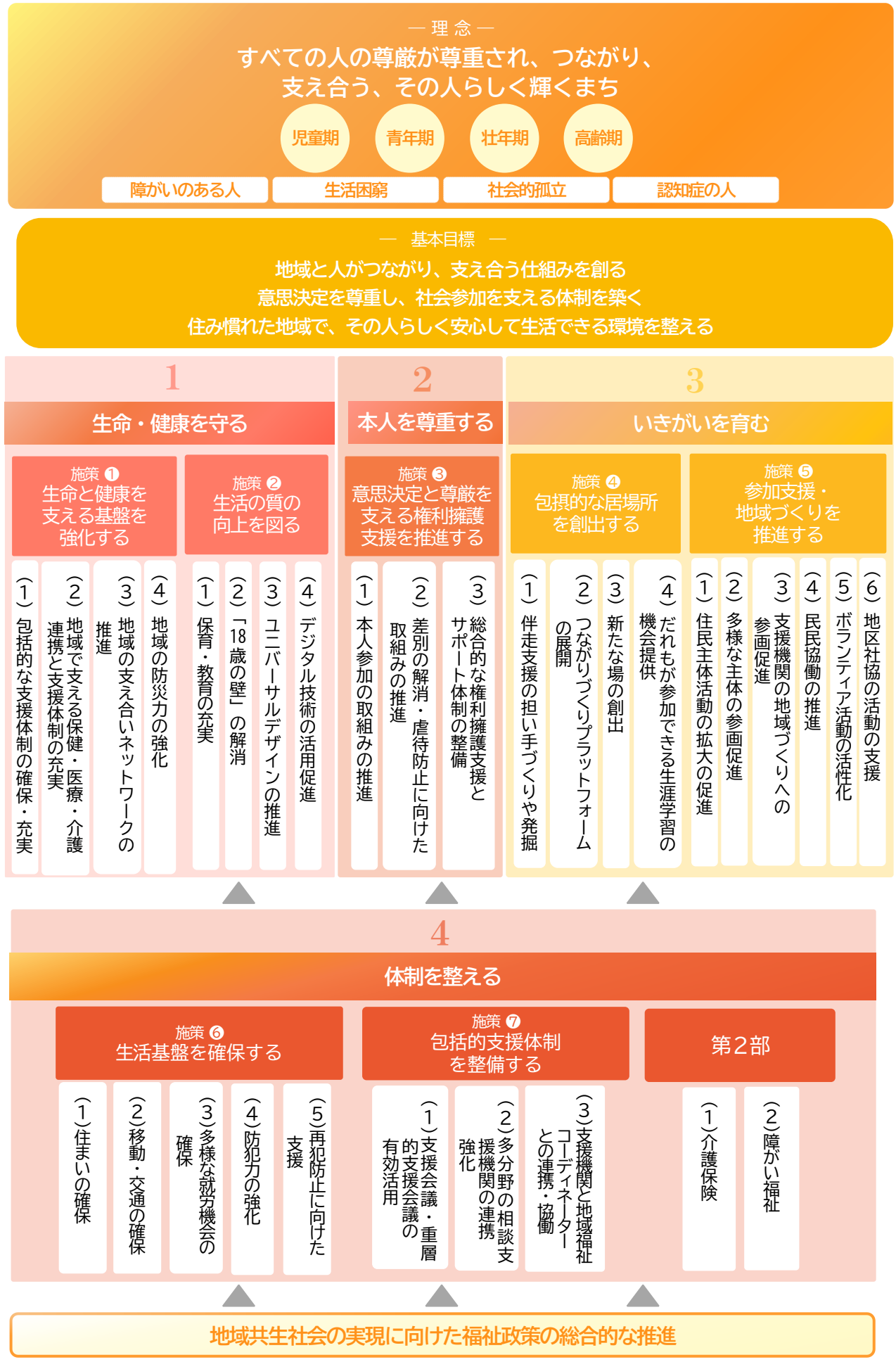
基本理念及び基本目標を踏まえ、施策体系にある次の４つを施策目標として設定しています。

第1に、包括的な支援の充実を図りつつ「生命・健康を守る」こと、第2には、すべての人の尊厳が尊重される理念に基づき「本人を尊重する」こと、第3として誰もがその人らしく輝ける機会を創出する「いきがいを育む」こと、そして第4として生活基盤の確保をはじめ、つながり、支え合いの活動を土台から支えるための「体制を整える」ことです。

施策の体系は、４つの施策目標ごとに、施策①から施策⑦を配置するとともに、介護保険と障がい福祉の法定計画上の盛り込むべきサービスについては、第２部において記載することで、７つの施策とは切り離しています。なお、介護保険と障がい福祉のサービス整備量等については、４つ目の施策目標である「体制を整える」を実現するための施策として位置づけています。

なお、先述のとおり、横断的に取り組むべき、特に重要だと位置付けた課題は、重点的に推進する課題として位置づけています。

■施策体系図


― 理 念 ―
すべての人の尊厳が尊重され、つながり、
支え合う、その人らしく輝くまち
児童期
青年期
壮年期
高齢期
障がいのある人
生活困窮
社会的孤立
認知症の人
― 基本目標 ―
地域と人がつながり、支え合う仕組みを創る
意思決定を尊重し、社会参加を支える体制を築く
住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できる環境を整える
1
生命・健康を守る
施策 ❶ 生命と健康を支える基盤を強化する
（1）包括的な支援体制の確保・充実
（2）地域で支える保健・医療・介護連携と支援体制の充実
（3）地域の支え合いネットワークの推進
（4）地域の防災力の強化
施策 ❷ 生活の質の向上を図る
（1）保育・教育の充実
（2）「18歳の壁」の解消
（3）ユニバーサルデザインの推進
（4）デジタル技術の活用促進
2
本人を尊重する
施策 ❸ 意思決定と尊厳を支える権利擁護支援を推進する
（1）本人参加の取組みの推進
（2）差別の解消・虐待防止に向けた取組みの推進
（3）総合的な権利擁護支援とサポート体制の整備
3
いきがいを育む
施策 ❹ 包摂的な居場所を創出する
（1）伴走支援の担い手づくりや発掘
（2）つながりづくりプラットフォームの展開
（3）新たな場の創出
（4）だれもが参加できる生涯学習の機会提供
施策 ❺ 参加支援・地域づくりを推進する
（1）住民主体活動の拡大の促進
（2）多様な主体の参画促進
（3）支援機関の地域づくりへの参画促進
（4）民民協働の推進
（5）ボランティア活動の活性化
（6）地区社協の活動の支援
4
体制を整える
施策 ❻ 生活基盤を確保する
（1）住まいの確保
（2）移動・交通の確保
（3）多様な就労機会の確保
（4）防犯力の強化
（5）再犯防止に向けた支援
施策 ❼ 包括的支援体制を整備する
（1）支援会議・重層的支援会議の有効活用
（2）多分野の相談支援機関の連携強化
（3）支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携・協働
第２部
（1）介護保険
（2）障がい福祉
地域共生社会の実現に向けた福祉政策の総合的な推進

# 4 重点的に推進する課題 ～横断的に取り組む課題～

重点的に推進する課題（以下「重点課題」という。）については、既存の施策だけでは対応が難しく、多様な知見と多角的なアプローチを取り入れ、試行や検証を重ねながら取り組む必要がある課題を「1 人材確保と育成」「5　質の高いサービスの確保と効率化の推進」とし、また、関連施策を推進することで解決に向けて取り組む課題として、「2　総合的な権利擁護支援の推進」「3　多様な障がい特性に対応した支援体制の構築」「4　日常生活における移動手段の確保」を設定しています。なお、それぞれの重点課題には、関連する施策もあわせて記載しています。

## 重点課題１　人材確保と育成

### ①　福祉サービスの人材

福祉サービスの現場では、人材の不足が常態化しています。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護サービス需要の増加が見込まれる一方で、少子化により生産年齢人口（15～64歳）が減少し、介護分野だけでなく全産業で人材獲得競争が激化することが予測されます。

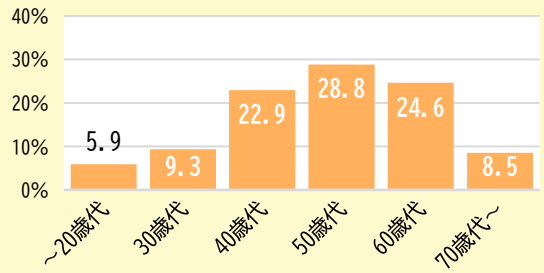
また、40～60歳代が主な人材となっており、20年後には激減するおそれがあります。

アンケート結果によると本市の事業所ヘルパーの離職率（離職者数÷期首の常用労働者数）は15.2%となっています。また、全国では11.4%、愛知県では14.3%となっており、限られた人材をしっかりと定着させることが必要です。

障がい福祉の現場でも、多くの事業所で募集しても応募者が少なく、新たな人材確保に苦慮している状況です。当事者や障がい者生活支援センターからは、「ヘルパーや訪問診療は、夕方の利用が難しくなってきている」、「移動支援や行動援護を行うヘルパーが不足している」との声も聞かれます。

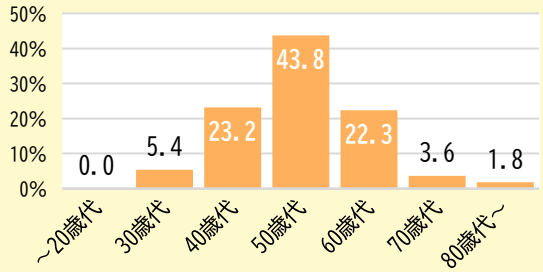
安定的な福祉サービスの提供に向け、人材の身体的・精神的な負担の軽減や処遇の改善など、働き続けられる環境づくりに取り組み、職場の魅力を向上させることにより、離職を防止するとともに、新たな人材の確保を進めることが必要です。

図表1-3-1　ヘルパーの年代別の割合



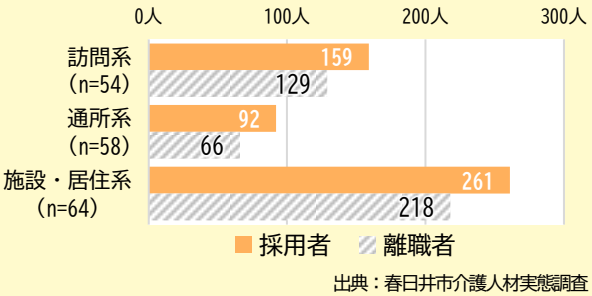

出典：春日井市介護人材実態調査

図表1-3-2　ケアマネジャーの年代別の割合



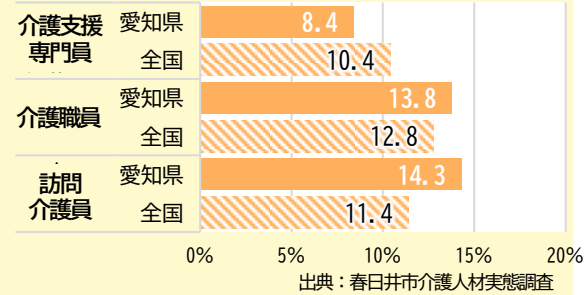

出典：春日井市ケアマネジャー実態調査

図表1-3-3　サービス系統別の採用者数及び離職者数




出典：春日井市介護人材実態調査

図表1-3-4　サービス系統別の離職率



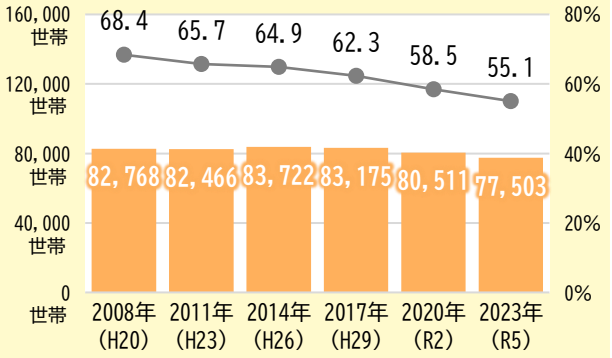

出典：春日井市介護人材実態調査

## ② 地域づくりを支える人材

住民主体活動が活発に行われている一方で、地域の担い手の不足が顕著となっています。地域福祉コーディネーターへのヒアリングでは、人材が固定化しており、全体的に高齢化する傾向にあることや新たな地域づくりを支える人材に出会うことが少なくなっていることが指摘されています。また、町内会や子ども会の加入率の減少が進み、これまでの地域コミュニティのあり方が揺らいでいます。

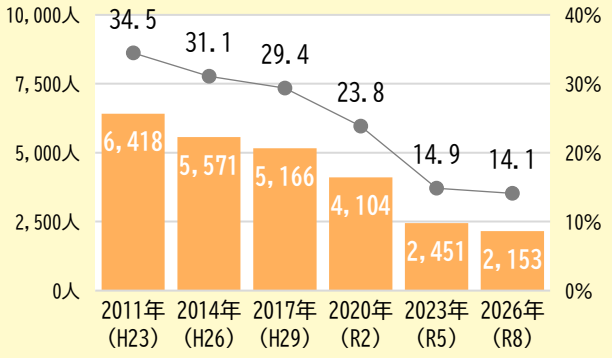
民生委員・児童委員や保護司も定員を割る状況が続いています。これまでは、定年退職後にこうした活動に携わる人も多くいましたが、定年の延長などにより60歳を超えても一般就労を継続する人が増えています。働きながらでも参画しやすい仕組みの構築など、人材の裾野を拡大することが必要です。

図表1-3-5　町内会加入世帯数及び加入率の推移



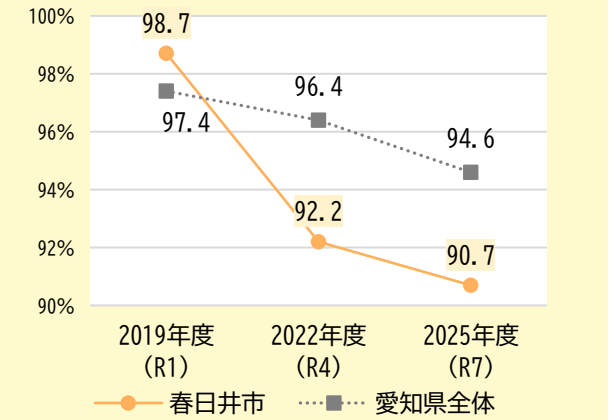

出典：市民生活課調べ

図表1-3-6　子ども会会員数及び加入率の推移



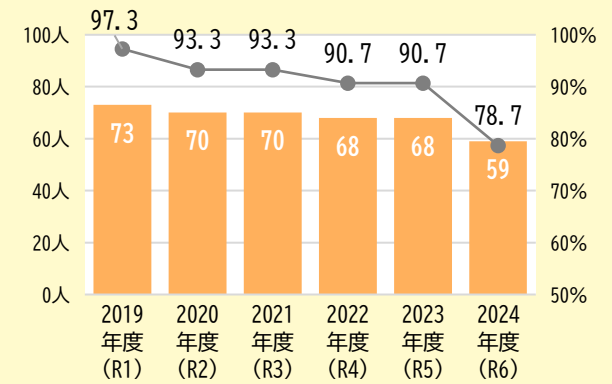

出典：子育て推進課調べ

図表1-3-7　民生委員の充足率の推移（愛知県全体比較）




出典：福祉政策課調べ

図表1-3-8　保護司の人数及び充足率の推移（各年度11月末現在）




出典：福祉政策課調べ

### 関連施策


施策①　（１）包括的な支援体制の確保・充実　―　Ｐ５０
　　（３）地域の支え合いネットワークの推進　―　Ｐ５１
施策④　（１）伴走支援の担い手づくりや発掘　―　Ｐ６７
施策⑤　（２）多様な主体の参画促進　―　Ｐ７５
　　（４）民民協働の推進　―　Ｐ７５

## 重点課題２　総合的な権利擁護支援の推進

現在、高齢者・障がいのある人の権利擁護支援については、対象者ごとに個別の課題を抱えています。高齢者については、認知症高齢者や単身高齢者の増加により、成年後見制度へのニーズが拡大しています。また、障がいのある人については、金銭管理の困難さがあるほか、「親なきあと」に対する将来への不安が非常に強く、これらを含めた権利擁護支援は当事者が地域で安心して暮らすための喫緊の課題となっています。

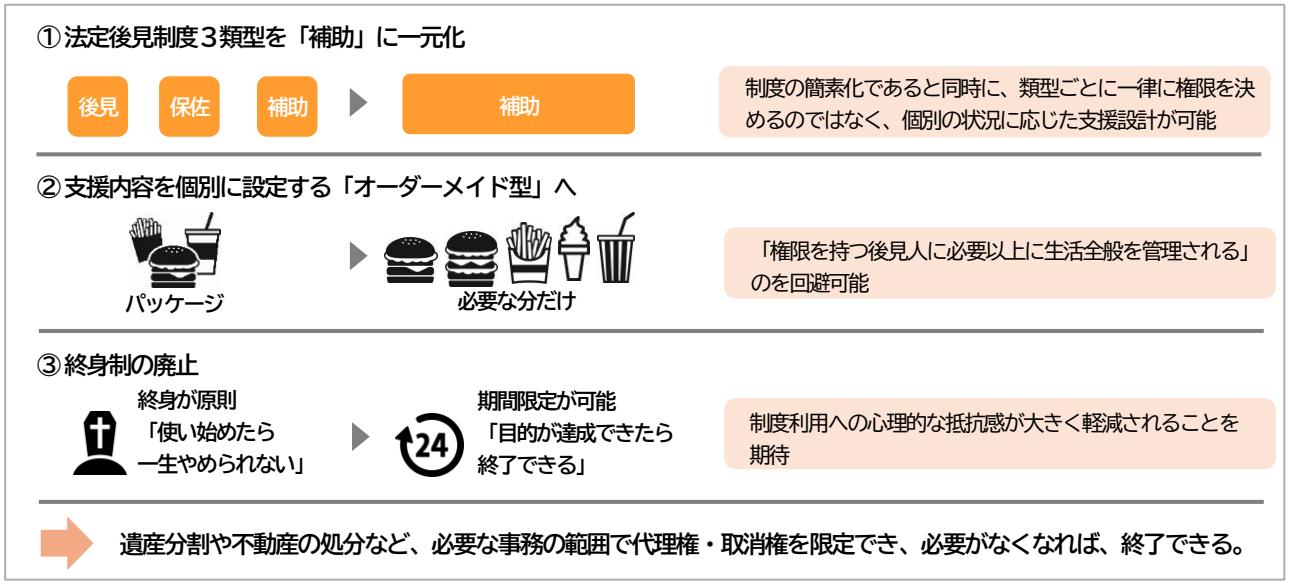
成年後見制度は、対象者の権利を守る重要な制度として活用されてきました。一方で、制度が終身にわたって継続されることや、当事者の保護・管理に偏る恐れがあることが課題とされてきました。

こうした背景のもと、2026（令和８）年に民法が改正され、①現行の「後見・保佐・補助」の３類型を「補助」に一元化、②支援内容を個別に設定する「オーダーメイド型」支援への転換、③目標が達成できたら終了できる「終われる補助制度」の導入により、本人の意思決定支援の制度の位置づけが明確化されました。

本市においては、春日井市社会福祉協議会が運営する「高齢者・障がい者権利擁護センター（以下「権利擁護センター」という。）」を成年後見制度の利用を促進する中核機関※として位置づけ、成年後見制度の相談支援や市民後見人の育成、日常生活自立支援事業等の利用など総合的な権利擁護支援を進めてきました。

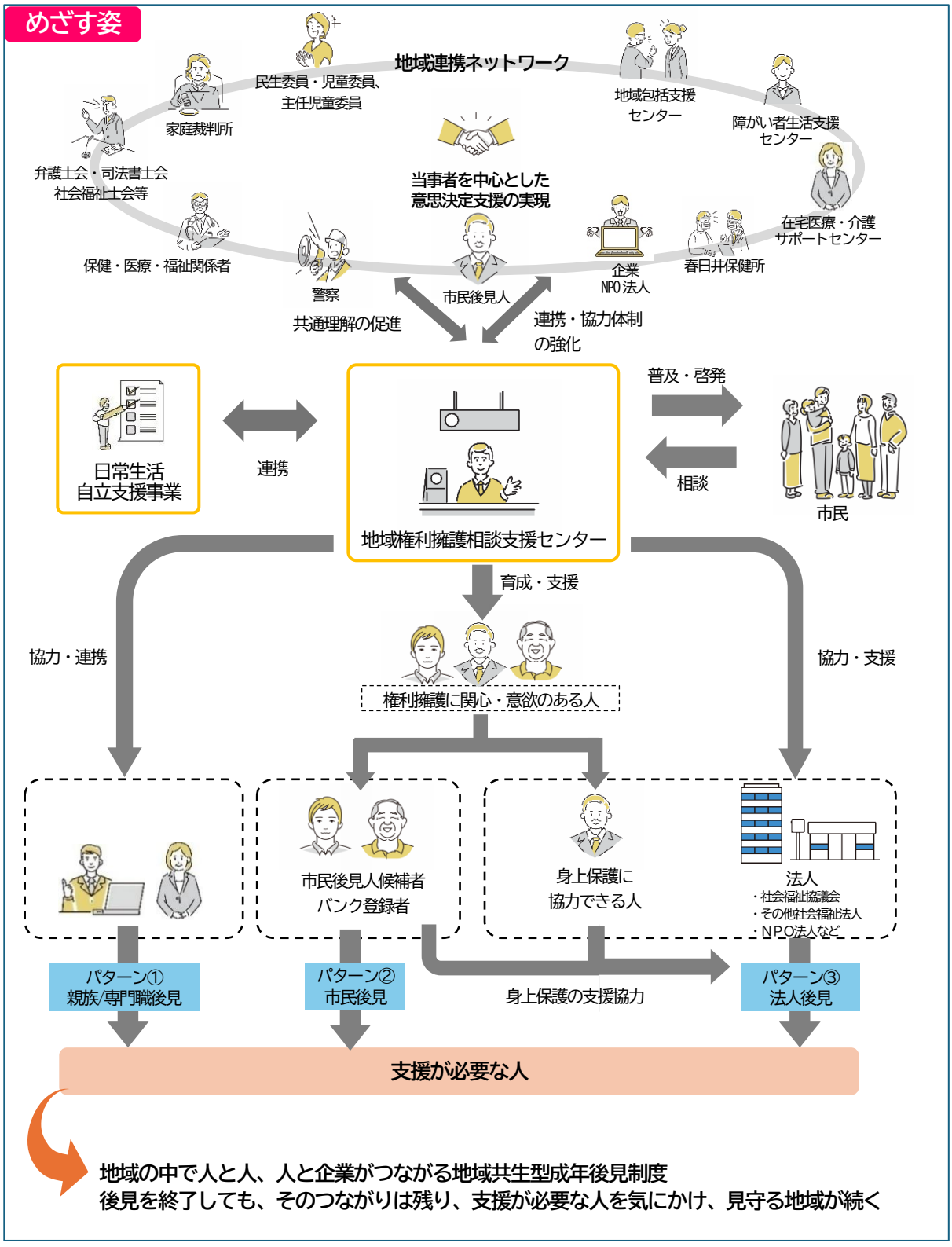
今後は、後見人への支援や市民後見人の確保・育成、日常生活自立支援事業や、関係機関との連携強化を図ることが必要です。さらに、民法改正に伴う「終われる補助制度」の導入を踏まえ、重層的な権利擁護のネットワークを構築する役割が求められます。また、社会福祉法の改正に伴い、成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるため、現在の権利擁護センターが担う中核的な機能を基盤として、地域連携ネットワークの「相談支援機能」「支援チーム形成支援機能」「自立支援機能」の3つの機能の強化・充実を図る必要があります。高齢化の進展に伴い、判断能力に不安を抱える高齢者等の増加が見込まれており、法人後見や頼れる身寄りがない高齢者等への支援など、多様なニーズに応じた支援体制の構築が必要です。

**図表1-3-9　成年後見制度の改正のポイント**




※**中核機関**：成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき設置する、専門職による専門的助言等の支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

図表１-３-10　総合的な権利擁護支援のめざす姿




**関連施策**

施策③　（３）総合的な権利擁護支援とサポート体制の整備　―　Ｐ６２

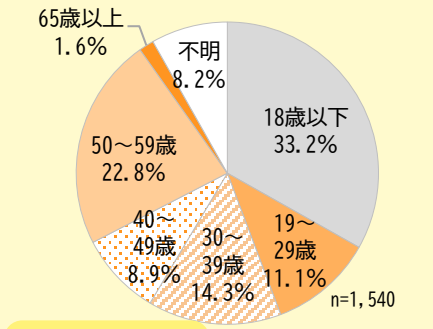
## 重点課題３　多様な障がい特性に対応した支援体制の構築

近年、医療的ケアや強度行動障がいなど、特別な配慮を必要とする人への対応が課題となっています。当事者団体や障がい者生活支援センターからは、「看護師が不足しており、医療的ケアに対応できるショートステイやレスパイトの受け入れ先がほとんどない。特に夜間配置のない事業所が多い。」との声が寄せられています。現状として、医療的ケアに関しては支援を担う人材が不足しており、強度行動障がいに関してはその特性への対応の難しさから社会資源が不足しています。これらの課題に対応するため、人材育成や研修体制の充実を図るなど、支援体制の強化が必要です。

また、8050問題やひきこもり、生活困窮といった生きづらさを抱える世帯が増加しています。その中にはこれまで見過ごされてきたり、支援が途切れてしまったりした発達障がいや知的障がいのある人も多く見受けられます。ライフステージごとの特性に応じて相談できる体制を整えることで、早期発見と適切な支援へのつなぎを行うとともに、その節目において支援が途切れることがないよう、多機関が協働する支援体制づくりを推進することが求められます。

さらに、障がいのある人やひきこもりなどの生きづらさを抱える人は、親族や地域とのつながりが希薄になりやすく、課題が複雑化・深刻化する傾向が見られます。加えて、医療的ケアが必要な人や強度行動障がいのある人の家族においても、介護や医療、日々の生活上の負担を日常的に背負っており、心身共に余裕を失いやすい状況にあります。そのため、社会的に孤立した状態にある人の社会参加を支援し、住民同士が出会い参加できる居場所を確保することで、互いに支え合う地域づくりを推進することが重要です。

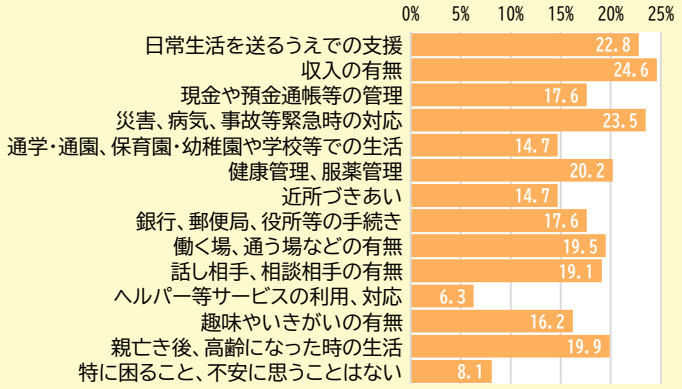
図表１-３-11 発達障がいに関する相談者の年齢




大学入学、就職、一人暮らしがきっかけとなることが多い

出典：障がい福祉課調べ

図表１-３-12　現在、日常生活をしていく上で困っていること




■ 発達障がいのある人（n=180）

出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

### 関連施策

施策②　（１）　保育・教育の充実　―　Ｐ５６
（２）　「18 歳の壁」の解消　―　Ｐ５６
施策⑤　（２）　多様な主体の参画促進　―　Ｐ７５
施策⑥　（３）　多様な就労機会の確保　―　Ｐ８８
第２部第２章③（２）　多様な障がい特性に対応した支援体制の構築　―　Ｐ１１２

## 重点課題４　日常生活における移動手段の確保

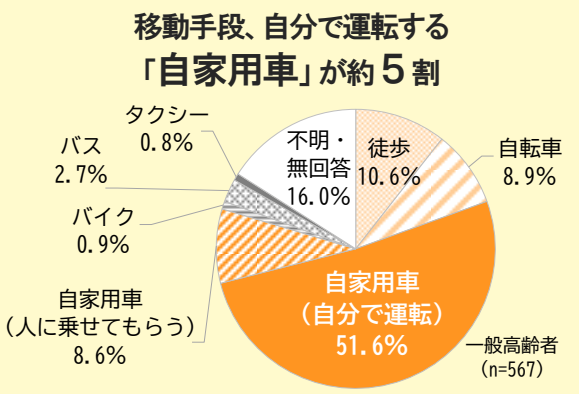
本市では、日常生活における移動について、公共交通機関よりも自家用車を利用する市民が多く、65歳以上でも５割以上の市民が自家用車を利用しています。

地域によっては、徒歩圏内に医療機関や店舗が立地していない場合もあり、高齢者の運転免許返納後の移動手段の確保が必要です。公共交通による一定の移動手段は確保されているものの、利用状況や時間帯などによって移動が困難となる場合には、通院や買い物といった日常生活に支障を生じます。また、外出機会の減少は社会参加や地域とのつながりの希薄化につながり、社会的孤立に陥るリスクがあります。社会的孤立は要介護状態への移行リスクを高めることが研究によって示されており、移動手段の確保は社会参加と介護予防の観点からも重要な課題です。

また、障がいのある人にとっても、移動手段の確保は日常生活や社会参加を支えるために重要な課題です。多様な障がい特性に柔軟に対応できるようにするためには、様々な取組みが必要になります。

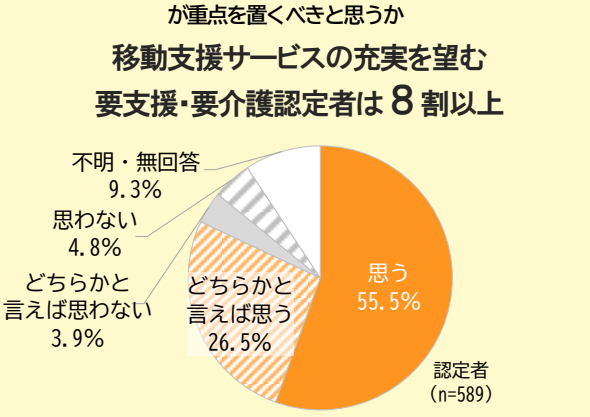
こうした状況を踏まえ、コミュニティバスやデマンド型交通などの公共交通に加え、住民主体の移動支援サービス、民間事業を含め、多様な移動サービスの充実を図る必要があります。

図表１-３-13 移動する場合の主な移動手段




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

図表１-３-14　移動支援サービスの充実について、今後国や市が重点を置くべきと思うか




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

**関連施策**

施策⑥　（２）移動・交通の確保　―　Ｐ８７

## 重点課題５　質の高いサービスの確保と効率化の推進

介護保険サービスや障がい福祉サービスの提供にあたっては、利用者を支援するために、利用者の状態やニーズに応じた福祉サービスの調整など、専門的な知識や経験を必要とする業務に多くの時間や労力を要します。一方で、各種申請や届出、報告などの多岐にわたる事務手続など、専門的な支援に付随する業務も必要となります。そのため、限られた人材や時間を有効に活用し、質の高いサービスを提供していくためには、専門職が本来担うべき専門性の高い業務により注力できるように、サービス提供に付随する業務の効率化を図ることが重要な課題です。

特に、行政手続や制度の運用など、事業者の工夫だけでは改善が難しい課題については、市が主体となって見直しを進める必要があり、閉庁時でも利用可能な行政手続のデジタル化やオンライン申請の普及を進めるとともに、申請・届出に必要な書類や手続の簡略化、提出書類の重複の解消など、事務負担の軽減につながる見直しを進める必要があります。

また、福祉サービスの安定的な提供に向けては、限りある人材や施設、設備などの地域資源を有効に活用する視点も必要です。高齢者福祉・障がい福祉の各分野で培われた知識やノウハウを共有するとともに、施設や設備などの活用における連携の可能性を検討するなど、分野を越えた連携・協力を進める必要があります。

事業者の意見や地域の実情を踏まえ、デジタル技術の活用や地域資源の有効活用を図り、事業者が専門性の高い業務により注力できる環境の整備を進める必要があります。

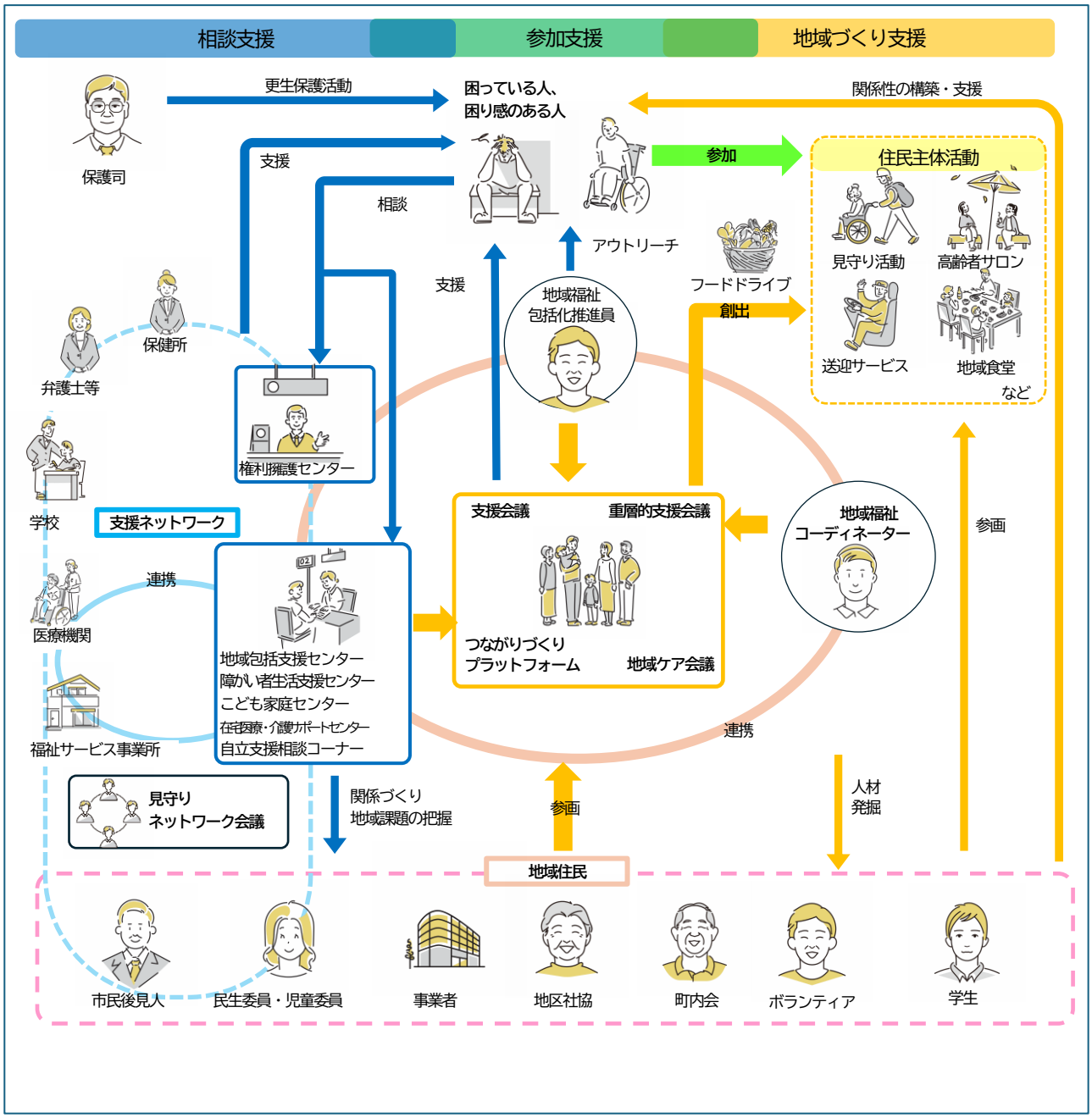
**関連施策**


施策①　（１）包括的な支援体制の確保・充実　―　Ｐ５０
施策②　（４）デジタル技術の活用促進　―　Ｐ５７
施策⑥　（３）多様な就労機会の確保　―　Ｐ８８

# 5 施策を関連づける人材や仕組み

ここでは、重層的支援体制整備事業で実施する３つの支援（P23参照）を軸に施策体系を具現化するため、地域で支援やネットワークづくりを担う支援者・支援機関の役割と関連性を整理しています。

**図表１-３-15　３つの支援と支援者・支援機関の役割と関連性**



### 地域福祉コーディネーター

**8人**

地域ケア会議など地域のプラットフォームに参画し、地域ニーズの把握や地域のネットワークづくり、地域資源の開発、取組みとのマッチングなどにより、地域づくりを行います。

### 地域福祉包括化推進員

**4人**

市独自の制度として、多様化・複雑化した地域生活課題や制度の狭間の問題に対し、多機関協働によるチーム支援や地域福祉コーディネーターと連携した社会参加の取組み、プラットフォームへの参画等による地域づくりに向けた支援を一体的に行う体制整備に取り組んでいます。

### 認知症地域支援推進員

**8人**

新しい認知症観を普及啓発し、認知症当事者が自分のできることから役割を持つことと、家族介護者も当事者として支えられるように、地域の住民、活動、企業などに働きかけを行います。

**「新しい認知症観」とは？**

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

### 地域ケア会議

高齢者が地域で最期まで生活を続けられるように、地域包括支援センターや医療・介護の関係者、住民、企業など多職種・多機関の参加者が主体的に課題と解決策となる取り組みを検討する場です。

### つながりづくりプラットフォーム

孤独・孤立を課題とし、地域の事業者や担い手が集まり、関係性の構築や課題解決、新たな価値の創出に向けた検討・共創の場です。より多くの人の参画を促し、つながりの輪を拡げていきます。

### 重層的支援会議

単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例について、地域福祉包括化推進員が調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め（支援者支援）、支援プランの策定・協議を行う場です。

協議の対象となるケースは、本人同意を得たうえで関係機関と個人情報の共有を図り、地域の多様な関係者とともに、本人の参加支援につなげていきます。

会議において表面化した地域生活課題を蓄積し、地域の取り組み（資源開発）や行政の仕組み（施策形成）づくりに反映させます。

※数値は2026（令和8）年4月1日時点

※数値は 2026（令和8）年4月１日時点

## 支援機関

### 地域包括支援センター

12か所+1か所
【基幹型】

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門職が協力して総合的な相談支援を行っています。

### 障がい者生活支援センター

5か所+1か所
【基幹】

障がいのある人に対する在宅福祉サービス利用援助や社会資源の活用など日常・社会生活について、総合的な相談や情報提供を行っています。

### こども家庭センター

1か所

妊産婦やこどもとその家族が安心な生活を送れるようにするため、妊娠から出産、子育てについて、保健師や助産師、社会福祉士などの専門職による相談や情報提供を行っています。

### 自立支援相談コーナー

1か所

経済的に困窮するおそれがあり、生活や仕事などで困っている人に対し、専門の支援員が自立に向けた相談支援や家計改善支援、住居確保給付金の支給などを行っています。

### 高齢者・障がい者権利擁護センター

1か所

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、成年後見制度の啓発、相談支援、市民後見人の育成・支援を総合的に行っています。

## 地域の支援者

### 保護司

59人

犯罪や非行をした人に対して、地域社会で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を支援するため、更生保護活動に取り組んでいます。

### 民生委員・児童委員

359人

地域を見守る身近な支え手であり、行政や専門機関との「つなぎ役」です。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割も担っています。

### 保健師

55人+2人

（市の職員）　（市社会福祉協議会の職員）

地域住民の健康を支えるために、母子、成人、高齢者などに対して保健指導や健康管理、相談など、健康づくりに関する幅広いサポートを行います。

また、支援の中で、地域生活課題や地域特性の把握などを行い、地域づくりを行う上での橋渡しの役割を担っています。

### 社会福祉士

79人+56人

（市の職員）　（市社会福祉協議会の職員）

地域生活課題を解決するために、福祉に関する相談に応じ、必要な助言や制度・サービスの利用援助や関係者間の連携・調整などを行っています。

## 地域の活動主体など

### 住民主体活動団体

161団体

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるようにするため、地域住民が主体となり自主活動として行う見守り支援、生活援助などの訪問型サービスや、体操、運動、趣味活動、交流、茶話会などの通所型サービスを行っています。

### 地区社会福祉協議会（地区社協）

44団体

「自分たちの地域を良くするには、まず自分たち自身で取り組もう」という住民意識のもとに組織された地域福祉活動の推進母体です。三世代交流会やサロンの運営、見守り活動など、さまざまな活動を行っています。

### 区・町内会・自治会

550団体

同じ地域に暮らす縁によって組織され、自分たちの力で住みよいまちづくりをするため活動している団体です。加入世帯の減少や担い手不足などの課題がありますが、2024（令和6）年１月に「町内会活動支援のあり方」を作成し、「持続可能な町内会活動の実現」を目標に、「安定的な組織づくり」と「参加しやすい環境づくり」に向け、地域住民や市とともに取組みを進めています。

### 地域住民

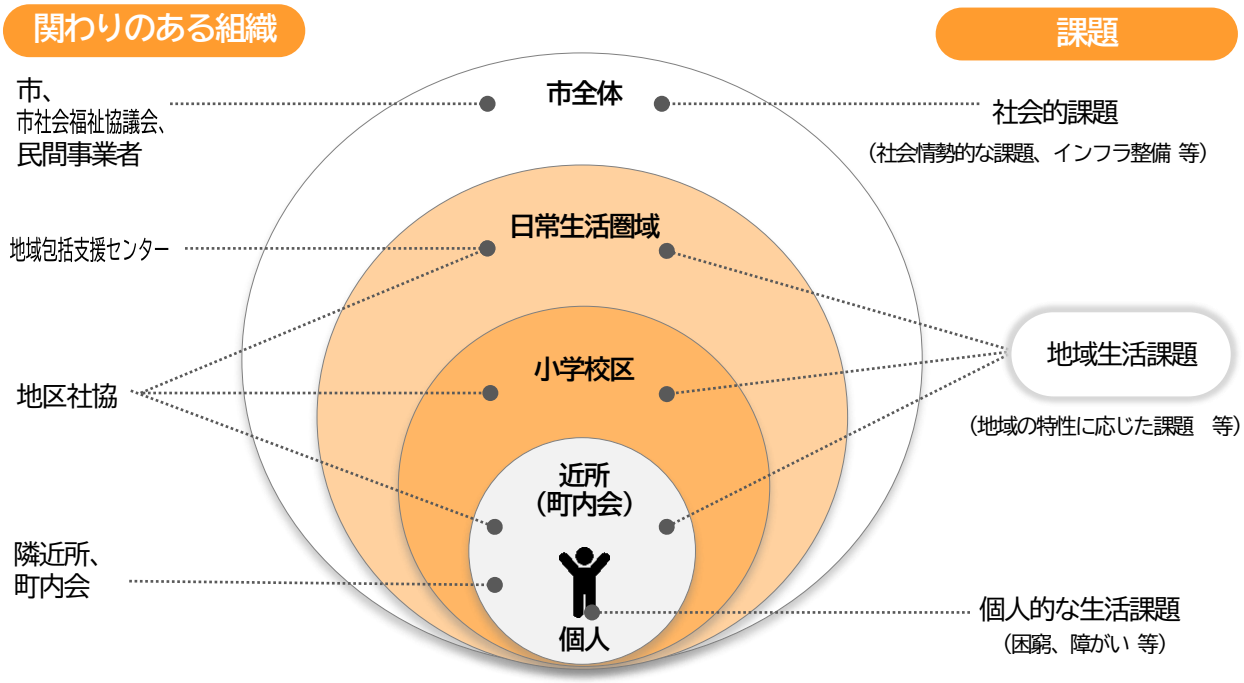
304,484人

地域で生活し、さまざまな地域活動に主体的に参画することができます。隣近所や知人等とのつながりを持ち、コミュニティの一員として、地域づくりの中心的な役割を担っています。

# 6 地域の捉え方

本計画では、地域福祉を推進する基礎となる「地域」の範囲として、次の４つの層に分類します。

**図表１-３-16** 本市における地域福祉の「地域」



# 第４章

# 施策の展開

## ＜施策の展開の見方＞

本章は、施策ごとに次の項目を記載しています。

1 生命・健康を守る

### 施策❶ 生命と健康を支える基盤を強化する

誰もが身近な地域で安心して暮らし続けるようにするためには、地域における医療や福祉サービス基盤を確保するとともに、防災や見守りなど、地域の支え合いが重要です。地域包括ケアの仕組みをすべての世代に普遍化するとともに、地域の支え合いネットワークを強化します。

**現　状**

**● 充実するケア体制と増大する現場負担**

高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターへの相談件数も年々増加しており、現場の負担が大きくなっています。障がい福祉の現場においても、サービス利用者数の増加に伴い相談支援専門員等が不足し、現場負担の増加とともに計画相談の待機者数が増加しています。

ケアマネジャーや計画相談員は、ケアプランの作成や利用者への訪問、行政手続きに加え、研修への参加や記録・報告といった間接業務も多く、多忙な状況が続いています。こうした状況の中で、利用者と向き合う時間をしっかり確保するためには、行政手続きの簡素化・デジタル化など、業務負担の軽減に向けた取組みが求められています。

**今後やるべきこと**

- 包括的な支援体制の確保・充実
- 保健・医療・介護の途切れない連携体制の充実
- 介護予防と健康づくりの取組みの強化
- こどもから高齢者まですべての世代の地域見守り体制の強化
- 災害時に対応できる自助・共助の強化の支援

**具体的な取組み**

**（１）包括的な支援体制の確保・充実**

支援を必要とする人を地域全体で支えるため、支援を担う人材への支援や相談支援体制を確保するとともに、様々なニーズに対応した包括的な支援体制の深化・充実を図ります。

- 制度を維持するための支援者支援（図表1-4-6参照）
- ケアプランセンター機能の拡充
- 生活困窮者相談支援とアウトリーチの推進
- 法人・事業所間の連携促進に向けた検討
- 日常生活支援の充実

施策名

施策に関連した本市の現状を掲載しています。

現状を踏まえて、今後やるべきことの方向性を記載しています。

具体的な施策ごとの取組みを掲載しています。網掛け部分は具体的な取組みです。

**進行管理の視点**

- 相談支援機関や介護従事者などの支援者が、継続的な支援を行える体制が確保されているか。
- 保健・医療・介護の関係機関が円滑に連携し、途切れることなく支援が提供されているか。
- 自助・共助による支え合いの取組みや、地域における見守り活動が広がっているか。

| | 指　標（案） | 現状値（2025（令和7）年度） | 目　標（2032（令和14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域見守り活動に関する協定締結事業者数 | 41件 | 49件 |
| 2 | 個別避難計画の策定件数 | 33件 | 200件 |
| 3 | 処遇改善加算※を算定するサービス事業所数（市から指定を受けている市内の事業所を対象） | 352件 | 431件 |
| 4 | 医療・介護関係者の情報共有ツール（かすがいねっと連絡帳）の登録患者数 | 737人 | 1,200人 |
| 5 | 入院時情報連携加算の算定件数 | 1,594件 | 2,015件 |
| 6 | 療法士等派遣事業※の派遣回数 | 44回 | 60回 |

進行管理をする上で着目する視点と施策の成果の目安となる指標です。

1 生命・健康を守る

# 施策❶ 生命と健康を支える基盤を強化する

**誰もが身近な地域で安心して暮らし続けるようにするためには、地域における医療や福祉サービス基盤を確保するとともに、防災や見守りなど、地域の支え合いが重要です。地域包括ケアの仕組みをすべての世代に普遍化するとともに、地域の支え合いネットワークを強化します。**

## 現　状

### ● 充実するケア体制と増大する現場負担

高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターへの相談件数も年々増加しており、現場の負担が大きくなっています。障がい福祉の現場においても、サービス利用者数の増加に伴い相談支援専門員等が不足し、現場負担の増加とともに計画相談の待機者数が増加しています。

ケアマネジャーや計画相談員は、ケアプランの作成や利用者への訪問、行政手続きに加え、研修への参加や記録・報告といった間接業務も多く、多忙な状況が続いています。こうした状況の中で、利用者と向き合う時間をしっかり確保するためには、行政手続きの簡素化・デジタル化など、業務負担の軽減に向けた取組みが求められています。

また、ケアマネジャーの年齢構成をみると、40～60歳代が中心となっています（P32参照）。団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、今から若い世代のケアマネジャーを計画的に確保・育成していくことが重要な課題となっています。

さらに、ケアマネジャーが訪問先で利用者や家族から暴言・暴力を受けるケースや、深刻な事案も報告されており、介護従事者の安全確保やカスタマーハラスメント対策など、労働環境の改善と精神的なケアの充実が急務となっています。

国においても、ケアマネジャーが専門性を生かして利用者へのケアマネジメント業務に注力できるようにするため、業務負担の軽減に向けた整理・検討が進められています。法定業務とそれ以外の業務を整理し、市町村が主体となって重点的に取り組むべき事項や地域全体で対応すべき業務を明確化するなど、業務の在り方が示されています。

**図表1-4-1　ケアマネジャー業務の類型と主な事例**

| 業務の類型 | 主な事例 | |
|---|---|---|
| ①法定業務 | ○　利用者からの相談対応、関係機関との連絡調整、ケアプラン作成 | |
| ②保険外サービスとして対応しうる業務 | ○　郵便・宅配便等の発送・受取、書類作成・発送、代筆・代読、救急搬送時の同乗 | |
| ③他機関につなぐべき業務 | ○　部屋の片づけ・ゴミ出し、買い物などの家事支援<br>○　福祉サービスの利用や利用料支払いの手続き<br>○　入院中・入所中の着替えや必需品の調達<br>○　預貯金の引出・振込、財産管理<br>○　徘徊時の捜索<br>○　死後事務 | 地域課題として協議すべき業務 |
| ④対応困難な業務 | ○　医療同意 | |

出典：厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」

## ● ホームヘルパーの負担

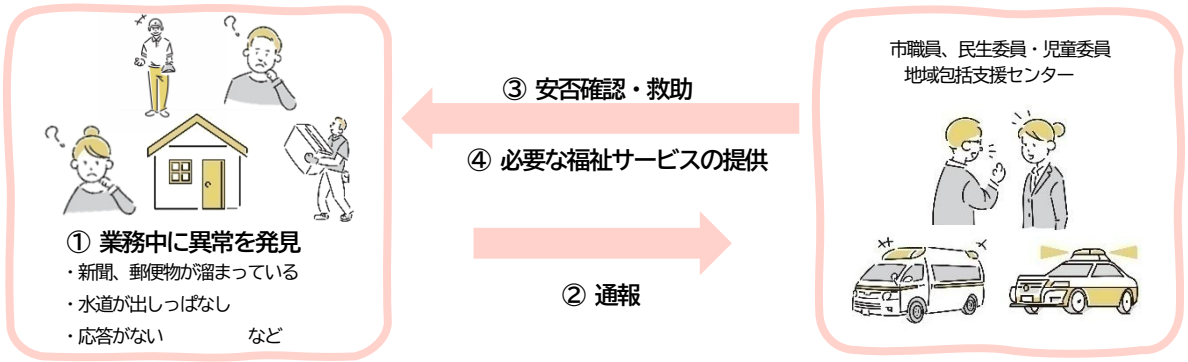
ハローワーク春日井管内の介護サービスの職業(施設・訪問介護員)の有効求人倍率（2026（令和８）年５月）は、4.68 となっており、他の職種を大きく上回る状況が続いています。

訪問介護員（ホームヘルパー）は、入浴介助や体位変換など、利用者の身体に直接触れる業務が多く、身体への負荷が蓄積しやすい職種です。また、利用者や家族との関係性についても配慮が必要な場合も少なくありません。従事者の高齢化も進み、若い世代の参入が少ないことから、人材の確保は急務です。高齢者及び障がいのある人の増加に伴いサービス需要が一層増大する中、離職の防止など持続可能な体制づくりが求められています。

## ● 地域の見守り・助け合いの取組み

ひとり暮らし高齢者や孤立する人の安心な生活を支えるため、地区社協・老人クラブ※・町内会・高齢者サロン等が、新聞の溜まり状況の確認や配達時の声かけなど、地域の実情に応じた住民主体の見守り活動を展開しています。民生委員・児童委員も担当区域で高齢者や障がいのある人、こどもへの安否確認・声かけを行い、心配な状況の際は市へ連絡しています。さらに、新聞販売店や宅配業者等と連携した「地域見守りネットワーク」により、ポストに新聞が溜まったままなど、業務中に気になる状況を察知した際に市・消防・警察へ通報する体制を整えています。

**図表1-4-2　地域見守りネットワークによる異常発見から安否確認、支援までの流れ**




## ● 認知症高齢者の「みまもりあい」のしくみ

本市では、認知症やその疑いのある人が行方不明となった場合の早期発見の取組みとして、「みまもりあい」アプリを導入し、その利用環境を整備しています。「みまもりあい」アプリとは、認知症高齢者などが行方不明となった際に、家族やケアマネジャーなどのアプリ利用者が捜索依頼を配信すると、アプリをダウンロードしている地域の協力者へ通知が届き、発見への協力を呼びかけるスマートフォン用アプリです。2026（令和８）年３月末現在、9,777人が協力者としてアプリをインストールし、地域住民などが高齢者を見守る体制を広げています。本市では、さまざまな機会を捉え、認知症が身近な問題であることの啓発とともに、アプリを導入する協力者の募集に努めています。また、GPS 端末の導入費用の補助や家族への連絡方法が記載されたステッカーの配付、認知症ヘルプマークを配布するなど、認知症の人が自分らしく生活する中で、地域の誰もが気づき、見守り、必要に応じて支える体制を推進しています。

---

※**老人クラブ**：地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。高齢者自らのいきがいを高め、健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う。

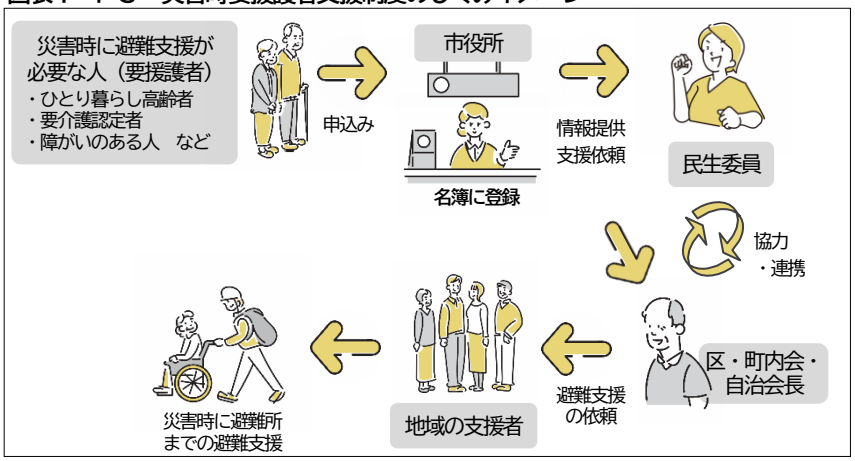
## ● 災害時の自助・共助の取組み

我が国は地震大国ともいわれており、本市も大規模な震災に見舞われる恐れを否定することはできません。大地震による被害を受けた場合は、東日本大震災や 2024（令和６）年能登半島地震など、過去の事例からも市職員が被災することにより、行政機能が低下し、支援が行き届くまでに時間を要することが予測されます。1995（平成７）年１月の阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出され、生き延びることができた人の約８割が家族や地域住民によって救助されており、大切な命を守るためにも、「自分たちのまちは、自分たちで守る」意識が重要です。

本市では、多くの地域で、区や町内会、自治会などを基本の単位とする「自主防災組織」が作られており、住民同士の助け合いにより、発災時に円滑に防災活動を行えることを目標に、防災マップの作成や防災訓練などを実施しています。

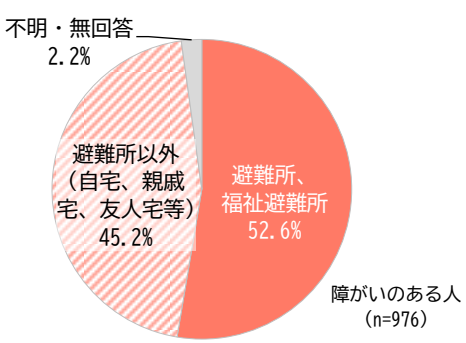
また、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など、地震や風水害などの災害時に自力で避難が困難な人について、町内会を中心に、地域の支援者や民生委員・児童委員などと連携し、情報を共有することで、迅速に避難支援ができるようにするため、災害時要援護者支援制度を実施しています。

**図表１-４-３　災害時要援護者支援制度のしくみイメージ**

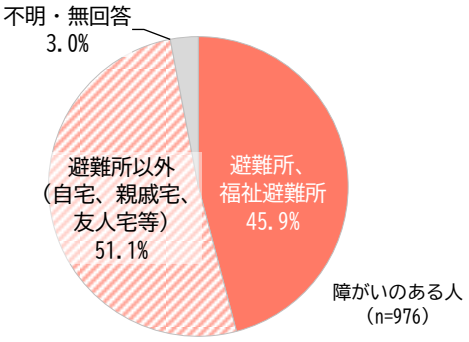



災害が起きた時の避難先について、障がいのある人の暮らしに関するアンケート結果では、半数以上の方が地震の際は避難所、台風・大雨などの風水害の際は自宅など避難所以外の場所への避難を想定しています。市では、福祉避難所を含め、市内各所に避難所を開設する体制を整えています。福祉避難所は、障がいのある人や妊産婦などの要配慮者とその家族が滞在するための避難所で、バリアフリー化されている公共施設等を指定しています。一方で、避難所と比べてプライバシーが守られた慣れ親しんだ環境で過ごすことができ、身体的・精神的なストレスの軽減が期待できることから、自宅に安全に留まれる場合は在宅避難することも推奨しています。このため、家庭備蓄の基本である「ローリングストック」（日頃から食料や日用品を少し多めに買い置きし、使いながら補充する方法）や家具の固定、住宅の耐震化など、自宅の防災対策を実践することも啓発しています。一人ひとりの環境や状況に応じて適切な避難先を選択することが大切です。

**図表１-４-４　災害が起きた時の避難先（地震）**




**図表１-４-５　災害が起きた時の避難先（台風・大雨などの風水害）**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

## 今後やるべきこと

- ✦ 包括的な支援体制の確保・充実
- ✦ 保健・医療・介護の途切れない連携体制の充実
- ✦ 介護予防と健康づくりの取組みの強化
- ✦ こどもから高齢者まですべての世代の地域見守り体制の強化
- ✦ 災害時に対応できる自助・共助の強化の支援

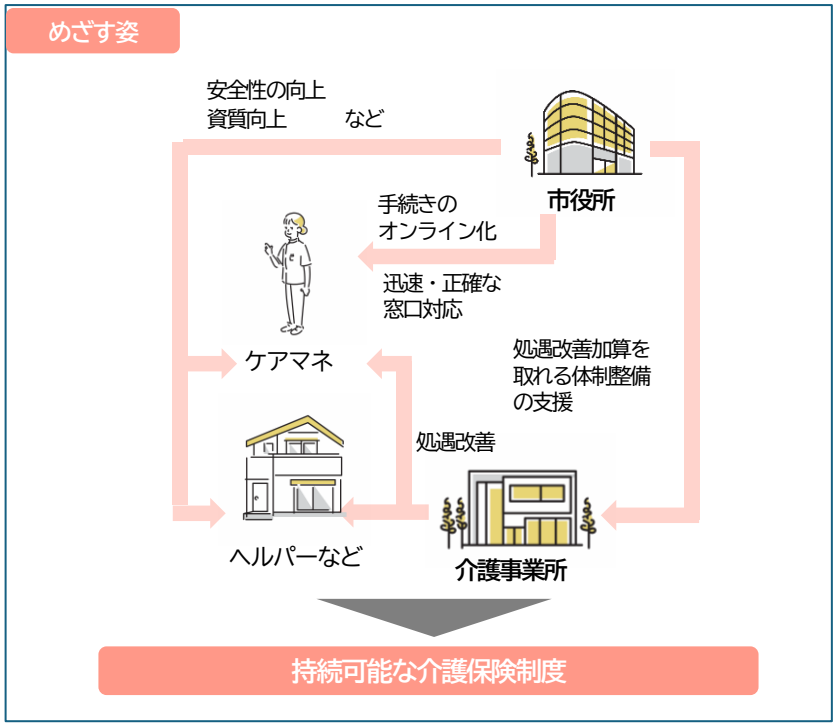
## 具体的な取組み

### （１）包括的な支援体制の確保・充実

支援を必要とする人を地域全体で支えるため、支援を担う人材への支援や相談支援体制を確保するとともに、様々なニーズに対応した包括的な支援体制の深化・充実を図ります。

- ✧ 制度を維持するための支援者支援（図表１-４-６参照）
- ✧ ケアプランセンター機能の拡充
- ✧ 生活困窮者相談支援とアウトリーチの推進
- ✧ 法人・事業所間の連携促進に向けた検討
- ✧ 日常生活支援の充実

**図表１-４-６　支援者支援のイメージ（一例）**

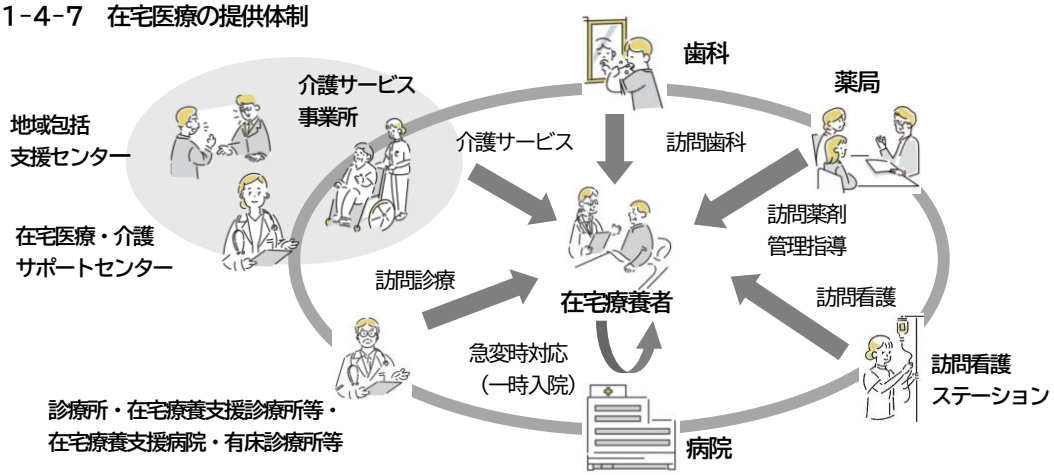


## （２）地域で支える保健・医療・介護連携と支援体制の充実

今後、見込まれる在宅医療の需要の増加に対応するため、在宅医療・介護サポートセンターを中心とした医療・介護連携を強化し、日常の療養支援体制の充実や入退院支援の円滑化、本人の希望に叶う看取りの支援を推進します。

- ✧ 保健・医療・介護のさらなる連携強化
- ✧ 在宅情報提供の円滑化
- ✧ 通いの場等を活用した効果的な介護予防・健康づくり体制の充実

**図表１-４-７　在宅医療の提供体制**




## （３）地域の支え合いネットワークの推進

地域での見守り活動や生活支援活動を円滑に進めるため、民生委員・児童委員の活動支援や負担軽減を推進するとともに、こどもの安全・安心の確保や、ひとり暮らし高齢者などの社会的孤立や虐待などを防ぐため、地域住民や学校、民間事業者、民生委員・児童委員、警察などと連携し、地域の見守り体制を強化します。

- ✧ 民生委員・児童委員協力員制度※の利用促進
- ✧ 多様な主体と連携した地域見守りネットワークの推進
- ✧ 行方不明となった認知症の人を早期発見できるしくみづくりの推進

## （４）地域の防災力の強化

家庭での備えを促進し、自助力を強化するとともに、災害時の住民同士の助け合い活動を推進するため、地域の防災力を強化します。

- ✧ 共助による防災活動の支援
- ✧ 災害時要援護者の避難支援
- ✧ 個別避難計画※の策定の推進
- ✧ 各家庭の避難行動計画の作成の推進

---

※**民生委員・児童委員協力員制度**：民生委員・児童委員の指導のもと民生委員活動の補佐・協力を行う制度。

※**個別避難計画**：災害時の避難に支援が必要な災害時要援護者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」などを記載した計画。

## 進行管理の視点

- 相談支援機関や介護従事者などの支援者が、継続的な支援を行える体制が確保されているか。
- 保健・医療・介護の関係機関が円滑に連携し、途切れることなく支援が提供されているか。
- 自助・共助による支え合いの取組みや、地域における見守り活動が広がっているか。

| 指　標（案） | | 現状値（2025（令和７）年度） | 目　標（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域見守り活動に関する協定締結事業者数 | 41 件 | 49 件 |
| 2 | 個別避難計画の策定件数 | 33 件 | 200 件 |
| 3 | 処遇改善加算※を算定するサービス事業所数<br>（市から指定を受けている市内の事業所を対象） | 352 件 | 431 件 |
| 4 | 医療・介護関係者の情報共有ツール（かすがいねっと連絡帳）の登録患者数 | 737 人 | 1,200 人 |
| 5 | 入院時情報連携加算の算定件数 | 1,594 件 | 2,015 件 |
| 6 | 療法士等派遣事業※の派遣回数 | 44 回 | 60 回 |

※**処遇改善加算**：職員の賃金や職場環境の改善することで、介護報酬に上乗せして算定できる加算。

※**療法士派遣事業**：理学療法士等が住民主体活動や地域包括支援センターの面談時に訪問し、活動内容の拡充や効果的な支援のための助言を行う。

1 生命・健康を守る

# 施策❷ 生活の質の向上を図る

**年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民がその人らしく生活できる環境を整えることが必要です。ソフト、ハードの両面から生活の質の向上を図ります。**

## 現　状

### ● 保育・教育の状況

障がいへの理解を促す幼少期からの教育やインクルーシブ教育の推進について、アンケート結果では、障がいのある人やその保護者のみならず、一般市民からも８割以上の高い賛同が得られており、市民全体でインクルーシブな環境を醸成することへの要望は強まっています。一方で、「障がいのある人とどのように接してよいか分からない」「障がいについて知識が不足している」と感じる市民からの意見も依然として多く見受けられます。

本市の小中学校では、特別支援学級に在籍する児童・生徒について、個々の学習状況や能力に応じて、可能な科目において通常学級の授業に参加できる体制を整備しています。また、通常学級に在籍し、発達の遅れや集中が困難などの課題を抱える児童・生徒に対しては、通級指導※などを通じた一人ひとりの状況に応じた支援を行い、インクルーシブ教育を推進しています。

また、本市は文部科学省が実施する「リーディングDXスクール事業」を実施し、１人１台端末やクラウド環境の整備、障がいや特性に応じた学習支援を行うことで、苦手とする分野を補完し、すべての児童・生徒が同じ授業に参加できる環境の実現に向けて取り組んできました。こうした学校の取組みを支えるため、教育・保育関係者を対象とした研修を実施し、障がいへの理解を深めるとともに、こども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援や、保護者からの発達相談にも対応しています。さらに、保護者へ就学前相談を周知することで、早い段階から教育・就学について相談できる環境を整えています。

---

※**通級指導**：小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいの改善・克服のための指導を中心として、特別に設置した通級指導教室で行うもの。

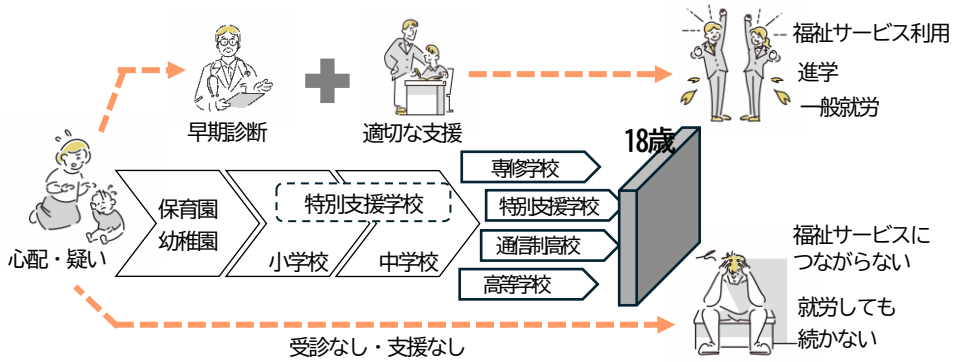
## ２つの18歳の壁

成人期へ移行する段階においては、進路の多様化に伴い福祉との接点を失う「つながる機会の逸失」と障がい児のサービスから障がい者のサービスへの移行に伴う「支援上の隙間の発生」という２つの課題が顕在化しています。

前者について、発達障がい等の可能性があっても診断を受けていない人の中には、通信制高校や専修学校等への進学により福祉サービスにつながる機会を逃し一般就労するも定着できず、支援につながるきっかけもなく困ってしまうケースがあります。

後者については、幼少期から支援につながっている方であっても、18歳で高校を卒業すると放課後等デイサービスから日中活動系サービスへ移行することとなります。日中活動系サービスは、放課後等デイサービスと異なり、終了時間が早いため、家族が帰宅するまでの「隙間時間」が生じることが課題となっています。支援者と保護者が、早期から18歳以降の生活を具体的に見据えた目的意識を共有することが必要です。

**図表１-４-８　２つの 18 歳の壁**




## コラム　サポートブックでつながる支援

サポートブックは、こどもの特性や好きなこと、困ったときの様子、関わり方の工夫などを記録し、本人と家族、保育園・幼稚園・学校、医療、福祉などの関係機関をつなぐツールです。

環境や支援者が変わっても、これまでの成長や有効だった支援の方法を引き継ぐことで、こどもが安心して生活するために役立ちます。また、障がい年金や成年後見制度の利用に関する手続きなどにおいて、本人のそれまでの生活状況や必要な支援を伝える際にも活用できます。

サポートブックの活用を通じて、こどもをまんなかに、安心して成長できる支援の輪を広げていきます。

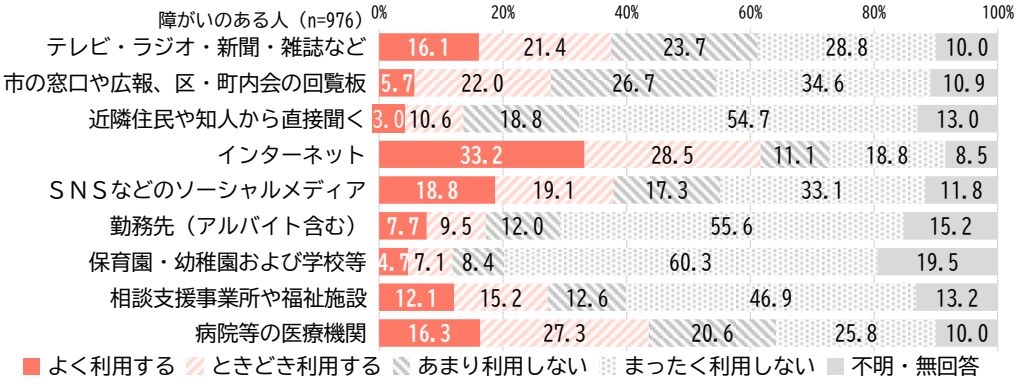
## ● 日常生活における情報の入手先

生活の様々な場面でデジタル化が進んでいます。デジタル技術は、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人のコミュニケーションをサポートするなど、有効活用が期待されるところです。

モバイル研究所の調査によると、全国のスマートフォンを利用している人の割合は 2025（令和７）年時点で 97.9%を占めており、障がいのある人が利用する情報収集の手段としても、インターネットが主要な手段として定着しています。一方、高齢者においては、スマートフォンを電話やメッセージのやりとり以外で利用している比率は年代が上がるごとに減っており、インターネット端末としての利用は 75 歳以上では 28.7%、80 歳以上では 14.9%未満となっています。また、スマートフォンをインターネットで情報を集めるのによく使うと回答した人は 34.0%と利用割合が低い傾向にあります。

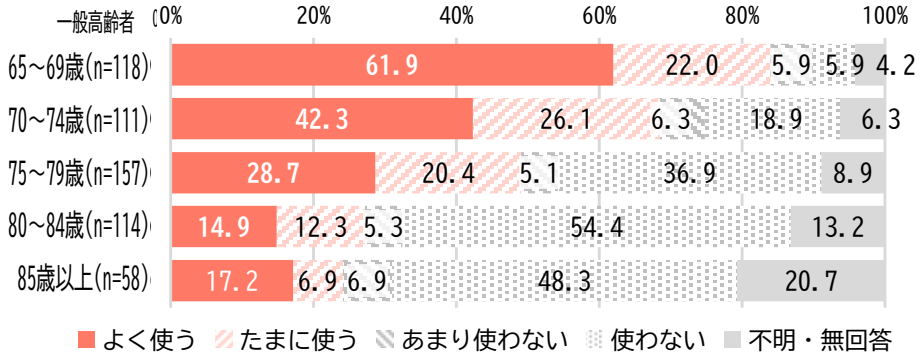
情報発信を行う場合には、インターネットを有効に活用するとともに、必要に応じて、受け手となる人に合理的な配慮を行うことが重要です。

**図表１-４-９　障がいのある人の福祉などの情報の入手先（利用する媒体等）**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

**図表１-４-10　通信機器を使用しインターネットで情報を集める一般高齢者の割合**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

### 今後やるべきこと

- インクルーシブ保育・教育の推進
- 個別のニーズに応じた教育環境の充実
- 「18 歳の壁」の解消
- 合理的配慮の充実

### 具体的な取組み

## （１）保育・教育の充実

インクルーシブ保育・教育を推進し、障がいのあるこどもが、障がいのないこどもとともに、それぞれの状況に応じて必要な保育・教育を受けられるようにするため、環境の充実を図ります。また、多様性を尊重する心の育成に向け、幼少期からの関わりを通じて、障がい理解の浸透を図り、相互理解を促進します。

- 就学を支える家庭支援の充実
- こども家庭センターと療育支援を行う事業所の連携強化
- 児童発達支援センターを中心とした支援体制づくりの推進
- 保育・教育における合理的配慮の提供体制の構築

## （２）「18 歳の壁」の解消

障がいのあるこどもが18歳以降の生活を見据えて、できることを増やせるようにするため、相談支援専門員等、放課後等デイサービス、学校、家族、本人が、サポートブックを活用するなど支援計画を共有し、同じ方向性のもとで連携して将来に向け取り組む体制づくりを推進します。

- 将来を見据えたライフデザインの支援
- 障がい児相談支援の利用促進
- 相談支援専門員等・障がい児通所支援を行う支援者の資質向上
- 学校・福祉の連携体制の確立
- 個別アセスメントに基づく自立支援計画の適正化

## （３）ユニバーサルデザインの推進

あらゆる場面において、個々の状況に応じた配慮を行うとともに、バリアフリー化を推進し、誰もが円滑に自分らしく生活できる環境を整えます。

- ✧ 道路や公共施設のユニバーサルデザインの推進
- ✧ 選挙の投票や各種行政手続きなどにおける環境整備

## （４）デジタル技術の活用促進

誰もがデジタル技術の利便性を享受できるようにするため、活用促進に向けた環境整備を進めるとともに、学びや利用支援の充実を図ります。

- ✧ 利用者の視点に立ったデジタル環境の構築と定着化
- ✧ 視覚や聴覚に障がいのある人等の情報保障の推進

### 進行管理の視点

- こども家庭センターと療育支援事業所等の関係機関の連携による、適切な療育支援体制が構築されているか。
- 学校、放課後等デイサービス、相談支援専門員等の関係者が支援方針を共有し、成長に応じた支援の見直しを行う体制が機能しているか。
- 福祉機関から中学校や高等学校等に対する情報提供や後方支援を強化し、学校を起点として適切な進路支援や福祉へつなぐ体制が構築されているか。

| 指　標 | | 現状値（2025（令和７）年度） | 目　標（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 保育所等訪問支援の実施件数 | 70 件 | 215 件 |
| 2 | 障がい児通所支援を行う支援者に対する資質向上研修の受講者数 | 128 人 | 180 人 |
| 3 | 職員における「合理的配慮・接遇に関する研修」の回数 | １回 | ３回 |
| 4 | 市の公式 LINE アカウントにおける、障がいのある人向けセグメントの登録者数 | 4,173 人 | 8,331 人 |
| 5 | 電子化（オンライン化）している福祉関連手続きの割合 | ― | 100% |

2 本人を尊重する

# 施策❸ 意思決定と尊厳を支える権利擁護支援を推進する

**認知症高齢者や知的障がいのある人など判断能力が不十分な人が増加する中、本人の意思決定を最大限尊重し、一人ひとりの尊厳と権利を守り続けることが必要です。成年後見制度の活用や意思決定支援の充実を通じて権利擁護支援を推進します。**

## 現　状

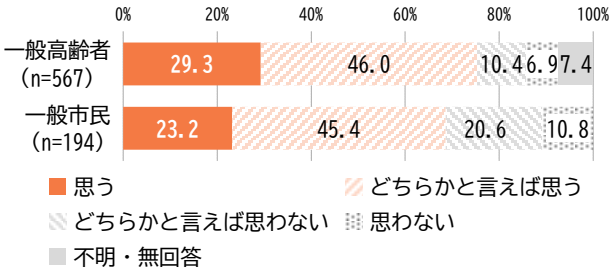
### ●認知症基本法と新しい認知症観

認知症と聞くと、「支援する側・支援される側」という関係性を前提とした意識や、「一人では何もできないのではないか」といった先入観を抱きがちです。周囲の支援者の善意に基づく行動であっても、本人が意思を伝えることができず、苦しむことも少なくありません。

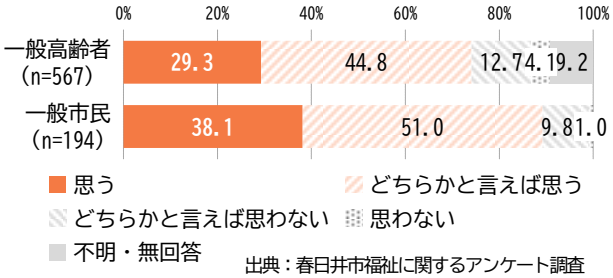
認知症基本法は、認知症になっても希望を持ってその人らしく暮らし続けることができる社会の実現を基本理念として掲げ、本人の意思と希望を尊重しながら認知症の人自身が社会の一員として参画する「新しい認知症観」への転換を示しています。本人の声を反映することで、認知症の人とその家族に優しい地域づくりが求められています。

本市では、認知症サポーター養成講座の受講者数が延べ 23,000 人を超え、認知症カフェも 30 か所以上が登録されるなど支援の輪は着実に広がっています。しかしながら、「新しい認知症観」の理念が一般市民へ十分に浸透していない現状は、アンケート結果からも明らかとなっており、意識の醸成に向けたさらなる取組みが求められます。

**図表1-4-11　自分が認知症になっても適切な支援を受けて自立して生活したいと思うか**




**図表1-4-12　認知症の人と一緒に生活するのは難しいと思うか**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

## コラム　認知症地域支援推進員の思い

私たち推進員も、地域の中で気になってる方、心配している方がいた際に、どのように接するのが良いか常に迷いながら接しています。

本人の言葉だけでなく、日々繰り返している行動や習慣そのものが、その人の“声”（発信）であるという視点を持つことが大切で、この視点をもてるようになってから、本人が何を大切にして毎日を過ごしているのか、どんな場面で表情が和らぐのかに目を向けて“その人らしさは何か”を大切にできるようになりました。

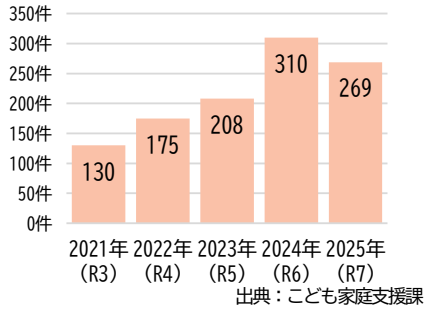
認知症の人が「社会の場に出ること」だけを目的とするのではなく、「認知症になってもいつもの自分でいられること」「当たり前を続けられること」も大切だと思います。そのためには、変に「特別扱いをしないこと」が、本人の「当たり前」を守ることに繋がると感じています。

現状では、認知症というのは本人や家族にとって、デリケートで話題にしにくい場合もあります。認知症は怖いものや恥ずかしいものではなく、誰でも起こり得ることであるという周囲の理解を高めていくことが必要で、本人が自己表現をしやすい環境を整えながら、「誰だって物忘れなんてするし、それを笑い合ってみんな一緒なんだ」と互いが思えるような場所を増やしていきたいです。

## ● 虐待への対応

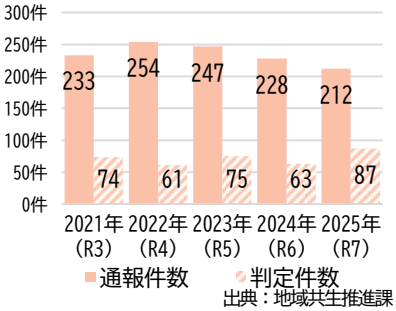
虐待への対応については、市や地域包括支援センター、障がい者虐待防止ホットラインによる24時間365日の相談・通報体制を構築しています。これにより、警察や関係機関と連携した早期発見・即時対応が可能となっています。2025（令和７）年度の通報件数は、高齢者では212件、障がいのある人では48件と近年は横ばいで推移しており、地域からの「気づき」が早期対応の重要な役割を担っています。また、福祉施設従事者の虐待について、2023（令和５）年度以降虐待と判断された件数は減少しており、2025（令和7）年度は11件となっています。虐待と判断された事例においては、原因の解明と防止策の検討等を行うことで再発防止に取り組んでいます。

**図表１-４-13　こどもの虐待件数(新規のみ)**



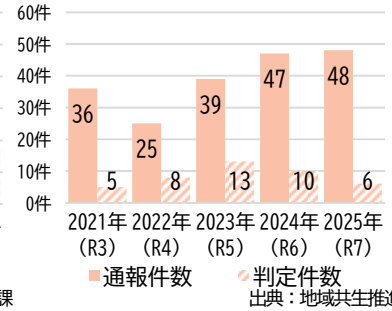

出典：こども家庭支援課

**図表１-４-14　高齢者の虐待件数**




出典：地域共生推進課

**図表１-４-15　障がいのある人の虐待件数**



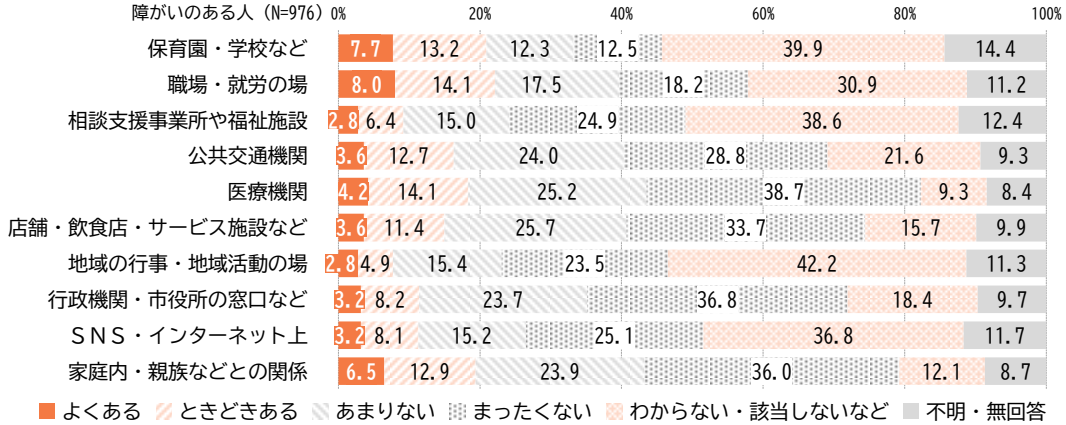

出典：地域共生推進課

## ● あらゆる場面で偏見や差別を感じている

障がいのある人の多くが、職場や学校などで障がいがあることで不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがあるのに対し、一般市民調査では、多くの市民が偏見や差別を受けている場面に遭遇したことはないと回答しています。

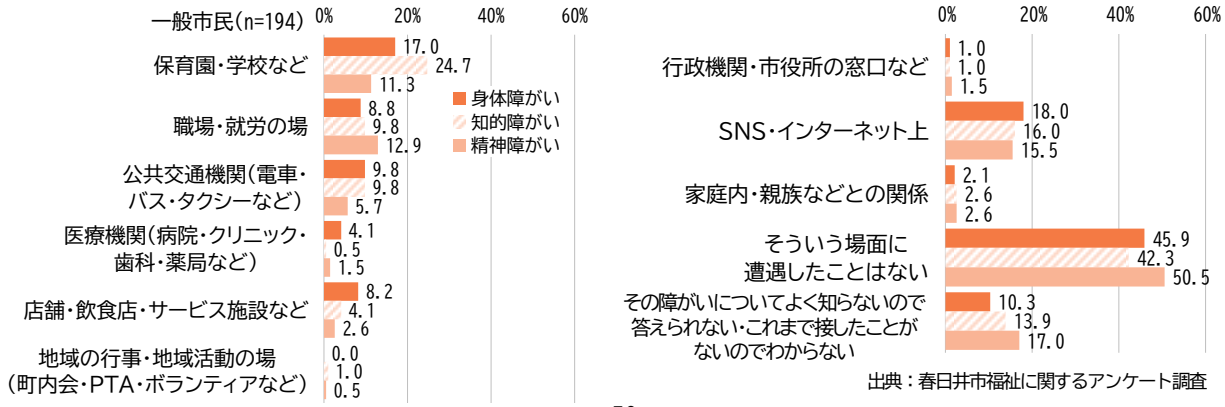
障がいのある人が、日常生活の中で直面している困難や差別の実態への理解が十分とは言えず、障がいに対する理解をより一層深めていくことが必要です。

**図表１-４-16　次の場面で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがあるか**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

**図表１-４-17　障がいがあることで偏見や差別を受けているのに遭遇した場面**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

理解促進に向けた取組み①
### 市社会福祉協議会の福祉共育の取組み

高齢者や障がいがある人の生活の不安や悩みを知るとともに、いきいきと暮らしている人との交流を通じて多様な生き方を学ぶ福祉体験学習を主に小中学校で実施しています。こうした学びを通して、誰もが同じ地域で暮らす仲間であるという意識を育み福祉への理解が深まることをめざしています。

今後は地域活動や企業等にも展開し、支え手と受け手の垣根を越えて、一人ひとりが地域の一員としてお互いを支え合う意識を育みます。

また、体験を支える当事者やボランティアも、一方的に伝えるだけではなく、相互見学会等を通じてお互いに学び合う「共育」の姿勢を大切にしています。この双方向のつながりを通じて、地域全体で共に生きる力を培っていきます。

**主な取組み**
車いす体験、視覚障がい当事者の講話、赤ちゃんとのふれあい＆お世話体験、認知症の理解など



理解促進に向けた取組み②
### おれんじガーデニングプロジェクト

認知症のシンボルカラーであるオレンジ色の花を通じて地域住民や地域活動のほか、小中学校や大学、商業施設など多様な主体が参画する協働型の認知症啓発を実施しています。

オレンジ色の花が育つ中で「認知症って何？」「どんな町なら住みやすい？」「自分にできそうなことは何？」など、認知症のことや認知症の症状がある人も住みやすい共生社会について考えるきっかけとなっています。

また、育てたオレンジ色の花が、高齢者サロンや地域活動団体の絵葉書などの作品づくりによる参加や、認知症ご本人やその家族がしおりやアレンジフラワーづくりで認知症月間の展示物に提供して認知症当事者も啓発に参加するきっかけになっており、花を通じた認知症の当事者も交えたネットワークづくりを進めています。

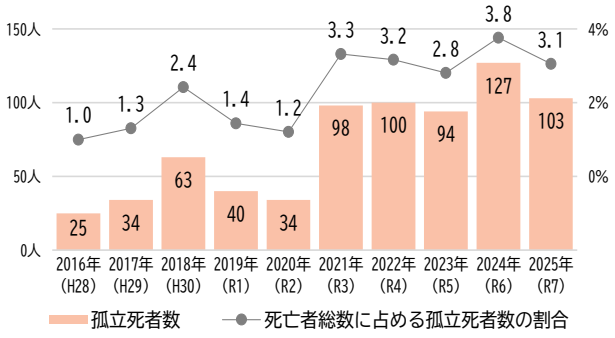




## ● 増加する孤立死※

高齢の単身世帯の増加や、隣近所との関係性の希薄化に伴い、市内でも孤立死が発見されるケースが増加しています。ひとり暮らし高齢者が増加する中で、早期に日常生活の異変に気付く顔見知りの見守りを強化し、予防的に対応する支援体制が求められています。隣近所との顔の見える関係をつくるとともに、万が一の場合に備えて、民間の見守りサービスを活用することも有効です。

**図表１-４-18　孤立死者数の推移**




出典：地域共生推進課

※**孤立死**：様々な理由により社会から孤立状態にある世帯の人が亡くなったことに親族や近隣の人々が気づかず、相当日数を経ってから発見されること。

## ● 終活は「今後備えたい」が多数

高齢者へのアンケート結果では、終活について、「今後備えたい」が多数となっており、片付けや葬儀といった身近な準備への意向は高い一方で、遺言書の作成や成年後見制度などの法的な備えについては、意向が低くなっており、制度の利用には心理的な抵抗が高い状況です。

市では、最期まで自分らしく生きるための「終活」をサポートするため、エンディングノートの作成や相続、葬儀、家財処分など、終活支援のノウハウがある民間事業者を紹介しています。

**2025（令和７）年度**
**終活サポート登録事業者内訳**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 金融機関 | 10件 | 不動産 | 3件 |
| 葬儀 | 15件 | 清掃 | 7件 |
| 士業 | 5件 | 家財整理 | 1件 |
| 保険会社 | 3件 | その他 | 6件 |

計50件

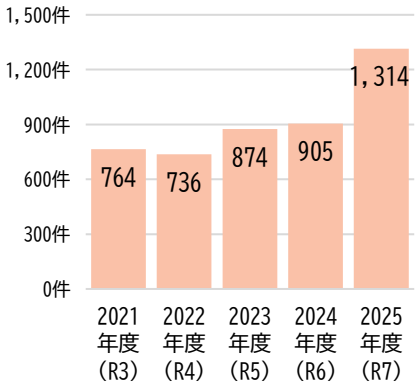
出典：地域共生推進課

## ● 高齢者・障がい者権利擁護センターの状況

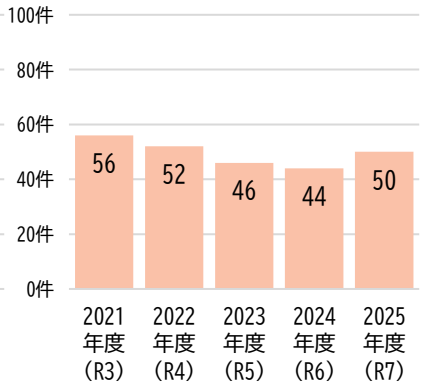
権利擁護センターは、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく中核機関です。認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげるなど、総合的な権利擁護支援を行っています。

また、本市では、成年後見制度の利用促進と当事者の権利擁護の推進を図るため、2020（令和２）年度から「春日井市権利擁護連絡会議」を設置し、地域における権利擁護支援のネットワークづくりに取り組んでいます。

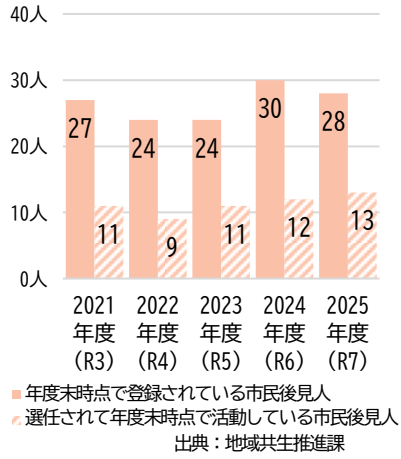
図表１-４-19 権利擁護センターへの相談件数の推移




図表１-４-20 日常生活自立支援事業の登録者の推移




図表１-４-21 市民後見人バンク登録者数及び活動者の推移




出典：地域共生推進課

### 権利擁護センターの業務内容

**・市民後見人の育成・支援**

候補者育成研修の開催や市民後見人への定期的な面談など、市民後見人の育成を図るほか、適切な身上監護及び支援が行えるように後見監督業務及び活動支援を行う。

**・成年後見制度の理解促進や普及・啓発**

本人・親族・その他の関係者からの相談に応じ、支援の必要性や適切な支援内容等の検討を行うほか、身近な地域内で日常的に本人を支援するチームを形成する。また、判断能力の低下に伴い発生しやすい課題やリスク、関連制度等の発信を行い、課題に感じた人が適切な窓口につながる環境の整備を行う。

**・地域連携ネットワークの構築**

中核機関の周知と権利擁護支援の理解を図り、地域の多様な主体が参画する連携・協力体制の構築を行う。

### 今後やるべきこと

- 本人同士の意見交換の機会の提供
- 認知症や障がいについての理解促進
- 虐待防止の推進
- 制度改正への対応
- 孤立死の防止の推進

### 具体的な取組み

## （１）本人参加の取組みの推進

認知症の人が自らの経験や日常生活での想いを発信する取組みを推進します。

- 本人同士の意見交換の機会を創出
- 本人の思いを発信する場を創出

## （２）差別の解消・虐待防止に向けた取組みの推進

認知症や障がいの理解促進と、虐待の防止に向けた取組みを広い情報の周知・啓発をあらゆる機会や場を活用して、推進します。

- 学校や地域、市内企業などにおける福祉共育の推進
- 相互理解に向けた周知・啓発活動の推進
- 虐待防止ホットライン等の周知

## （３）総合的な権利擁護支援とサポート体制の整備

誰もが尊重された暮らしを送ることができるようにするため、意思決定支援を推進します。また、頼れる身寄りのない高齢者等が安心してその人らしく最期が迎えられるようにするため、終活サポートの利用促進や総合的なサポート体制を構築します。

- 新たな成年後見制度に対応した支援体制の構築
- 支援ネットワークの強化と拡大
- 「困る前に取り組む」必要性の周知啓発
- 終活サポートの利用促進
- 死後事務支援の体制整備の検討

## 進行管理の視点

- 認知症に関する正しい知識や「新しい認知症観」への理解が広がっているか。
- 障がいに関する理解が広がっているか。
- 終活への理解や備えの理解は広がっているか。
- 新たな制度に対応できているか。

| 指　標 | | 現状値<br>（2025（令和７）年度） | 目　標<br>（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 認知症サポーター養成講座の受講者数 | 延べ 25,341 人 | 延べ 30,000 人 |
| 2 | 成年後見人等の選任件数 | 52 件 | 59 件 |
| 3 | 市民後見人登録者数 | 28 人 | 51 人 |

3 いきがいを育む

# 施策❹　包摂的な居場所を創出する

**単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が顕著となり、社会的孤立の深刻化が懸念されます。年齢・障がいの有無を問わず、誰もが安心して集い、いきがいと役割がある包摂的な居場所づくりを推進します。**

## 現　状

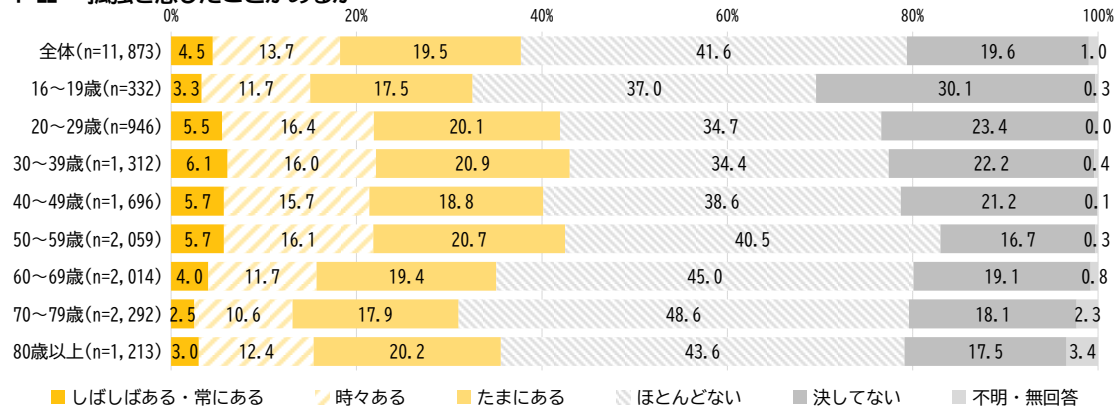
### ● 孤独・孤立の状況　～孤独や孤立を感じることがある人は４割程度～

孤独・孤立と死亡率との関係性を調べた調査では、社会的な交流のない人は、ある人に比べて早期死亡リスクが 50%も高くなるといわれています。また、当事者の健康を損ねるだけでなく、自殺や犯罪、ごみ屋敷、8050 問題などの一因となるともいわれています。

内閣府の調査によると、孤独感を感じることが「しばしばある・常にある」と答えた割合が 20 歳代～50 歳代で高くなっています。また、全体で４割程度の人が孤独を感じたことがあると回答しています。

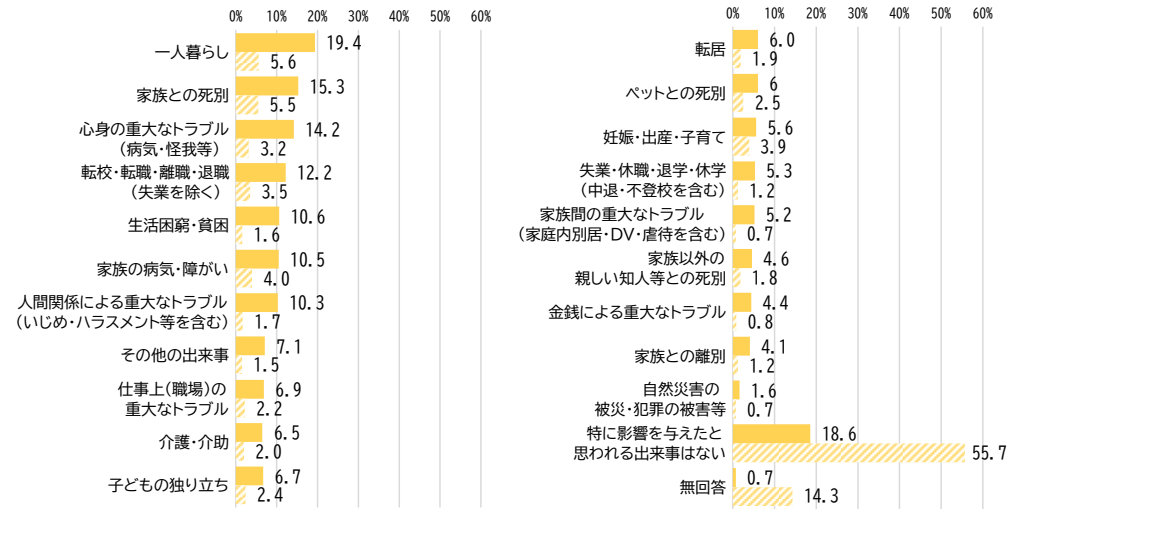
孤独感に影響を与えたと思う出来事は、「一人暮らし」が19.4%、「家族との死別」が15.3%、「心身の重大なトラブル」が14.2%となっており、原因はさまざまです。

**図表１-４-22　孤独を感じたことがあるか**




出典：内閣府 2025（令和7）年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

**図表１-４-23　孤独感に影響を与えたと思う出来事**




出典：内閣府 2025（令和7）年度孤独・孤立の実態把握に関する全国調査

## ひきこもり支援や多様な居場所づくり

市内では、様々な事業者や団体がひきこもり状態にある人の社会参加を支援しています。

本市の自立相談支援コーナーでは、窓口相談のほか、継続的な家庭訪問により、相談者と関係性を構築し、地域のボランティア活動への参加などにつながる取組みも生まれています。生活困窮者支援を通じて、地域の行事への参加やみんなの作品展など、さまざまな社会参加の場を創出しています。また、2024（令和６）年度からは、ひきこもり支援と就労準備支援を一体的に提供するステップアップサポート事業を開始しました。本事業では、社会に出ることに不安を感じる人を対象に、希望と状態に合わせた支援メニューを開発し、就労や社会参加・役割づくりに繋がるように、利用者に伴走しながら将来に向けた支援を行っています。

### コラム　「ステップアップサポート事業」が果たす役割

ステップアップサポート事業では、焦らずに「できること」を少しずつ増やしていくプロセスを大切にし、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、個々の状態に合わせて柔軟な支援メニューを作成しています。これまでの利用者の中には、中学卒業後、約 20 年間ひきこもり状態にあった人が、送迎をしてもらい、人目につかない軽作業から利用を開始した事例があります。その後、他の利用者がいる場での清掃やお客さんがいる場での作業など、利用する中で人との距離を縮め、利用者自身もできることを増やしたいという意欲を持ちながら、次のステップに移っています。

### コラム　多様なかたちの参加支援の取組み

自立支援相談コーナーの窓口では、自立支援相談コーナーに関わる方が制作した作品を窓口で展示する「みんなの作品展」を実施しています。この作品展は、相談者の「自分が日頃作っている作品を披露する場が欲しい」という声から生まれました。

その中から、「シマエさん」のペンネームで活動を行っている 2 人のきょうだいについて紹介します。

シマエさんと知り合ったのは、自立支援相談コーナーが生活困窮者支援を通じた地域づくり活動を進める中で、子どもの学習支援団体※でおやつを配るシマエさんに声をかけたことがきっかけでした。シマエさんは人と話すことが苦手で、初対面の人と上手く話せません。一方で、絵を描くことが大好きで、学習支援団体の掲示物をシマエさんが描いていると聞き、みんなの作品展の紹介と自立支援相談コーナーの看板作成を依頼しました。また、シマエさんは感覚過敏があり、「普段の生活の中で自身が感じていることを知って欲しい」という思いから、作成した過敏アートをみんなの作品展で展示しました。ほかにも、ラーメン店やスーパーでの作品展示、イベントチラシの挿絵に選ばれるなど多方面で活動の場が増え、さまざまな人と出会い、社会とのつながりが広がっています。

自立支援相談コーナーでは、今後も支える・支えられる関係を超えて、誰もが地域社会の一員として活躍する多様なかたちの居場所づくりを推進していきます。



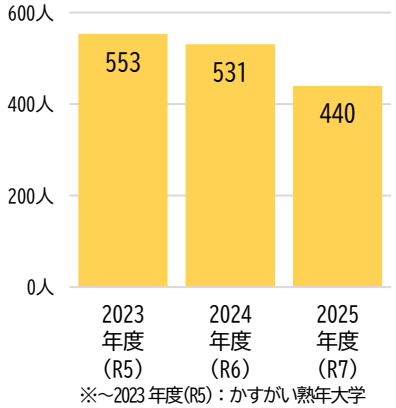

※経済的な理由で塾に通えないこどもたちに、
無償又は低額で勉強を教える民間団体のこと。

## 生涯学習を通じた学びと交流の場

本市では、市民が豊かな人生を送るための自己研鑽や交流の機会を大切にしています。「かすがいいきいきアカデミー」では、18歳以上の人を対象に多彩なコースで学び合える場を提供し、受講生同士のつながりを通じて、いきがいづくりや仲間づくりを促進しています。この活動は、個人の学びのみならず、健康寿命の延伸や社会的孤立の防止といった地域課題の解決にも大きく貢献しており、住み慣れた地域で生涯を通じて学べる環境づくりを推進しています。

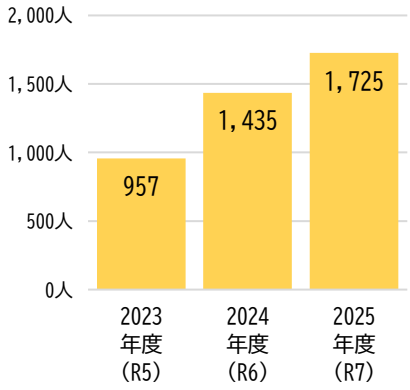
一方で、障がいのある方の社会参加については、さらなる配慮が必要です。参加への心理的・身体的ハードルに加え、種別や程度に応じたニーズ把握の難しさ、移動手段や専門的な支援人材の不足といった課題が浮き彫りとなっています。今後は、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく学び楽しめる包括的な環境整備が求められています。

図表１-４-24　かすがいいきいきアカデミー参加者数



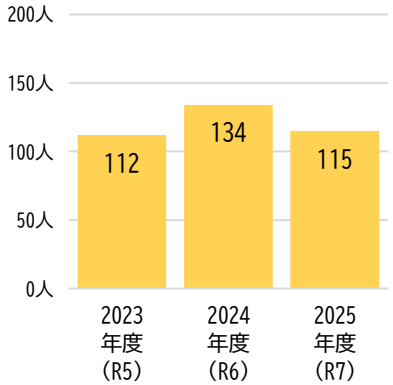

※～2023年度(R5)：かすがい熟年大学
出典：いきがい推進課

図表１-４-25　総合福祉センターの障がいのある人向け講座の参加者数




出典：福祉政策課

図表１-４-26　総合福祉センターの障がいのある人・高齢者向け合同実施講座の参加者




出典：福祉政策課

### 「かすがいいきいきアカデミー」受講コース

- 生活科学コース　毎日の暮らしに役立つ知識を学び、自分らしい生き方を学びます。
- 文学コース　古今東西の文学作品を読み解き、物語の奥深さを探求します。
- 歴史コース　時代を彩った人物や出来事を通じて、歴史が織りなすドラマに迫ります。
- 芸術文化コース　美術や音楽などの芸術への理解を深め、豊かな感性を育むことをめざします。

### 受講者の声

- これまで特に興味の無かった内容も、受講をきっかけに、心惹かれて調べたり、本を読んだりして、世界が広がりました。
- 講師の方々が専門的な分野をわかりやすく講義していただき、楽しく有意義な時間を過ごすことができました。
- 昔、表面的にしか学んでいなかったことを、更に深く学ぶ機会になり、美術館や博物館にも行ってみたりと行動が広がりました。
- 老後生活の一つの軸となっています。今後とも続けられることを望んでいます。
- 今、話題となっている分野などの大変興味のある内容で、実生活にも役立ちました。

### 総合福祉センターでの主な教養・ボランティア講座

| 障がい者向け講座での主な教養・ボランティア講座 | 障がい者・高齢者向け合同実施講座 |
|---|---|
| ・点字講座<br>・手話奉仕員養成講座<br>・書いて伝える「聞こえ」のボランティア入門講座<br>・点訳奉仕員養成講座<br>・視覚障がい者パソコン講座 | ・音楽療法<br>・元気パワーアップ運動教室<br>・のんびり、ゆったり体操教室<br>・脳を刺激する！楽しい折り紙教室<br>・実践パソコン講座 |

## 今後やるべきこと

- ✦ 安心できる居場所の確保と提供
- ✦ 参加支援の取組みの推進
- ✦ 生涯学習機会の拡充と参加促進

## 具体的な取組み

### （１）伴走支援の担い手づくりや発掘

地域福祉コーディネーターと相談支援機関が連携・協働し、不登校やひきこもりなど、孤立状態にある人の社会参加に伴走する人材の養成やマッチングなどの支援を行います。

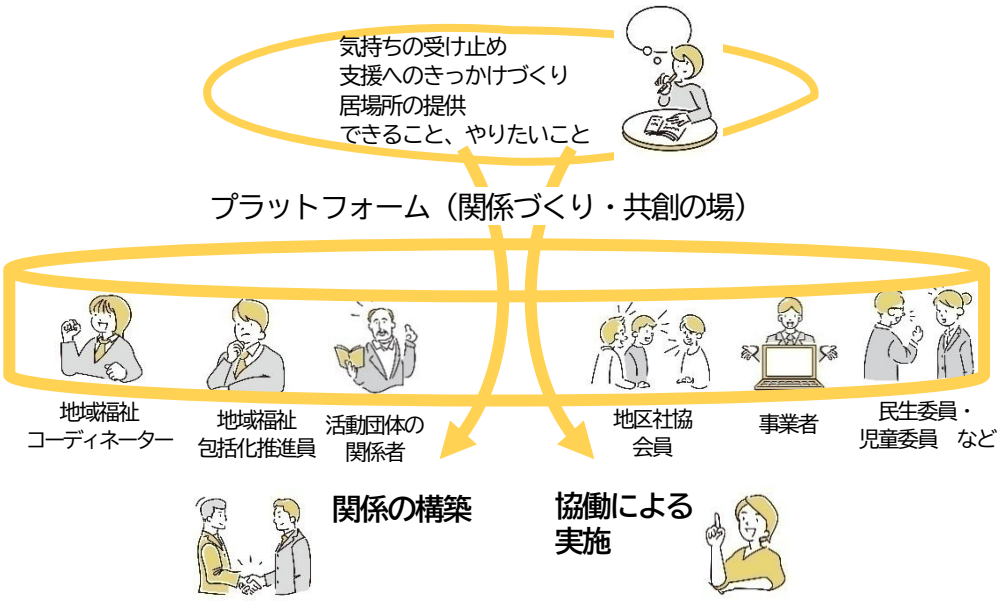
- ✧ 学生ボランティア等の活用による活動支援体制の整備
- ✧ 多様な関係機関との連携による社会参加の機会や居場所の提供

### （２）つながりづくりプラットフォームの展開

孤独・孤立の予防と解消をめざし、地域の多様な主体が関わり合い、それぞれの願いを叶えるためのプラットフォーム（関係づくり・共創の場）を展開します。

- ✧ 地域住民や関係団体など多様な主体が参画するプラットフォームの構築
- ✧ 多様な主体が参画する地域プラットフォームの全域設置

**図表１-４-27　つながりづくりプラットフォームのイメージ**



## コラム　出会いと学びの「つながりづくりプラットフォーム」

2023（令和５）年に高蔵寺ニュータウンからスタートしたつながりづくりプラットフォームの取組みは、2025（令和７）年に西、2026（令和８）年に中央、南の３つのエリアにおいても設置され、参加団体や活動地域が市内全域に広がっています。

**これまでの参加者**

居場所づくりの活動団体（こども食堂、高齢者サロン、フリースクールなど）
町内会、地区社協、民生委員・児童委員、障がいのあるこどもの親の会、
医療機関、薬局、コミュニティナース※、金融機関、
企業（コンビニ、移動支援、住まい、理美容室など）、社会福祉法人、NPO法人
相談支援機関、市職員　など

つながりづくりプラットフォームでは、多くの団体、住民が学び合う中で、参加者が協働する新たなアイデアや活動が創出されています。

小中学生とその家庭を支援するスクールソーシャルワーカーから、「夏休みに親子が家で過ごす時間が長くなり、お互いの負担やストレスになっている家庭がある」という声があがりました。これを受けて、「地域にこどもが気軽に集まれる居場所がない」と気づいた参加者によって、集会所を開放した「夏休み子どもゲーム大会」が企画されました。小学校からチラシを配布し、当日、集まったこどもたちは、パターゴルフやダーツ、カードゲームなどを通じて楽しいひとときを過ごしました。こどもたちからは「また来たい」との声が寄せられています。

こどもたちにとって学校や家庭以外にも安心して過ごせる居場所が新たに生まれました。こども・親・学校・地域それぞれの願いを叶え合う、地域社会全体が協力してこどもを育む環境（こどもまんなかのまち）づくりの試行的な取組みです。

## （３）新たな場の創出

孤立状態にある人が安心して参加できる場と機会を創出します。

- ✧ 社会参加ができる場や機会、役割の創出
- ✧ ひきこもり支援に向けた地域資源の可視化

## （４）だれもが参加できる生涯学習の機会提供

障がいの程度や心身の状態などにかかわらず、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等を含めた生涯学習に触れるきっかけづくりと、学びたいときに参加することができる機会を提供します。

- ✧ 多様なニーズに対応した学習プログラムの提供
- ✧ 受講に伴走する支援者への配慮

---

**※コミュニティナース**：施設や病院ではなく、地域の中で日常的に住民と関わり、健康増進や地域のコミュニティ活動を支援する看護職者のこと。

## 進行管理の視点

- 社会参加が難しい人に伴走する地域の支援者の育成が進められているか。
- プラットフォームにおいて、関係性の構築や地域住民の意識行動の変化がみられるか。
- 多様な居場所や役割の創出ができているか。

| 指　標 | | 現状値<br>（2025（令和７）年度） | 目　標<br>（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | つながりづくりプラットフォームを経て創設された取り組み件数 | 1件 | 45件 |

3 いきがいを育む

# 施策❺　参加支援・地域づくりを推進する

**福祉サービスの担い手不足が懸念される中で、住民が主体となった地域での支え合いの重要性が高まっています。多様な主体が協働する地域づくりを推進するとともに、ボランティア・地域活動への参加機会の拡大を図ります。**

## 現　状

### ● 社会参加の必要性と「社会的処方※」

「参加支援」とは、認知症の人や障がいのある人、ひきこもり状態の人などが、地域活動に参加し、共に活動することで孤立を防ぎ、人と人、人と地域をつなぐ取組みです。 例えば、地域食堂で食事の提供を受けるだけでなく、調理や配膳、話し相手になるなど、役割を持つことで、居場所となり、お互いに支え合うことができます。また、認知症の人は、症状への不安や偏見から社会とのつながりを失いやすい状況にあります。趣味活動やボランティア、コミュニティ活動などへの参加を促すことで、心身の健康を改善する「社会的処方」としての効果も期待されるところです。

### ● 市社会福祉協議会のボランティア活動

市社会福祉協議会のボランティアセンターは、広く住民のボランティア活動への参加を促進し、活動の活性化に取り組んでいます。市民活動支援センター（ささえ愛センター）内に相談窓口を設置し、ボランティア活動をしたい人やボランティアを依頼したい人の調整を行っており、相談にはボランティアコーディネーターが対応しています。

2026（令和８）年度の登録団体は 118 団体 1,710 人で、個人登録が 25 人となっています。活動内容は、障がいのある人への支援や国際交流、読み聞かせ、防災・防犯など多種多様です。

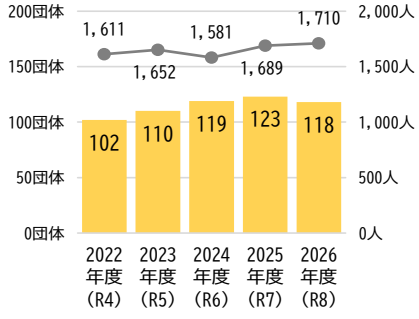
登録者数は堅調に推移していますが、ボランティア活動者の高齢化、担い手の確保は多くの団体の共通の課題となっています。

また、災害時には、本市との協定により、大規模な災害が発生した場合、被災者の支援を円滑に行うため、災害救援ボランティアセンターを設置・運営することとなっています。

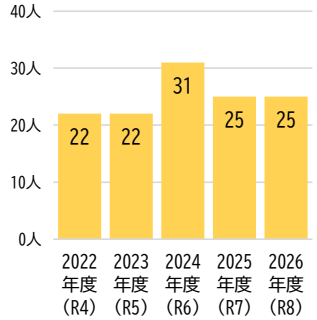
災害救援ボランティアセンターは、被災地において、ボランティア活動希望者を受け入れ、被災者等のニーズに合わせて、ボランティアを派遣するなどの需給調整を行い、ボランティア活動全般を円滑に行うことができるように支援するための拠点となります。

市社会福祉協議会では、総合防災訓練や年に１回開催している災害救援ボランティア体験研修会等で災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練を実施し、いざという時に備え準備をしていきます。

**図表１-４-28 ボランティア団体登録者数の推移**




**図表１-４-29 ボランティア登録者数（個人登録）の推移**




出典：市社会福祉協議会

※**社会的処方**：医療従事者や支援者が社会的な孤立や生活課題を抱える人に対し、薬物治療ではなく地域の居場所や活動、相談窓口などに繋ぐことで健康と生活の質の向上を支える取組み。

## コラム ぼらら隊の取組み

市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、若い世代が福祉やボランティアを身近に感じ、興味を持ってもらうきっかけづくりの一つとして、市社協サポーター「ぼらら隊」を結成しています。

現在、個性豊かな隊員たちが、ボランティアセンターマスコットキャラクター「ぼらら」を活動のシンボルに、日々奮闘しています。2026（令和８）年７月には３期生を結成し、小学５年生から高校３年生までの 25 人が活動をしています。

結成からこれまで、隊員たちは市社協イベントの運営サポートに加え、福祉映画会では数百名の前で活動発表を行う等、活躍の場を大きく広げてきました。「ぼらら」を広めるためのグッズの企画・デザインにも取り組み、隊員がデザインした「濃いぼらら色」のＴシャツを着用して活動する姿は、地域の方々にも徐々に認知されてきました。活動を通じて、隊員たちは年齢の壁を越えて素直に意見を交わし、互いを認め合う関係を築いています。「隊員同士の仲が深まり、新たな居場所ができた」という隊員の言葉は、職員にとって何よりの喜びです。隊員たちの熱意に刺激され、職員としても必死に伴走する中で、若い世代が主体的・積極的に活動する姿をとても誇らしく感じています。

これからも「ぼらら隊」の活動が、未来の地域を担う人材を育み、世代を超えたつながりを生み出す大きな力となることを期待しています。



隊員の１人がデザインした「ぼらら」のイラスト

## コラム フードドライブと地域食堂・こども食堂

本市が実施している「フードドライブ事業」は、食品ロスの削減と食を通じた支え合いの地域づくりを推進するため、家庭や企業等で使われずに眠っている食品などを集め、こども食堂やフードパントリー等の活動団体に提供する取組みです。

食品の提供を申し出た団体や事業者からの情報を活動団体に展開し、円滑な受け渡し体制を構築しており、現在、地域食堂や子ども食堂、つながりづくりの活動、フードパントリー（食品支援）などを実施する 42 団体が参加しています。こども食堂や地域食堂では、単に食事を提供するだけでなく、学習の支援や多世代交流、居場所、見守りの機能を有している活動も多く、地域福祉の一翼を担っています。また、フードパントリーは、生活困窮家庭への個別支援のきっかけとなるため、アウトリーチによる早期の発見と支援につなげることを期待できます。

参加団体や事業者からの寄付件数は年々増加傾向となっています。食品を定期的に提供する事業者もあり、2025（令和７）年度はお米や調味料など、合計 12 件の寄付を受け付けました。

地域福祉包括化推進員は、事業者や活動団体との調整役として、団体間のつながりや相互協力体制の確保を図るとともに、企業が食品や物品などの寄付をしやすい環境づくりを進めています。

## ● かすがいいきいきポイントを通じて社会参加を促進

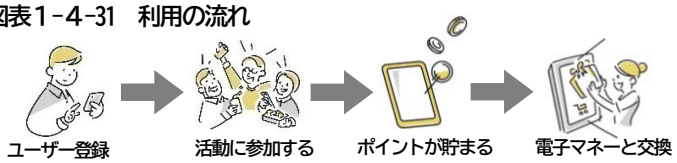
2024（令和６）年度から開始された「かすがいいきいきポイント」は、高齢者のいきがいづくりの支援と継続的な社会参加を促進するため、65 歳以上の市民に、対象となる趣味・活動や地域活動などを行った際に、スマホ専用アプリを使用し電子マネーに交換できるポイントを付与しています。

現在は、市内38か所の公共施設を対象としており、多くの高齢者が趣味・文化活動や健康づくり事業に参加しています。また、本事業により外出機会の創出や参加意欲の向上が見られ、継続的な活動参加や参加者同士の交流の広がりなど、地域の活性化や健康づくりの推進に寄与しています。

**図表１-４-30　いきいきポイントアプリ登録者**

| 2024 年度（R6） | 2025 年度（R7） |
|---|---|
| 947 人 | 3,198 人 |

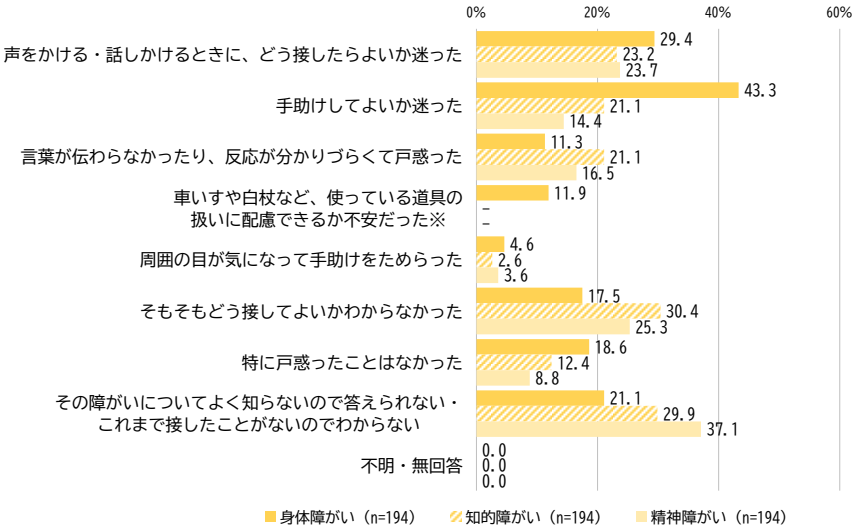
**図表１-４-31　利用の流れ**




## ● 住民主体活動と障がいのある人との関わり

市内では、様々な住民主体活動が展開されており、高齢者を中心とした活動が多くなっています。（P25参照）障がいのある人や子育て世代、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人など、より幅広い住民の参画を推進している一方で、福祉に関するアンケート調査結果では、障がいのある人との接し方が分からないという市民の回答が多くなっており、障がいのある人の参加を支援するには、市民の障がいへの理解促進と障がいのある人との交流の機会の創出が重要です。

**図表１-４-32　障がいのある人との関わりで、戸惑ったこと**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

## ● 地域福祉推進パートナーシップ事業者登録制度

近年、少子高齢化や定年延長、町内会・自治活動への加入率低下などの社会構造や意識の変化に伴い、地縁による住民主体の活動は低迷が続いています。地域課題の解決には住民だけでなく、地域に密接した民間事業者等の協力が欠かせない状況となっています。

市社会福祉協議会では、2025（令和７）年11月に地域貢献活動に取り組む企業や団体を「地域福祉推進パートナー」として登録し、協働体制を構築する制度を創設しました。この制度は、地域住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えて人と人、資源がつながることで「地域共生社会」の実現をめざすものです。登録された事業者は、市社会福祉協議会と連携し、住民が行う福祉活動の支援を通して、身近な福祉課題の解決に向けた取組みを行います。登録された事業者等の数は2026（令和８）年３月末時点で19件にのぼります。

この制度を通じて、地域の支え合い機能を高め、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進し、事業者と住民がともに創る持続可能な地域づくりが、未来の春日井市の地域福祉を支える大きな柱となることが期待されています。




春日井市在住の小学生イラストレーターsimae sanが、地域のつながりをイメージしたイラストを書き下ろした登録事業者へ配付しているステッカー

### 登録事業者による取組み

#### 1　愛昇殿（株）レクスト様×地域サロン

パートナーシップ登録企業の１つである愛昇殿さんから、地域貢献活動の一環として地域のサロンさんへペットボトルのお茶やお水、ドリップコーヒーのご寄付がありました。「地域で活動されている方々へ、何か少しでもお役に立てれば。」という想いから、市内に３か所ある愛昇殿さんの周辺のサロンさんへ、届けてくださいました。また、サロン活動の様子も見学され、地域への理解も深めようと取り組まれています。

#### 2　バローホールディングス様×ふらっぷ

「ご家庭で使いきれない食品を寄付いただき、ボランティア団体を通して食品を必要とする方々へお渡しすることで地域を応援したいというバローホールディングスさんの思い」と「食を通じた活動で地域の皆さんのお役に立ちたい」というふらっぷさんの思いがつながったことで「Vdrug 篠木店」にフードドライブポストが増設されました。企業として地域団体と協働することで、食を通じたつながり支援となりました。



## 今後やるべきこと

- 住民主体活動のさらなる拡大
- 多様化する住民ニーズに対応する新たな価値の創造
- 住民相互の助け合い体制の構築
- 障がいのある人やこども、ひきこもりなどの社会的孤立状態にある人が参加できる住民主体活動の推進

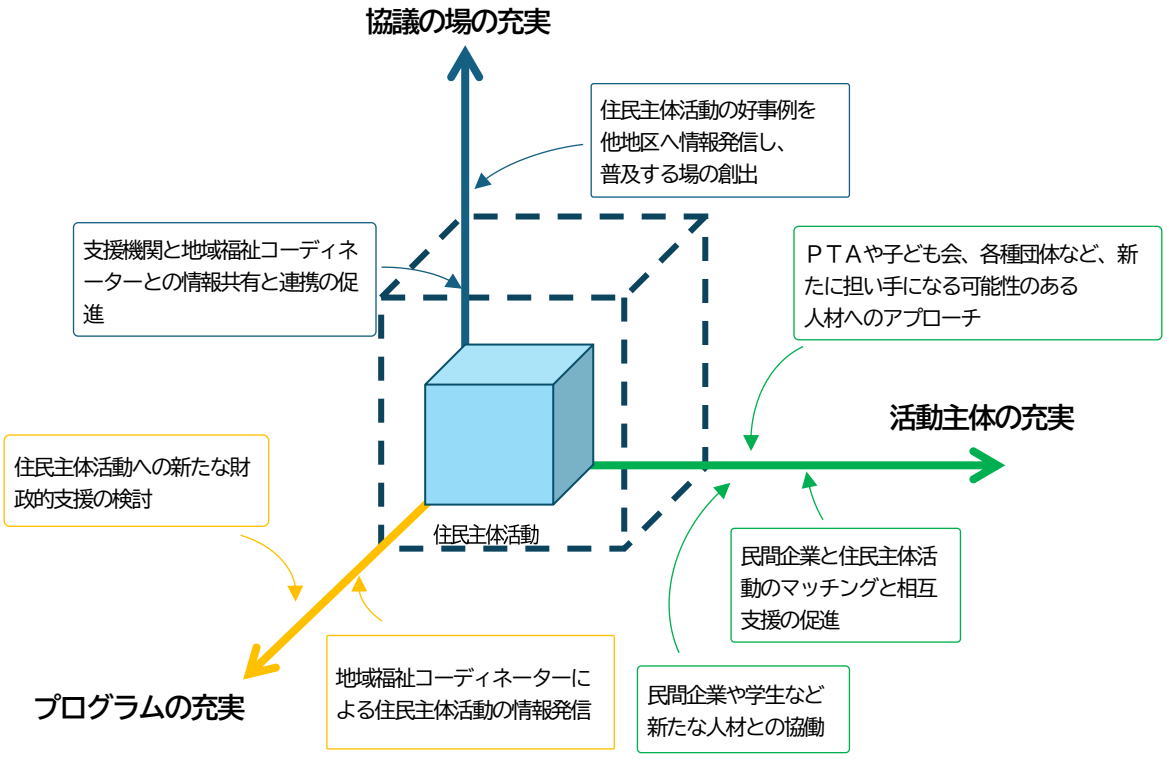
## 具体的な取組み

### （１）住民主体活動の拡大の促進

住民主体活動の好事例の水平展開や活動の発展に向け、住民主体活動に関する情報の発信・共有や地域づくりを推進します。

- 地域福祉コーディネーターによる住民主体活動の情報発信
- 住民主体活動の好事例を他地区へ情報発信し、普及する場の創出

**図表１-４-33　住民主体活動の推進イメージ**



## （２）多様な主体の参画促進

地域の事業者や大学生、町内会、地域の活動団体など、多様な主体の住民主体活動への参画を促進します。また、地域における障がいのある人の参加や交流の支援を促進します。

- ✧ PTAや子ども会、各種団体など新たに担い手になる可能性のある人材へのアプローチ
- ✧ 民間企業や学生など新たな人材との協働
- ✧ 障がいへの理解を深める市民意識の醸成
- ✧ 障がいのある人の地域活動の機会創出の支援

## （３）支援機関の地域づくりへの参画促進

地域包括支援センターや障がい者生活支援センター、こども家庭センターなどの支援機関と地域福祉コーディネーターの連携を強化し、個別課題を通じた地域生活課題の把握と資源開発に取り組みます。

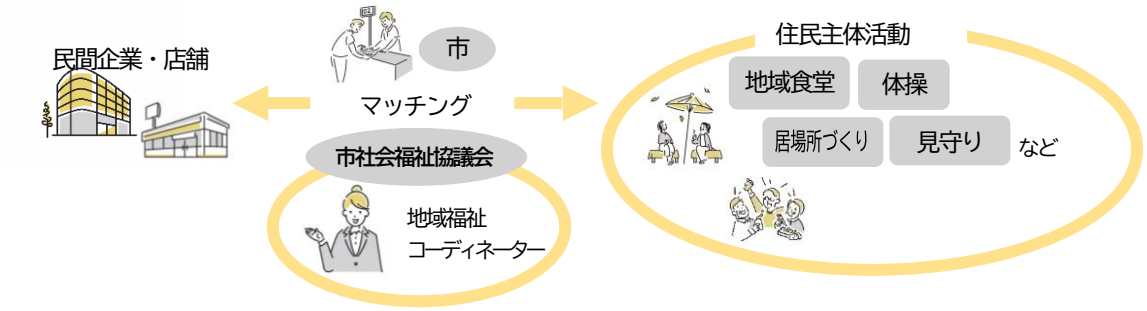
- ✧ 支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携強化と資源開発の促進

## （４）民民協働の推進

地域住民のさまざまなニーズに対応するために、民民協働による民間サービスの活用や開発を推進し、新たな価値を創出します。

- ✧ 地域福祉推進パートナーシップ事業者登録制度を活用した具体的な地域活動とのマッチングの促進
- ✧ 移動支援や買い物支援などへの参画促進
- ✧ 住民主体活動への新たな財政的支援の検討

**図表１-４-34**　企業・店舗と住民主体活動のマッチング



## （５）ボランティア活動の活性化

見守り活動や助け合い活動など、さまざまなボランティア活動を推進するとともに、SNS等を活用したボランティア活動の情報発信や参加者の掘り起こしなど、活動の幅を拡げる支援をします。

- ボランティア支援機能の強化（総合的な福祉拠点の整備）
- 若年層のボランティア活動の機会の充実
- ステップアップが可能な段階的な養成講座の実施

## （６）地区社協の活動の支援

地区社協の活動を支援するため、活動費の助成や企画・運営に関する情報提供、地区社協間の連絡調整などを行います。2026（令和８）年度に地域共生社会の実現に向けた制度改正を実施し、市民の創意工夫による福祉活動を尊重する枠組みに転換しました。今後は福祉活動の拡充を図るとともに、地区社協の役員や協力員などの担い手確保に向けた支援を行います。

- サロン活動の拡充

＜実施計画＞

| | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|---|---|---|---|
| **対象者を限定しない共生サロン数** | 2件 | 5件 | 7件 | 10件 |

- 地区や団体を超えたつながりの創設

＜実施計画＞

| | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|---|---|---|---|
| **団体間共同開催によるつながり事業数** | ― | 1件 | 3件 | 5件 |

- 地域見守りの拡充

＜実施計画＞

| | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---|---|---|---|---|
| **地域見守り事業数** | 7件 | 7件 | 7件 | 9件 |
| **事業の見直し** | | 検討 | 改正 | 拡充 |

## 地区社会福祉協議会の取組み

（2026（令和８）年４月１日現在）

※共生サロン事業の（共）は、だれでも参加できるサロン、（高）は、主に高齢者を対象としたサロン、（子）は、主に児童や保護者等を対象としたサロンを表しています。

### 味美地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に福祉でまちづくり

【一般事業】盆踊り大会、町内祭り、新春餅つき大会

【つながり事業】元気かい！、馬林作成

【共生サロン事業】（子）たんぽぽ教室

### 春日井地区社会福祉協議会

【スローガン】
地区発　笑顔で育むやさしい思い

【一般事業】グラウンドゴルフ大会、町内会盆踊り大会、敬老会、区民球技大会、区民大運動会

【つながり事業】三世代ファミリーウォーク・クイズラリー

【共生サロン事業】（高）ひまわりサロン、（高）如稲サロン

### 勝川地区社会福祉協議

【スローガン】
みんなで担う　福祉のまちへ！

【一般事業】ふれあい交流会、児童育成、青少年支援、１人暮らし高齢者支援

【つながり事業】グラウンドゴルフ大会

【共生サロン事業】（高）お喜楽クラブ、（子）スマイルキッズ

### 徳農地区社会福祉協議会

【スローガン】
挨拶をかわし顔見知りになり、
明るいまちづくりを

【一般事業】三世代交流納涼祭り、交通安全教室啓発学習会（AED 講習）、敬老会

【つながり事業】（高）徳農いきいきサロン

【地域見守り事業】この町見守り隊

### 下条原地区社会福祉協議会

【スローガン】
安心・安全なまちづくり

【一般事業】若草子どもプール、防災訓練、敬老のお祝い、除草作業、卒業生へのお祝い

【つながり事業】四世代ふれ愛夏祭り

【共生サロン事業】（高）下条原スマイルサロン

### 柏井地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】敬老会

【つながり事業】さわやかウォーキング

### 道風地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】書道教室、ラジオ体操、第一希望の家きぼうフェスタへの協力、スマホ教室

【共生サロン事業】（高）かえるクラブ

### 松新地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなであたたかいまちをつくりましょう

【一般事業】秋祭り、敬老会、寿会

【つながり事業】交流会

【共生サロン事業】（高）松新元気サロン

### 小野地区社会福祉協議会

【スローガン】
～助け合う気持ちが、明るいまちづくりの第一歩～

【一般事業】介護予防講座、高齢者集い、盆踊り、ハロウィン祭

【つながり事業】三世代交流餅つき大会、歩け歩け芋煮大会

【共生サロン事業】（子）ぴよぴよ

### 上条地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】盆踊り大会、敬老行事、つながりマーケット、「上条春秋会」「神楽保存会」への助成、広報紙の発行（年２回）

【共生サロン事業】（高）さわやかサロンかにら、（子）かにらっこ

### 中央地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】敬老祝賀会

【つながり事業】三世代交流うどん作り大会、三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流　餅つき大会

【共生サロン事業】（高）いきいきサロン中央

### 鳥居松地区社会福祉協議会

【スローガン】
**福祉でまちづくり**

【一般事業】敬老会、夏祭り、秋のお祭り

【共生サロン事業】㊒さわやかサロン月見

### 八幡地区社会福祉協議会

【スローガン】
**防犯・防災への高い意識を町に**

【一般事業】敬寿会、夏祭り、秋のお祭り

【つながり事業】八幡敬寿会、八幡音楽部・春日丘高校吹奏楽部助成、三世代交流ダンカード広場

【共生サロン事業】㊒八幡フレンド会

### 八田朝宮地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】救急救命講習会、老人活動支援、スポーツ少年団への活動支援、納涼夏祭り、子ども会活動支援、敬老会、防災訓練、新年会

【共生サロン事業】㊒さくらサロン八田朝宮

### 鷹来地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】各区福祉活動、GOTO 田酉

【共生サロン事業】㊒たかぎサロン、㊒GOGO 大手、㊒桃山サロン

### 牛山地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】こころの会、資源回収

【つながり事業】福祉大会・敬老会

【共生サロン事業】㊒のびのび倶楽部、㊒モーモー倶楽部、㊒お喜楽クラブ

### 関田地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、楽しく暮らせるまちづくり**

【一般事業】ソフトボール大会、提灯山盆踊り大会、敬老会、秋祭り

【つながり事業】三世代交流ラジオ体操

【共生サロン事業】㊒サロン関田、㊒関田体操クラブ、㊖レインボーキッズ

### 浅山・梅ケ坪地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】体育祭、防災訓練、敬老会

【つながり事業】三世代交流広場のつどい

### 六軒屋地区社会福祉協議会

【スローガン】
**ささえ愛、たすけあうまち六軒屋**

【一般事業】町民大運動会、納涼祭り、新春ふれあいコンサート、広報紙の発行、健康マージャン「すずめの会」、六軒屋サロン「はなみずき」

### 東野地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなでつくろう福祉のまち東野**

【一般事業】敬老記念品贈呈、趣味と福祉の作品展、広報紙発行、老人会活動助成、子ども会活動助成

【つながり事業】三世代交流カローリング大会、三世代交流クリスマス会

【共生サロン事業】㊒いきいきサロンひがしの、㊖チェリーキッズひがしの

【地域見守り事業】ネットひがしの

### 松原地区社会福祉協議会

【スローガン】
**地区行事に参加して交流を深めるまちづくり**

【一般事業】各区・町内会活動支援

【つながり事業】三世代交流カローリング大会、三世代交流防災・レクリエーション大会、三世代交流クリスマス会

【共生サロン事業】㊒下原サロン、㊒花＊花、㊒松原サロン

### 大泉寺地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】老人クラブ活動の助成、敬老会

【共生サロン事業】㊒サロンいずみ

### 神領校区地区社会福祉協議会

【スローガン】
**顔を合わせ、支え合うまちづくりを**

【一般事業】老人クラブ活動支援、子ども会活動支援、福祉懇談会、三世代交流広場

【共生サロン事業】㊒ひなご会、㊖にこにこきっず

### 不二ガ丘地区社会福祉協議会

【スローガン】
ささえ愛　笑顔で繋ぐ輪　不二ガ丘

【一般事業】不二ガ丘ふれあいの集い

【共生サロン事業】㊗不二ガ丘サロン会

【つながり事業】三世代交流七夕祭り、三世代交流グラウンドゴルフ

### 出川地区社会福祉協議会

【スローガン】
助け合い、ささえあい、
思いを届ける地域づくり

【共生サロン事業】㊗おしゃべり・あい、㊗にこにこサロン、㊖竹の子会

### 桃花園地区社会福祉協議会

【スローガン】
遠くの親戚より　近くの社協

【一般事業】ラジオ体操、ももはばグリーンマーケット協賛、夏祭り

【つながり事業】三世代交流クリスマス会

【共生サロン事業】㊗桃花園ふれあいサロン

### 坂下地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】各区・町内会・自治会における福祉活動への支援

【つながり事業】三世代交流ウォーク大会

【共生サロン事業】㊗坂下にこにこ会

【地域見守り事業】シニア見守り隊

### 玉川地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】各区への活動助成

【共生サロン事業】㊗玉野ふれあいサロンひまわり、㊗細野・外之原上サロン

### 藤山台地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】グラウンドゴルフ大会、藤山台運動会、みどり会 敬老会、地区社協だより発行、ラジオ体操チャレンジ宣言、フードパントリー

【つながり事業】三世代交流ふれ愛コンサート、三世代交流ふれあい防災の集い

【共生サロン事業】㊗ふじの会、㊖きらきらキッズ

### 岩成台地区社会福祉協議会

【スローガン】
やすらぎ・ふれあい・活力のまち

【一般事業】フードパントリー＆マルシェ、ゆかたの着付け、秋の文化フェスティバル、子供と家族のための広域避難所避難体験、防災研修会、広報紙発行

【つながり事業】三世代交流グラウンドゴルフ、三世代交流ラジオ体操、三世代交流防災のつどいとふれあい芋煮会

【共生サロン事業】㊗フレッシュクラブいわなり

### 岩成台西地区社会福祉協議会

【スローガン】
すみなれた地域で、安心してくらせる、
あたたかいまちづくり

【一般事業】敬老のつどい、学習支援（いこいこ）、広報紙発行、フードパントリー

【つながり事業】あじさい祭り、冬まつり

【共生サロン事業】㊐いきいきサロン　ほのぼの、㊗ほのぼの健康マージャン

【地域見守り事業】いわにしネット

### 高森台地区社会福祉協議会

【スローガン】
笑顔で優しい地域共存

【一般事業】外での食事会、夏の友、敬老の集い、高森寄席、お母さんといっしょ、広報紙発行

【つながり事業】芋煮会、餅つき大会

【共生サロン事業】㊗はつか会

### 東高森台地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】会報発行、東高おやじ倶楽部、夏祭り・スイカ割、福祉バス旅行、老人クラブ支援

【つながり事業】ふれあい交流会グラウンドゴルフ大会

【共生サロン事業】㊗歌声サロン

### 中央台地区社会福祉協議会

【スローガン】
みんなで一緒に、福祉でまちづくり

【一般事業】スラックライン体験会、機関紙発行、老人会活動支援、下校時見守り活動支援、学童保育活動支援、敬老会・卒業記念品・入学記念品贈呈

【つながり事業】防災ウォークラリー

【地域見守り事業】見守り中央台

### 石尾台地区社会福祉協議会

【スローガン】
**地域住民の共助活動で住みよいまちづくり**

【一般事業】講演会・研修会、シニア体操教室、長寿を祝う会、広報紙発行、ポスター掲示

【つながり事業】講演会・研修会、シニア体操教室、長寿を祝う会、広報紙発行、ポスター掲示

【共生サロン事業】高おしゃべりサロン、高憩いの家珈琲サロン

### 押沢台地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】敬老の集い、老人クラブ活動支援、広報紙発行、福祉研修、児童見守り、夏祭り

【つながり事業】春のフェスティバル、ふれあいカローリング大会、ふれあいラジオ体操、秋のフェスティバル、ふれあいグラウンドゴルフ大会

【共生サロン事業】高ひだまりサロン、子すくすくクラブ

【地域見守り事業】あいネット押沢

### 白山地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】広報紙発行、町内会活動支援、児童福祉、老人福祉

【つながり事業】三世代交流グラウンドゴルフ大会

【共生サロン事業】高元気の出る会、子ぷくぷく

### 篠木四ツ谷地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】敬老事業、広報紙発行

【つながり事業】グラウンドゴルフ、水鉄砲遊び、星の観察会

【共生サロン事業】高サロン四ツ谷

### 下市場地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】サロン活動見学参加者勧誘、子ども会活動

【つながり事業】高下市場高齢者サロン会

### 下条地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】盆踊り大会、敬老会

【つながり事業】三世代交流歩け歩け＆芋煮会

### 下北地区社会福祉協議会

【スローガン】
**地域住民全員で安心、安全な街づくり**

【一般事業】子ども会、敬老会、子ども応援団、下北寿会

【共生サロン事業】高下北サロン会

### 弥生地区社会福祉協議会

【スローガン】
**みんなで一緒に、福祉でまちづくり**

【一般事業】敬老祝賀会

【つながり事業】三世代交流グラウンドゴルフ大会、三世代交流餅つき大会

【共生サロン事業】高いきいきサロン弥生

### 鳥居松中央地区社会福祉協議会

【スローガン】
**できることからやっていこう**

【つながり事業】防災学習、運動会、三世代交流グラウンドゴルフ大会

### 柏原連合地区社会福祉協議会

【スローガン】
**助け合う気持ちが明るいまちづくりの第一歩**

【一般事業】高齢者友愛訪問

【つながり事業】歩け歩け大会

【共生サロン事業】高柏原サロン

## 進行管理の視点

- 地域で行われている活動を他地区へ水平展開できるしくみが構築されているか。
- 今まで参画していなかった新たな主体が地域活動に参画できているか。
- 支援機関と地域福祉コーディネーターの連携が図られているか。
- 民間企業と地域活動のマッチングを行い、新たな価値の創出ができているか。
- より多くの地域住民が参加しやすい地区社協活動が運営できているか。
- 制度の狭間や地域ニーズに応じた多様なボランティアが創出されているか。

| 指　標 | | 現状値<br>（2025（令和７）年度） | 目　標<br>（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 地域活動と民間企業のマッチングが成立した件数 | 11 件 | 24 件 |
| 2 | 住民主体の通いの場への参加人数 | 延べ 94,405 人 | 延べ 100,000 人 |
| 3 | 障がいの有無や世代を問わず交流できる場の件数（内、地区社協の共生型サロンの件数） | 19 件（―） | 30 件（12 件） |

4 体制を整える

# 施策❻　生活基盤を確保する

**住まい・所得・食事は、日常生活に不可欠です。各種給付制度の適切な運用とともに、住まいの確保やニーズに応じた就労の支援を進めます。**

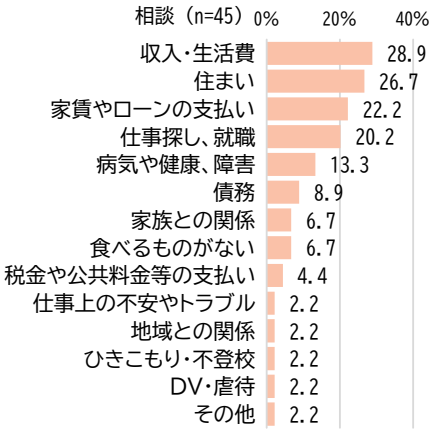
## 現　状

### ● 自立支援相談コーナーの取組みと居住支援

自立支援相談コーナーでは、生活に困っている人や困窮の恐れのある人に対し、相談支援や家計改善支援など個別的かつ包括的な支援行っています。相談内容は「収入・生活費」が最も多く、次に「住まい」「家賃やローンの支払い」と続いています。支援の現場では、頼れる親族がない若者や高齢者、刑務所から出所した人などの住まいや仕事の確保に難しさを感じています。

本市では、2026（令和８）年３月に春日井市住生活基本計画を策定し、地域住民や事業者、関係団体、行政が相互に連携・協働し、希望に沿った快適な住まいで自分らしく住み続けることができる環境の構築と、安全・安心で利便性の高い環境のもと人と人とが支え合うコミュニティの形成をめざしているところです。

図表１-４-35　自立支援コーナーへの相談内容




出典：春日井市福祉に関するヒアリング調査

### ● 移動支援の取組み

地域の実情に応じた移動支援の取組みの充実を図る一方で、限られた資源の中で継続的に利用できるように買い物支援や訪問型サービス等も組み合わせ、目的ごとに移動支援以外の選択肢も一つの手段として検討する必要があります。

### コラム　ゆっくりカートの取組み

ゆっくりカートは、高蔵寺ニュータウン石尾台地区で、地域住民の皆さんが設立したNPO法人「石尾台おでかけサービス協議会」により運営されているオンデマンド型（利用者の希望に応じてサービスをすること。）の自動運転送迎サービスで、利用者からの電話予約に応じて、有料で運行しています。石尾台地区では高齢者の方が多く坂道も多いため、買い物や通院など、日常生活に必要な移動手段の確保が課題となっていました。ゆっくりカートは、こうした地域課題に対応し、外出機会の確保や免許返納後の移動手段として、住民の暮らしを支える地域主体の取組みとして始まりました。

日々の運行では、ドライバーと運行管理責任者が安全確認を行いながら、地域の移動を支えています。利用者からは、「雨の日でも病院に行けるので助かっています。」「おかげで毎週体操教室に通うことができています。」といった感謝の声が多く寄せられています。



このように、ゆっくりカートは日常生活に必要な移動を支えるだけでなく、送迎を通じたコミュニケーションにより、住民同士のつながりづくりの場にもなっています。移動手段の確保と地域交流の両面から、石尾台地区の暮らしを支える大切な取組みとなっています。

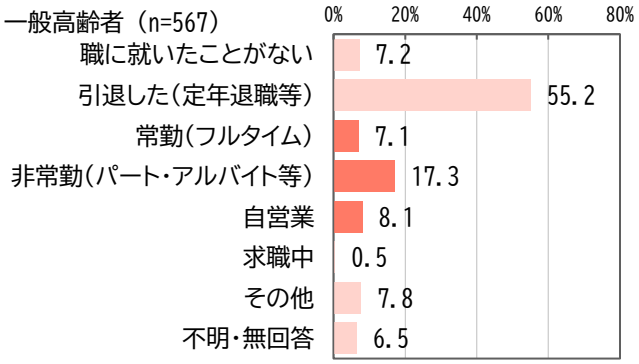
## ● 就労ニーズは多種多様

就労支援については、世代や特性に応じた専門機関がニーズに応じて実施しています。アンケート結果によると働いている高齢者のうち57.8%が75歳以上まで働きたいと考えており、シルバー人材センターの会員の平均年齢は75.9歳、80歳以上の会員も全体の２割を占めています。

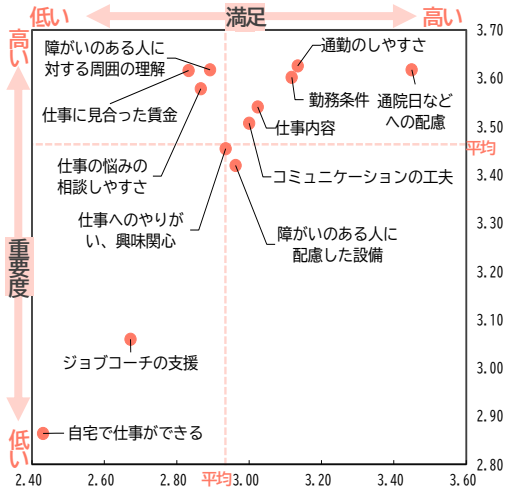
また、障がいのある人が仕事において重要視しているのは「障がいのある人に対する周囲の理解」「仕事に見合った賃金」「仕事等の悩みの相談しやすさ」となっている一方で、これらについての満足度が低い状況です。一般就労の機会が拡大しているところですが、あわせて、障がいの有無に関わらず共生できる環境の構築が求められています。

ひきこもりなど社会的孤立を抱える人の就労については、週１回の勤務や１日２～３時間の勤務など短時間の勤務形態を提供する事業者が少なく、個々のニーズに応じて働ける多様な就労環境を整えることが求められています。

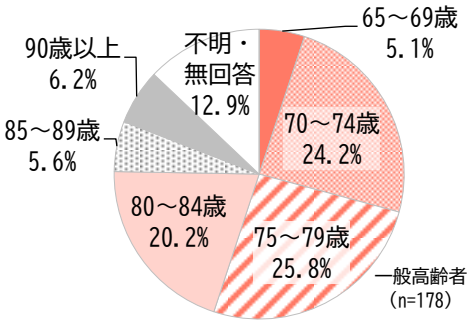
**図表１-４-36　現在の就労状況**




**図表１-４-37　仕事における重要度・満足度**




**図表１-４-38　何歳まで働きたいか**




出典：春日井市福祉に関するアンケート調査

### 就労支援のチャンネル

**・ハローワーク（公共職業安定所）**
就職を希望する人の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、適性、希望職種等に応じたきめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。

**・春日井若者サポートステーション**
厚生労働省が委託した民間団体等が運営する、15～49 歳の働きたい若者を対象とした無料の就労支援機関。カウンセリング、職場体験、コミュニケーション訓練を通じて、就職活動の準備から職場定着まで、個別に寄り添ってバックアップしています。

**・シルバー人材センター**
健康で働く機会が欲しいという会員に、剪定や除草作業、網戸の張替えなど軽易で高齢者に向いた安全な仕事を紹介しています。

**・自立支援相談コーナー**
就労に関する不安や課題を抱える方を対象に、相談支援を行う窓口です。就労準備支援や関係機関との連携を通じて、一人ひとりの状況に応じた支援を行っています。

## ● 家庭や地域における防犯対策

近年、住宅を対象とした侵入盗や自動車盗などが多発する中、家庭や地域における防犯対策の充実がますます重要となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、2026（令和８）年度から、市民の防犯意識と地域の防犯力の向上を図るため、町内会などが設置した防犯カメラの維持管理のための支援に加え、家庭用防犯カメラの購入・設置に対する補助制度を創設し、犯罪の未然防止と市民が安心して暮らせる生活環境の確保のための取組みを進めています。また、特殊詐欺被害も増加傾向にあり、ＳＮＳや通信技術を悪用するなど手口が巧妙化しています。特に、還付金詐欺については、被害者の大半を高齢者が占めており、固定電話を契機とする被害が多くなっていることから、特殊詐欺被害などの防止のための通話録音装置配付事業や、悪質商法や契約トラブルに巻き込まれないための消費生活講座も実施しています。

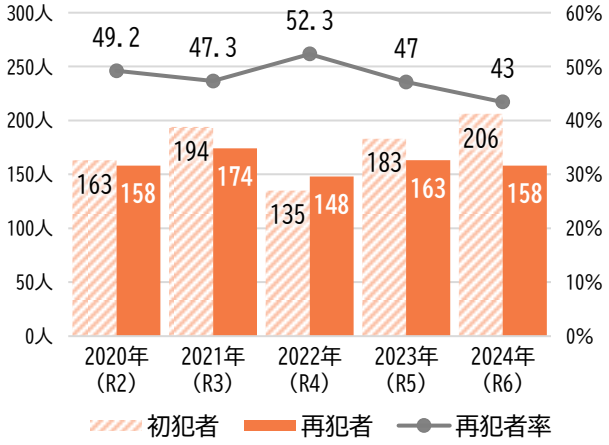
## ● 犯罪・再犯の状況

市内の刑法犯検挙人数は、2020（令和２）年度から横ばいで推移しており、2024（令和６）年に前年に比べて 18 人増加しています。

再犯者率は、４ポイント減少しているものの、およそ半数が再犯者となっています。

犯罪や非行の背景には、家族や地域社会とのつながりが希薄で孤立していたり、知的障がい等の障がいやその疑いがあるなど、心理面や社会面等様々な要因が複雑に関連していると考えられます。

**図表１-４-39　刑法犯検挙人数及び再犯者率の推移**




出典：法務省矯正局資料より作成

## ● 刑務所出所者等の一定数は帰住先や就労先がない状況

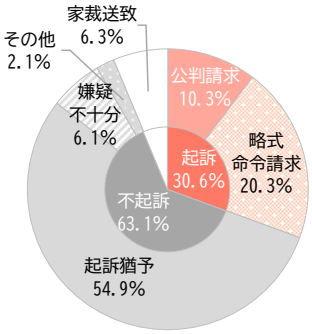
刑務所出所時に帰住先がない人や保護観察終了時に就労先がない人は、一定数いる状況です。

再犯防止推進白書の調査によると、2024（令和６）年度では、14.5%の人が刑務所出所時に帰住先がない、24.2%の人が保護観察終了時に無職であるとされています。

また、統計によると罪を犯した人のうち約６割は不起訴処分となり、矯正施設（刑務所など）に入ることなく社会に戻りますが、保護観察の対象にならないため、就労や住まいに関する支援を受けられないケースも少なくありません。

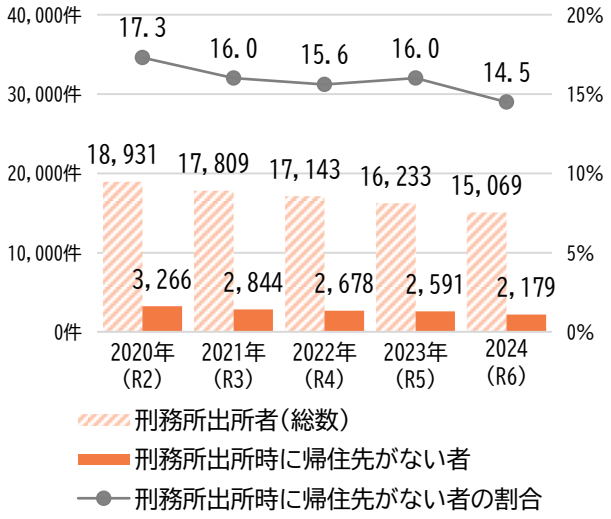
こうした状況から、刑務所出所後の社会復帰を支える「出口支援」だけでなく、不起訴処分となった人が社会に戻る際に必要な支援を早期につなぐ「入口支援」の充実も求められています。

**図表１-４-40　事件の処理区分別統計(全国)**
**(総数 78 万 2,735 人)**

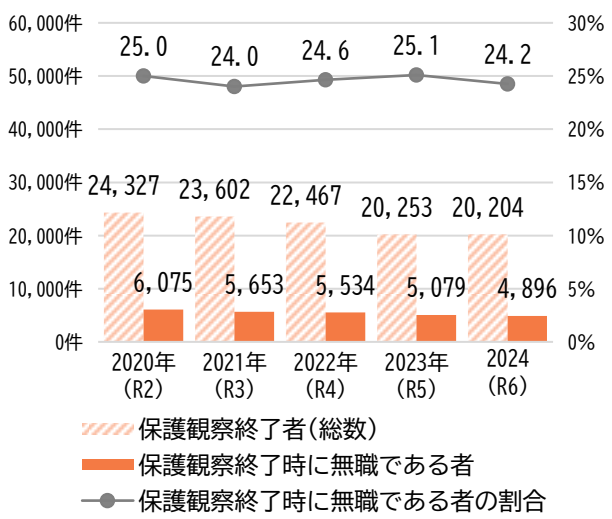



出典：2024（令和６）年検察統計年報

図表１-４-41　刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合（全国）




図表１-４-42　保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（全国）




出典：法務省 2022（令和４）年度再犯防止推進白書

## ● 社会復帰に向けた取組みの状況

本市では、保護司が保護観察対象者に対し、月に２～３回程度の面談を行っており、保護観察中の指導や就労の援助、本人が抱える悩みへの相談対応などを実施しています。

こうした保護司の活動を支援するため、総合福祉センターに更生保護サポートセンターを設置するとともに、2025（令和７）年度からは試行的に、市内２カ所のふれあいセンターに面接会場を開設するなど、保護観察対象者との面談場所の確保にも努めています。

一方で、犯罪や非行をした人の中には、福祉的な支援を必要とする人もいます。保護司が対応に難しさを感じる場合もあり、福祉的な支援が必要な人への関わり方や、適切な支援窓口に関する情報を提供することが重要です。

県では、福祉的な支援を必要とする刑務所などの矯正施設退所予定者に対し、施設を出る前から保護観察所などと連携・協働し、面談を重ねながら、帰住先や就職先の確保を支援しています。加えて、保護観察対象者については、保護観察期間終了後も継続して支援を受けられるように、就労支援員が本人と協力雇用主の双方に対し、定期的な訪問面談など行い、雇用継続に向けた助言や調整を行う職場定着支援も行っています。その結果、支援開始後３か月以内の離職率は、約60%から約25%にまで減少しています。

今後も、保護司への情報提供を進めるとともに、刑務所などの矯正施設退所予定者の社会復帰のために関係機関と連携し、安定した生活を送れる社会復帰につなげていくことが重要です。

## コラム　協力雇用主会による社会復帰の支援

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立や社会復帰を支援するため、犯罪や非行をした人を雇用する協力雇用主会の活動が進められています。本市の雇用主会には、38件の事業者の登録があります。（2026（令和８）年10月現在）

**「この会社に入社して」**

私がＡ社にお世話になり、はやくも５年が経ちました。

私は19歳の時に非行を犯して少年院に入ることになりました。20歳の時に出院しましたが、その時、少年院の先生に、いくつかの協力雇用主会の企業の紹介を受けました。その中で、Ａ社の作業内容が自分に合っていると思い、面接を受け入社を許可されました。

最初は早く仕事を覚えなければというプレッシャーから、焦ってミスをして先輩方に迷惑をかけ、つらい思いをしたことも何度かありました。その度に、先輩方が時に厳しく、時に優しく指導をしてくださり、なんとか乗り切ることができました。

５年を経て、私にも後輩ができました。今は、後輩から頼られる立場になりつつあります。少しずつですが、人から頼られ信用されるようになったことをうれしく思います。

あらためて、Ａ社に入社できて良かったです。この会社に入って多くのことを学びました。この５年間が無駄にならぬよう、仕事やプライベートを充実させていきます。

協力雇用主会の一員であるＡ社（仮称）で働いている若者から寄せられた文章

### 今後やるべきこと

- 住まいに関する相談支援体制の構築
- 官民連携による居住環境の確保・整備の推進
- 地域生活を支える移動手段の確保と充実
- 多様な働き方を支える環境の整備
- 地域の防犯意識の向上
- 再犯を防止する環境づくり

### 具体的な取組み

## （１）住まいの確保

住宅確保に配慮を要する人の住まい確保を支援するため、関係機関が連携し、相談・入居から退去まで継続的に居住できる支援体制の整備を図ります。また、重度障がいや医療的ケアなど特別な配慮や設備が必要な人にも対応できる居住環境の整備を推進します。

- 居住支援協議会と連携した住まい確保の支援
- 重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする人への支援を行うグループホームの整備の推進

## （２）移動・交通の確保

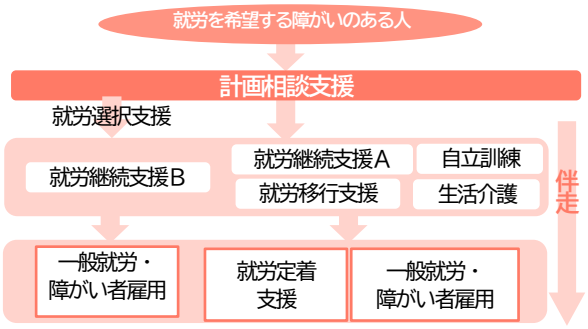
誰もが安心して移動できるようにするため、地域の実情に応じた移動手段の確保や交通環境の整備を進めるとともに、地域住民や事業者と連携し、生活を支える移動支援の充実を図ります。

- 利用者に寄り添う交通環境の整備
- 個々の特性や地域のニーズに応じた移動手段の検討
- 事業者と連携した買い物支援や移動支援の促進

## （３）多様な就労機会の確保

働く意欲がありながらも、就労への不安がある人などが、就労に向けた準備や体験ができる場を充実させます。また、個々の特性に応じた就労先の確保にとどまらず、定着支援の強化、企業及び地域社会の理解促進を図ります。

図表１-４-43　障がい福祉サービスによる就労支援フローチャート




- ✧ 個々のニーズにあった多様な就労準備の支援
- ✧ 中間的就労の場の提供
- ✧ 就労定着を目的とした環境整備の推進
- ✧ 多様な就労機会の実現に向けた福祉と就労分野の連携の推進

## （４）防犯力の強化

地域で安心して暮らせる環境を確保するため、防犯意識の向上や防犯情報の周知・啓発を進め、地域全体で犯罪を未然に防ぐ体制の強化を図ります。

- ✧ 防犯情報の周知・啓発

## （５）再犯防止に向けた支援

社会復帰をめざす人に、その人に応じた適切な支援を提供するため、必要な支援の確保を進めるとともに、保護区保護司会、更生保護女性会などの各種更生保護団体の活動を支援します。

- ✧ 生活基盤の安定に向けた就労や日常生活の支援
- ✧ 保護観察対象者との面接会場の確保など更生保護活動がしやすい環境の整備
- ✧ 保護司の安定的な人員確保に向けた協力
- ✧ 社会を明るくする運動の推進

### 進行管理の視点

- ■ 関係機関が連携した、途切れのない居住支援の体制が構築されているか。
- ■ 地域の実情や住民のニーズに応じた移動手段が確保されているか。
- ■ 一人ひとりの状況や能力に応じた就労機会や就労に向けた支援の場が確保されているか。

| 指　標 | | 現状値（2025（令和７）年度） | 目　標（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 就労定着支援の利用者数 | 43 人 | 65 人 |

4 体制を整える

# 施策❼　包括的支援体制を整備する

**８０５０問題やダブルケアなど、複雑で複合的な生活課題を抱える世帯については、高齢・障がい・こども・生活困窮等の分野を超えた多機関連携による支援が必要です。相談支援と参加支援、地域づくりを一体的に実施する包括的な支援体制を構築します。**

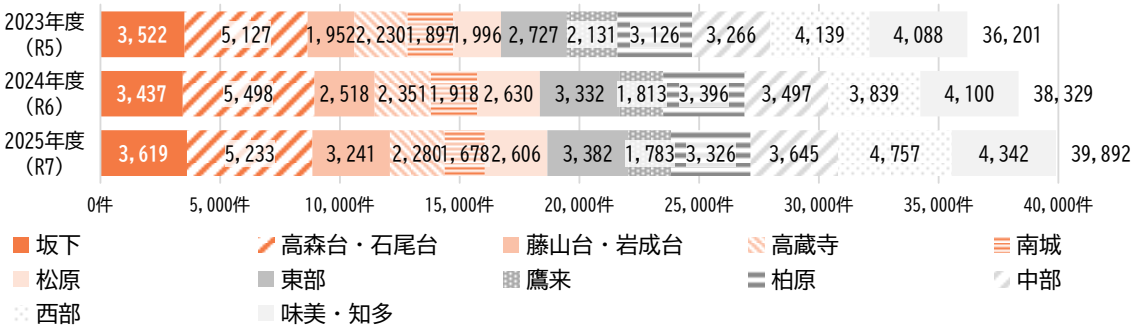
## 現　状

### ● 各分野の相談支援体制の充実

本市では、分野ごとの専門機関を市内各所に設置しています。

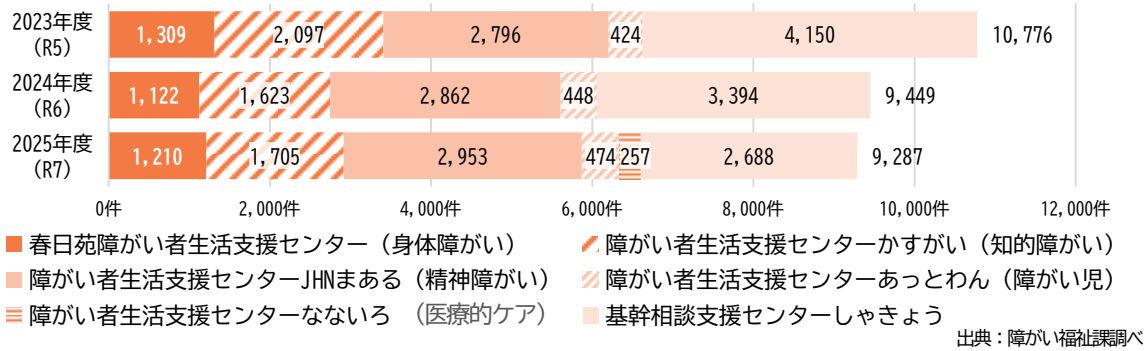
高齢者支援においては、中学校区を基準とした市内12の日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、身近な地域で包括的な支援を行っています。障がい福祉分野では市内６か所に障がい者生活支援センターを配置し、専門的な相談支援体制を整備しています。こども・子育て支援におけるこども家庭センターを始めとした「春日井こどもまんなかネットワーク」の各拠点や、生活困窮者を支援する自立支援相談コーナーを含め、各分野の支援機関が連携し、属性を問わない包括的な相談支援体制を整えています。

**図表１-４-44　地域包括支援センターへの相談件数**



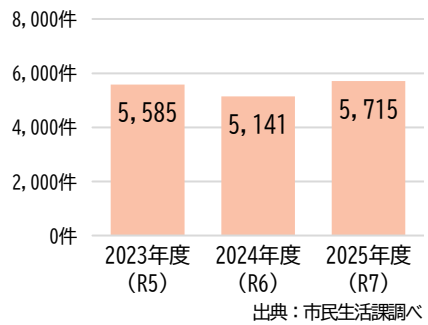

出典：地域共生推進課調べ

**図表１-４-45　障がい者生活支援センター等への相談件数の推移**



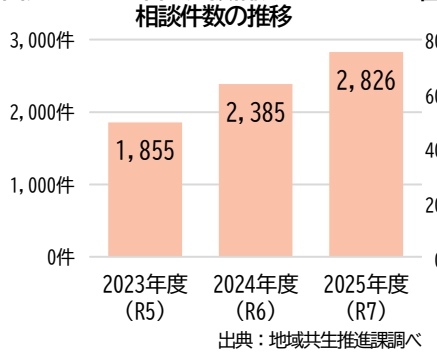

出典：障がい福祉課調べ

**図表１-４-46 こども分野の相談件数の推移**



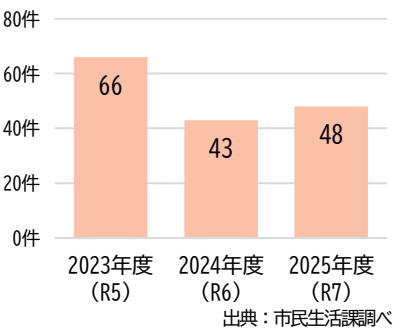

出典：市民生活課調べ

**図表１-４-47 自立支援相談コーナーへの相談件数の推移**




出典：地域共生推進課調べ

**図表１-４-48 外国人の相談件数の推移**

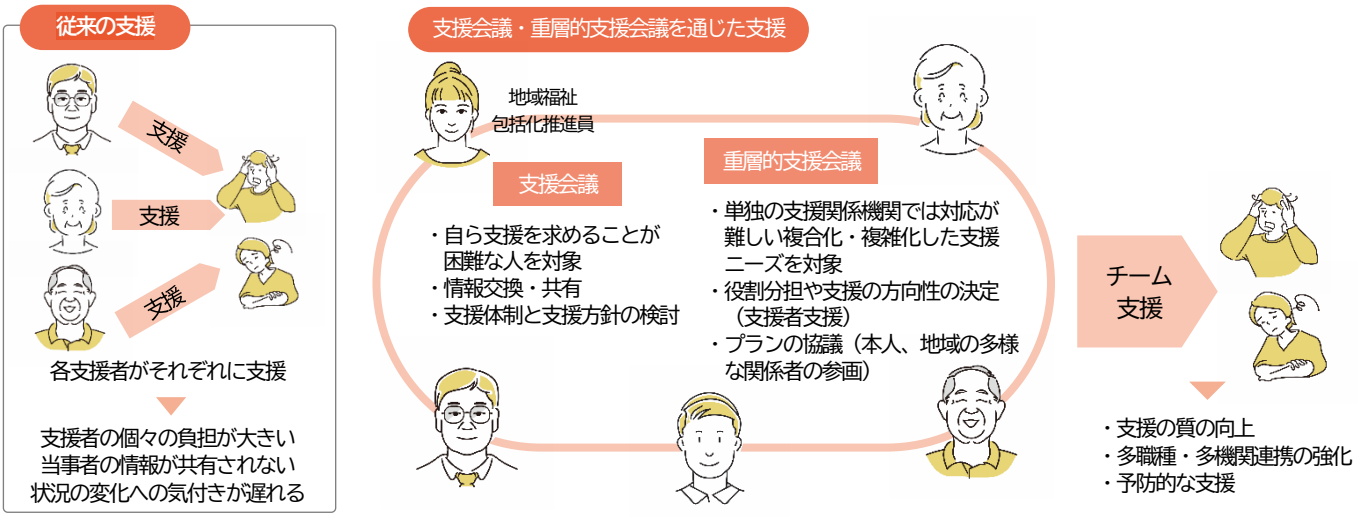



出典：市民生活課調べ

## ● 多機関協働による包括的なチーム支援

精神疾患や障がい、介護、難病、8050 世帯、ヤングケアラー、支援拒否など、多様化・複合化した生活課題に直面する世帯に包括的に対応するため、支援会議や重層的支援会議を開催し、多機関協働によるチーム支援を行っています。

**図表１-４-49　支援会議・重層的支援会議を活用したチーム支援のイメージ**




**図表１-４-50　支援会議等の開催回数**

| | 2022(令和４) | 2023(令和５) | 2024(令和６) | 2025(令和７) |
|---|---|---|---|---|
| 支援会議 | 11 件 | 11 件 | 15 件 | 15 件 |
| 重層的支援会議 | 0件 | 0件 | 0件 | 3件 |

出典：地域共生推進課

## ● 地域支援研究会の取組み

地域支援研究会では、行政と民間の相談支援機関の実務者が、現場の実践的な課題から研究テーマを設定し、多様な社会参加や地域づくりの視点を持った重層的な支援体制づくりを検討しています。2025（令和７）年度は、属性や世代を超えた地域生活課題の把握と解決に向けた試行的な取組みの検討を行いました。

また、2021（令和３）年度からは、相談支援を担う専門職を対象に、①属性を問わない相談支援、②多機関協働、③地域づくりに向けた支援の３部構成の研修会も併せて開催しています。

**図表１-４-51　地域支援研究会の実績**

| 年度 | 課題 | 成果（うまれた取組み） |
|---|---|---|
| 2020（令和２）年度 | ・相談支援の現場の現状と課題の把握し、包括的な支援を担う人材の育成体制づくり | ・行政の職員と民間の相談支援機関のワーカーが分野横断的につながる場（関係性の構築） |
| 2021（令和３）年度 | ・制度福祉間の連携と地域づくりとの協働を一体的に学ぶ研修体制の構築 | ・多機関協働の専門職合同研修会の実施<br>・フォローアップ研修会の実施<br>・行政や相談支援機関における地域福祉への意識醸成<br>・重層的支援体制事業への移行準備 |
| 2022（令和４）年度 | ・既存の相談支援体制と地域づくりの取組みを振り返り（評価活動）、体制整備上の課題発見 | ・ひきこもりの支援体制づくりへの合意形成（論点化）<br>・参加支援や地域福祉の価値の再認識<br>・評価活動を通じて評価を学ぶ文化の醸成 |
| 2023（令和５）年度 | ・研修プログラムの見直しと研修会の企画運営 | ・ひきこもり実態把握調査<br>・みんなの居場所づくりプロジェクトの試行的な実施<br>・重層事業における評価活動の定着 |
| 2024（令和６）年度 | ・地域支援研究会の目的と検討内容の見直し<br>・支援会議のあり方と重層的な地域づくりの検討 | ・ひきこもり支援と就労準備支援の一体的実施事業の開始<br>・地域共生プラン 2025 への反映 |
| 2025（令和７）年度 | ・重層的な地域づくりの試行的な取組みの実施 | ・相談支援と地域づくりを一体的に実施する意義の問い直し（地域づくりとの協働への合意形成）<br>・地域福祉包括化推進員による多機関協働のための支援会議の運営<br>・第二期重層的支援体制整備事業実施計画への反映 |

## 今後やるべきこと

- ✦ 支援会議・重層的支援会議の有効活用
- ✦ 包括的な支援を担う人材育成と支援機関の機能の強化
- ✦ 支援が届いていない人や支援を拒否する人（セルフネグレクト）への支援体制の構築

## 具体的な取組み

### （１）支援会議・重層的支援会議の有効活用

高齢・障がい・こども・困窮の各分野が、世帯全体の自立を包括的に支援できるようにするため、個々の事案に関する情報の共有、複合的な生活課題の解決、予防的な支援体制の構築を推進します。

- ✧ 支援会議・重層的支援会議における効果的な情報共有の推進
- ✧ 多職種・多機関連携の促進

### （２）多分野の相談支援機関の連携強化

多様化・複雑化する地域生活課題に迅速かつ包括的に対応するため、多分野の相談支援機関の連携を強化します。

- ✧ 地域支援研究会を通じた人材育成と支援体制整備の検討
- ✧ 多機関協働の専門職合同研修会の実施
- ✧ 相談支援窓口の連携強化（総合的な福祉拠点の整備）

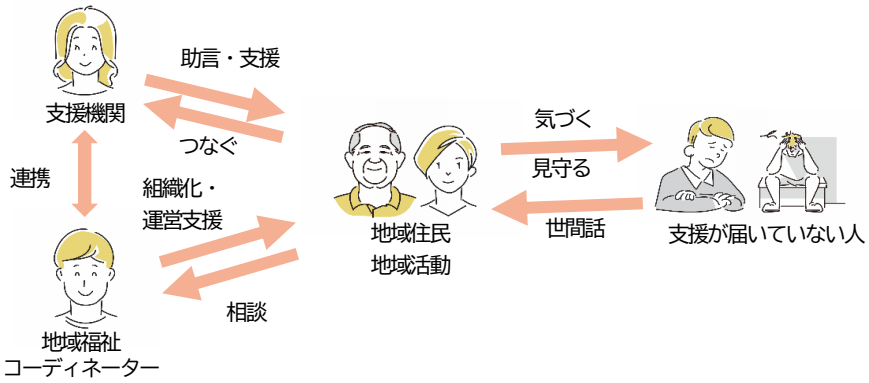
### （３）支援機関と地域福祉コーディネーターとの連携・協働

相談支援機関と地域福祉コーディネーターの連携により、地域の居場所づくりを推進し、相談支援体制や見守り体制を強化します。

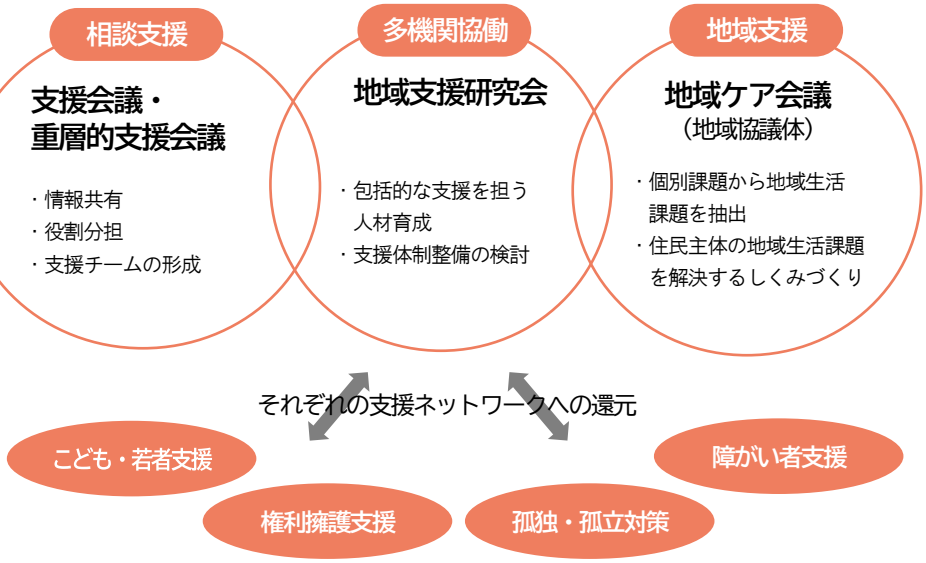
- ✧ 潜在的な生活課題を抱えている人へのアウトリーチ支援
- ✧ 社会福祉法人や民間企業等が地域活動に参画しやすい環境づくり

**図表１-４-52　アウトリーチ支援のイメージ**

地域活動団体等が必要な情報や支援が届いていない人を発見し、支援機関などにつなぐとともに見守ります。



図表１-４-53　施策７のイメージ




## 進行管理の視点

- 支援会議・重層的支援会議が有効活用されているか。
- 多様化・複雑化する課題に包括的に対応できる多機関の円滑な連携が図られているか。
- 潜在的な困りごとや生活課題を抱える地域住民を発見するための取組みやしくみづくりが進められているか。

| 指　標 | | 現状値<br>（2025（令和７）年度）） | 目　標<br>（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|
| 1 | 多機関協働の専門職合同研修会の修了者数 | 延べ 151 人 | 延べ 220 人 |

# 第２部

# 第１章
# 介護保険

# 1 給付費等の推計と介護保険料の算定手順

2027（令和９）年度から2029（令和11）年度までの介護給付費は、下図の手順に沿って推計します。

まず、①将来人口を推計し、②高齢化、要介護等認定状況を勘案し、要介護等認定率、要介護等認定者数を見込みます。③要介護等認定者のうち、施設・居住系サービスの利用者数を見込み、④居宅サービスの受給状況等を勘案し居宅サービス等の利用者数と利用量を見込み、⑤給付額を乗じ、介護給付費総額を推計します。その後、⑥地域支援事業費及び特定入所者介護サービス費等を見込み、⑦介護保険料を算定します。

① 将来人口の推計

↓

② 要介護等認定率、要介護等認定者数の推計

↓

③ 施設・居住系サービスの種類別利用者数を推計

↓

④ 居宅サービス等の種類別利用者数及び利用量を推計

↓

⑤ 介護給付費の推計

↓

⑥ 地域支援事業費及び特定入所者介護サービス費等を推計

↓

⑦ 介護保険料の算定

図表2-1-1 要介護等認定率、要介護等認定者数の推計

| 区分＼年度 | 2024（R６） | 2025（R７） | 2026（R８） | 2027（R９） | 2028（R10） | 2029（R11） | 2040（R22） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 要支援１ | 2,854 | 3,077 | 3,168 | 3,238 | 3,332 | 3,417 | 3,193 |
| 要支援２ | 2,212 | 2,387 | 2,499 | 2,511 | 2,569 | 2,625 | 2,560 |
| 要介護１ | 2,788 | 2,911 | 3,019 | 3,059 | 3,159 | 3,250 | 3,207 |
| 要介護２ | 2,477 | 2,394 | 2,350 | 2,439 | 2,508 | 2,573 | 2,673 |
| 要介護３ | 1,799 | 1,890 | 1,826 | 1,891 | 1,949 | 2,005 | 2,133 |
| 要介護４ | 1,747 | 1,833 | 1,975 | 2,016 | 2,079 | 2,138 | 2,340 |
| 要介護５ | 1,109 | 1,142 | 1,199 | 1,225 | 1,257 | 1,288 | 1,381 |
| 要支援と要介護の合計 | 14,986 | 15,634 | 16,036 | 16,379 | 16,853 | 17,296 | 17,487 |
| 高齢者人口 | 80,068 | 79,921 | 79,648 | 79,492 | 79,401 | 79,376 | 87,055 |
| 認定率（%） | 18.7 | 19.6 | 20.1 | 20.6 | 21.2 | 21.8 | 20.1 |

# 2 介護サービス等の利用者数の推計

## （１）施設・居住系サービスの種類別利用者数の推移及び推計

施設・居住系サービスの種類別利用者数については、2024（令和６）年度から2026（令和８）年度までの利用者の推移等に基づき、2027（令和９）年度から2029（令和11）年度、2040（令和22）年度の推計をしています。

図表２-１-２ 【介護給付】施設・居住系サービスの種類別利用者数の推移及び推計（１月あたりの利用者数） （人）

| No. | 年度／サービスの種類 | 2024（R６） | 2025（R７） | 2026（R８） | 2027（R９） | 2028（R10） | 2029（R11） | 2040（R22） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 916 | 923 | 933 | 933 | 933 | 933 | 1063 |
| 2 | 介護老人保健施設 | 527 | 554 | 559 | 559 | 559 | 559 | 621 |
| 3 | 介護医療院 | 39 | 38 | 39 | 39 | 39 | 39 | 44 |
| 4 | 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム） | 452 | 474 | 501 | 509 | 523 | 541 | 555 |
| 5 | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 407 | 407 | 406 | 431 | 453 | 474 | 487 |
| 6 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム） | 250 | 258 | 284 | 284 | 284 | 284 | 339 |

※2025（令和７）年度までの実績、2026（令和８）年度の見込み及び 2027（令和９）年度以降の推計
※地域密着型特定施設入居者生活介護は、利用を見込んでいません。

図表２-１-３ 【予防給付】施設・居住系サービスの種類別利用者数の推移及び推計（１月あたりの利用者数） （人）

| No. | 年度／サービスの種類 | 2024（R６） | 2025（R７） | 2026（R８） | 2027（R９） | 2028（R10） | 2029（R11） | 2040（R22） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 介護予防特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム） | 57 | 76 | 74 | 63 | 63 | 63 | 75 |
| 2 | 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 4 | 3 | 3 | 5 | 5 | 5 | 3 |

※2025（令和７）年度までの実績、2026（令和８）年度の見込み及び 2027（令和９）年度以降の推計

## （２）居宅サービスの種類別利用量の推移及び推計

図表2-1-4　【介護給付】居宅サービスの種類別利用量の推移及び推計（１月あたりの利用量）

| No. | サービスの種類＼年度 | 単位 | 2024（R６） | 2025（R７） | 2026（R８） | 2027（R９） | 2028（R10） | 2029（R11） | 2040（R22） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 訪問介護 | 回 | 99,874 | 111,055 | 126,333 | 143,860 | 157,961 | 168,207 | 169,893 |
| | | 人 | 2,377 | 2,487 | 2,631 | 2,786 | 2,956 | 3,109 | 3,146 |
| 2 | 訪問入浴介護 | 回 | 715 | 782 | 814 | 853 | 911 | 964 | 1,012 |
| | | 人 | 135 | 146 | 149 | 153 | 160 | 166 | 174 |
| 3 | 訪問看護 | 回 | 17,122 | 18,706 | 20,556 | 21,786 | 23,115 | 23,881 | 25,147 |
| | | 人 | 1,316 | 1,450 | 1,643 | 1,764 | 1,895 | 1,972 | 2,027 |
| 4 | 訪問リハビリテーション | 回 | 1,607 | 1,587 | 1,939 | 2,189 | 2,317 | 2,405 | 2,477 |
| | | 人 | 138 | 135 | 156 | 172 | 183 | 190 | 196 |
| 5 | 居宅療養管理指導 | 人 | 2,760 | 3,011 | 3,316 | 3,602 | 3,873 | 4,045 | 4,164 |
| 6 | 通所介護 | 回 | 23,394 | 24,052 | 24,759 | 25,685 | 26,823 | 27,854 | 28,268 |
| | | 人 | 2,289 | 2,353 | 2,416 | 2,501 | 2,609 | 2,706 | 2,745 |
| 7 | 地域密着型通所介護 | 回 | 11,206 | 10,930 | 10,701 | 10,726 | 10,887 | 11,178 | 11,334 |
| | | 人 | 1,215 | 1,184 | 1,197 | 1,218 | 1,248 | 1,275 | 1,290 |
| 8 | 通所リハビリテーション | 回 | 5,824 | 5,422 | 6,144 | 6,331 | 6,661 | 6,848 | 6,966 |
| | | 人 | 752 | 692 | 761 | 772 | 796 | 816 | 828 |
| 9 | 短期入所生活介護 | 日 | 6,667 | 6,972 | 6,483 | 6,666 | 6,923 | 7,192 | 7,397 |
| | | 人 | 591 | 590 | 569 | 582 | 603 | 624 | 639 |
| 10 | 短期入所療養介護 | 日 | 142 | 128 | 169 | 201 | 206 | 211 | 211 |
| | | 人 | 18 | 16 | 21 | 25 | 26 | 27 | 27 |
| 11 | 福祉用具貸与 | 人 | 4,326 | 4,518 | 4,740 | 4,981 | 5,255 | 5,520 | 5,660 |
| 12 | 特定福祉用具販売 | 人 | 83 | 69 | 85 | 88 | 92 | 100 | 102 |
| 13 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護 | 人 | 32 | 37 | 75 | 83 | 86 | 88 | 90 |
| 14 | 認知症対応型通所介護 | 回 | 1,365 | 1,403 | 1,356 | 1,387 | 1,479 | 1,499 | 1,555 |
| | | 人 | 120 | 123 | 112 | 113 | 120 | 120 | 124 |
| 15 | 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護 | 人 | 192 | 188 | 182 | 190 | 196 | 210 | 213 |
| 16 | 住宅改修 | 人 | 48 | 47 | 48 | 46 | 47 | 51 | 51 |
| 17 | 居宅介護支援 | 人 | 6,171 | 6,337 | 6,445 | 6,653 | 6,904 | 7,143 | 7,285 |

※2025（令和７）年度までの実績、2026（令和８）年度の見込み及び 2027（令和９）年度以降の推計

図表２-１-５　【予防給付】居宅サービスの種類別利用量の推移及び推計（１月あたりの利用量）

| No. | 年度／サービスの種類 | 単位 | 2024（R６） | 2025（R７） | 2026（R８） | 2027（R９） | 2028（R10） | 2029（R11） | 2040（R22） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 介護予防訪問入浴介護 | 回 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 介護予防訪問看護 | 回 | 1,933 | 2,287 | 2,371 | 2,517 | 2,725 | 2,835 | 2,735 |
| | | 人 | 247 | 297 | 295 | 311 | 332 | 342 | 329 |
| 3 | 介護予防訪問リハビリテーション | 回 | 338 | 386 | 434 | 457 | 498 | 521 | 498 |
| | | 人 | 31 | 34 | 37 | 38 | 41 | 43 | 41 |
| 4 | 介護予防居宅療養管理指導 | 人 | 210 | 255 | 291 | 310 | 322 | 333 | 319 |
| 5 | 介護予防通所リハビリテーション | 人 | 588 | 620 | 744 | 758 | 778 | 800 | 762 |
| 6 | 介護予防短期入所生活介護 | 日 | 109 | 135 | 210 | 201 | 237 | 239 | 270 |
| | | 人 | 16 | 19 | 27 | 28 | 31 | 32 | 31 |
| 7 | 介護予防短期入所療養介護 | 日 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 介護予防福祉用具貸与 | 人 | 1,687 | 1,889 | 2,064 | 2,149 | 2,263 | 2,348 | 2,243 |
| 9 | 特定介護予防福祉用具販売 | 人 | 44 | 44 | 39 | 39 | 40 | 41 | 39 |
| 10 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 回 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 11 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人 | 12 | 15 | 17 | 14 | 15 | 15 | 14 |
| 12 | 介護予防住宅改修 | 人 | 44 | 47 | 48 | 51 | 53 | 53 | 52 |
| 13 | 介護予防支援 | 人 | 2,139 | 2,363 | 2,561 | 2,634 | 2,744 | 2,855 | 2,723 |

※2025（令和７）年度までの実績、2026（令和８）年度の見込み及び 2027（令和９）年度以降の推計
※単位の日及び回は延べ利用量

## （３）地域支援事業のうち介護予防・生活支援サービス種類別利用者数の推移及び推計

地域支援事業は、地域の全ての高齢者を対象に市が実施する事業です。介護予防を推進することや、介護が必要になっても、できる限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

**図表２-１-６【介護予防・日常生活支援総合事業】介護予防・生活支援サービスの利用者数の推移及び推計（１月あたりの利用者数）（人）**

| No. | 年度／サービスの種類 | 2024（R６） | 2025（R７） | 2026（R８） | 2027（R９） | 2028（R10） | 2029（R11） | 2040（R22） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 訪問型サービス | 656 | 678 | 706 | 725 | 743 | 760 | 658 |
| 2 | 通所型サービス | 1,534 | 1,691 | 1,870 | 1,921 | 1,968 | 2,012 | 1,744 |
| 3 | 介護予防ケアマネジメント | 791 | 797 | 803 | 809 | 815 | 822 | 828 |
| 4 | その他の生活支援サービス | 520 | 522 | 524 | 526 | 528 | 530 | 532 |

※2025（令和７）年度までの実績、2026（令和８）年度の見込み及び 2027（令和９）年度以降の推計

## （４）介護保険事業の対象外サービスに係る推移及び推計

住まいの確保は、地域包括ケアシステムの構築にあたり、重要なものであり、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として、養護老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに、居住及び生活を支援する役割が求められています。

**図表２-１-７　介護保険事業対象外サービスの推移及び推計（人）**

| No. | 年度／サービスの種類 | 2024（R６） | 2025（R７） | 2026（R８） | 2027（R９） | 2028（R10） | 2029（R11） | 2040（R22） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 養護老人ホーム | 39 | 40 | 38 | 38 | 39 | 39 | 39 |
| 2 | 軽費老人ホーム（ケアハウス） | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 |
| 3 | 生活支援ハウス | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 4 | 老人福祉センター | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

※2025（令和７）年度までの実績、2026（令和８）年度の見込み及び 2027（令和９）年度以降の推計
※養護老人ホームは措置者数、軽費老人ホーム（ケアハウス）、生活支援ハウスは市内施設の合計定員数、老人福祉センターは施設数
※老人福祉センターは、総合福祉センター、福祉の里、春日井市シルバー人材センターの３施設

# 第２章
# 障がい福祉

# 1 本章の位置づけ及び議論の経緯

## （１）本章の位置づけ

本章は、障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」の趣旨に則り、地域の実情に応じた施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、障がい福祉サービス等の検討事項を記載します。

## （２）福祉施策等推進協議会での議論と方向性

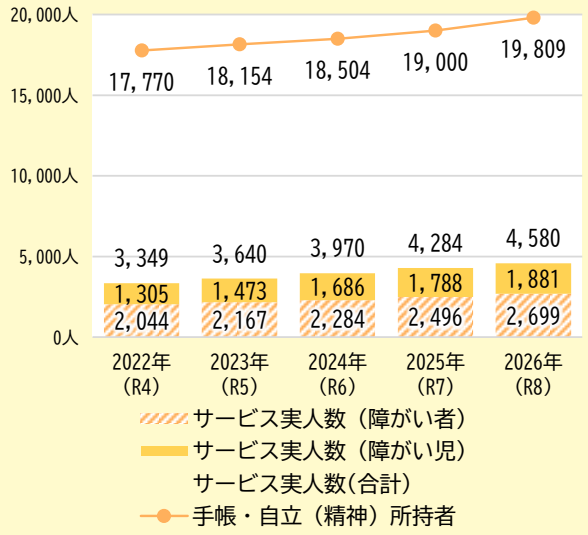
福祉施策等推進協議会では、医療的ケアに対応したグループホームの不足や障がい福祉サービスの質の確保等について議論されています。

また、近年、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの事業所数が増加傾向にある中、精神障がいのある人の増加もあり、今後も利用者のさらなる増加が見込まれます。そのため、将来にわたって持続可能なサービス提供体制の確保に向けた検討が不可欠となります。

こうした状況を踏まえ、制度の目的に則ったサービス利用を推進するためには、より明確な課題認識のもと、行政だけでなく、日々の支援に携わる相談支援専門員及びサービス事業所を始め、医療、教育等の関係機関が協働し、利用実態や現場の課題感などを共有し、より具体性のある検証及び協議を進めていく必要があります。

あわせて、将来にわたって持続可能なサービス提供体制を築くためには、個別のニーズへの対応にとどまらず、発達の悩みや障がいの兆候を早期に発見し、適切な療育等へ速やかにつなげる体制の強化も重要です。

図表2-2-1　サービス利用対象者数と利用者数の推移




出典：障がい福祉課調べ

# 2 障がい福祉サービス等の活動指標及び見込み量

## （１） 障がい福祉サービスの実績及び活動指標

障がい種別ごとの利用ニーズ及び地域移行の方向性に基づき、訪問系、日中活動系、居宅系サービス等の必要量を算出するとともに、高齢化、重度化等の動向や社会構造の変化及び地域移行支援を考慮し、障がい福祉サービスの需要を推計します。

### １．訪問系サービス

図表2-2-2 訪問系サービスの実績及び活動指標

| No. | 年度／サービスの種類 | 単位 | 実績 | | 活動指標（見込み量） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024（R6） | 2025（R7） | 2027（R9） | 2028（R10） | 2029（R11） |
| 1 | 居宅介護 | 人 | 513 | 592 | 683 | 734 | 788 |
| | | 時間 | 9,422 | 9,998 | 10,918 | 11,409 | 11,922 |
| 2 | 重度訪問介護 | 人 | 6 | 9 | 11 | 12 | 13 |
| | | 時間 | 467 | 1,134 | 800 | 870 | 940 |
| 3 | 同行援護 | 人 | 40 | 40 | 42 | 43 | 44 |
| | | 時間 | 412 | 392 | 412 | 422 | 433 |
| 4 | 行動援護 | 人 | 35 | 43 | 56 | 64 | 73 |
| | | 時間 | 555 | 634 | 856 | 979 | 1,117 |
| 5 | 重度障がい者等包括支援 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※各年度の実績は、その年度の３月分の利用実績を記載しています。
※各年度の活動指標は、１か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその時間数です。

**評 価**

- 障がいのある人の増加に伴い、サービス全体を通して見込み量は増加傾向となります。
- 同行援護・行動援護は利用する対象者は限定的であるものの、事業の実施に従業者養成研修の受講が必須となることもあり、市内で対応できる事業所数は少ない状況です。

### ２．日中活動系サービス

図表2-2-3 日中活動系サービスの実績及び活動指標

| No. | 年度／サービスの種類 | 単位 | 実績 | | 活動指標（見込み量） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024（R6） | 2025（R7） | 2027（R9） | 2028（R10） | 2029（R11） |
| 1 | 生活介護 | 人 | 612 | 624 | 640 | 648 | 656 |
| | | 延べ日数 | 11,581 | 12,054 | 12,503 | 12,528 | 12,553 |
| | うち医療的ケアの必要な人 | 人 | 8 | 11 | 19 | 24 | 31 |
| | | 延べ日数 | 78 | 134 | 208 | 263 | 340 |
| | うち強度行動障がいのある人 | 人 | 92 | 141 | 145 | 147 | 148 |
| | | 延べ日数 | 1,779 | 2,800 | 2,837 | 2,876 | 2,896 |
| 2 | 自立訓練（機能訓練） | 人 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| | | 延べ日数 | 38 | 22 | 30 | 45 | 45 |

| No. | 年度／サービスの種類 | 単位 | 実績 | | 活動指標（見込み量） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024（R6） | 2025（R7） | 2027（R9） | 2028（R10） | 2029（R11） |
| 3 | 自立訓練（生活訓練） | 人 | 27 | 27 | 29 | 30 | 31 |
| | | 延べ日数 | 305 | 351 | 422 | 463 | 507 |
| | うち精神障がいのある人 | 人 | 18 | 23 | 26 | 29 | 32 |
| | | 延べ日数 | 181 | 281 | 220 | 242 | 266 |
| 4 | 宿泊型自立訓練 | 人 | 5 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | | 延べ日数 | 141 | 154 | 180 | 210 | 240 |
| 5 | 就労移行支援 | 人 | 175 | 184 | 202 | 211 | 221 |
| | | 延べ日数 | 2,505 | 2,995 | 3,302 | 3,467 | 3,640 |
| 6 | 就労継続支援（A型） | 人 | 265 | 272 | 278 | 281 | 284 |
| | | 延べ日数 | 4,987 | 5,272 | 5,336 | 5,368 | 5,400 |
| 7 | 就労継続支援（B型） | 人 | 913 | 1,006 | 1,088 | 1,132 | 1,177 |
| | | 延べ日数 | 15,361 | 17,269 | 19,845 | 21,274 | 22,806 |
| 8 | 就労選択支援 | 人 | | 5 | 40 | 50 | 60 |
| 9 | 自立生活援助 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | うち精神障がいのある人 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10 | 就労定着支援 | 人 | 30 | 43 | 49 | 52 | 55 |
| 11 | 療養介護 | 人 | 18 | 17 | 17 | 17 | 16 |

※各年度の実績は、その年度の３月分の利用実績を記載しています。
※各年度の活動指標は、１か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその日数です。
※医療的ケアの必要な人については「喀痰吸引等実施加算」が算定されている人を計上しています。
※強度行動障がいのある人については「重度障がい者支援加算」が算定されている人を計上しています。

**評 価**

- 訪問系サービスと同様に障がいのある人の増加に伴い見込み量は増加傾向となっています。
- 生活介護の利用実績は増加傾向ですが、医療的ケアに対応できる事業所が少ない状況です。また、強度行動障がいのある人については、利用実績は一定程度あるものの他害行動の有無が、利用の可否に影響する状況があります。
- 就労移行支援も同様に増加傾向ですが、就労移行支援を利用して就職・離職を経て再度就労移行支援につながる事例が見受けられます。
- 就労継続支援 B 型も同様に増加傾向です。在宅で作業を行う事業所の増加などサービスの多様化が見られます。
- 就労選択支援は 2025（令和７）年 10 月から始まった制度で、就労経験がなく初めて就労継続支援 B 型の利用を希望する方等に、適性等から適切なサービスを選択する機会として実施しています。

## ３．居住系サービス

図表2-2-4　居住系サービスの実績及び活動指標

| No. | 年度／サービスの種類 | 単位 | 実績 | | 活動指標(見込み量) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) |
| 1 | 短期入所(福祉型) | 人 | 103 | 123 | 139 | 148 | 157 |
| | | 延べ日数 | 581 | 634 | 662 | 677 | 692 |
| | うち医療的ケアの必要な人 | 人 | 21 | 22 | 23 | 24 | 24 |
| | | 延べ日数 | 216 | 206 | 226 | 236 | 236 |
| | うち強度行動障がいのある人 | 人 | 15 | 16 | 19 | 20 | 22 |
| | | 延べ日数 | 71 | 80 | 93 | 97 | 107 |
| 2 | 短期入所(医療型) | 人 | 8 | 9 | 11 | 12 | 13 |
| | | 延べ日数 | 40 | 46 | 55 | 60 | 65 |
| 3 | 共同生活援助 | 人 | 467 | 533 | 705 | 811 | 933 |
| | うち精神障がいのある人 | 人 | 125 | 175 | 296 | 385 | 501 |
| | うち医療的ケアの必要な人 | 人 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| | うち強度行動障がいのある人 | 人 | 22 | 32 | 57 | 75 | 100 |
| 4 | 施設入所支援 | 人 | 197 | 193 | 193 | 193 | 193 |

※各年度の実績は、その年度の３月分の利用実績を記載しています。
※各年度の活動指標は、１か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその日数です。
※医療的ケアの必要な人については「医療的ケア対応支援加算」が算定されている人を計上しています。
※強度行動障がいのある人については「重度障がい者支援加算」が算定されている人を計上しています。

**評 価**

- 共同生活援助は精神障がいのある人の増加に合わせて事業所数も増加しており、施設や精神科病院からの地域への移行先としても利用されています。医療的ケアなどの重度障がいに対応できる事業所は少ない状況です。また、強度行動障がいのある人については、利用実績は一定程度あるものの他害行動の有無が、利用の可否に影響する状況があります。

## （２） 障がい児通所支援等の実績及び活動指標

少子化の動向や、健診事業の拡充に伴う早期発見・早期療育のニーズを踏まえ、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用児童数の推移から需要を推計します。

**図表2-2-5 障がい児通所支援等の実績及び活動指標**

| No. | 年度／サービス・事業の種類 | 単位 | 実績 | | 活動指標（見込み量） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024（R6） | 2025（R7） | 2027（R9） | 2028（R10） | 2029（R11） |
| 1 | 児童発達支援 | 人 | 692 | 684 | 685 | 686 | 686 |
| | | 延べ日数 | 5,551 | 5,546 | 5,590 | 5,640 | 5,691 |
| | うち医療的ケアの必要な人 | 人 | 4 | 3 | 5 | 6 | 7 |
| | | 延べ日数 | 18 | 18 | 24 | 28 | 33 |
| 2 | 放課後等デイサービス | 人 | 1,089 | 1,189 | 1,346 | 1,432 | 1,524 |
| | | 延べ日数 | 13,821 | 14,804 | 15,966 | 16,557 | 17,170 |
| | うち医療的ケアの必要な人 | 人 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | 延べ日数 | 3 | 4 | 8 | 12 | 16 |
| | うち強度行動障がいのある人 | 人 | 318 | 347 | 406 | 440 | 475 |
| | | 延べ日数 | 3,883 | 3,906 | 5,060 | 5,484 | 5,920 |
| 3 | 保育所等訪問支援 | 人 | 46 | 51 | 71 | 84 | 99 |
| | | 延べ日数 | 59 | 70 | 92 | 109 | 128 |
| 4 | 居宅訪問型児童発達支援 | 人 | 2 | 3 | 5 | 6 | 7 |
| | | 延べ日数 | 5 | 17 | 20 | 24 | 28 |
| 5 | 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター | 人 | 5 | 4 | 8 | 9 | 10 |
| 6 | ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの受講者数 | 人 | 14 | 6 | 10 | 12 | 14 |

※各年度の実績は、その年度の３月分の利用実績を記載しています。

※各年度の活動指標は、１か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその日数です。

※医療的ケアの必要な人については、「医療的ケア児」の区分で支給決定を行った人を計上しています。

※強度行動障がいのある人については「個別サポート加算Ⅰ」又は「強度行動障がい児支援加算」が算定されている人を計上しています。

**評 価**

- 児童発達支援は、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制）の要請対象となっているため、それに準じた算出方法で活動指標を定めています。
- 放課後等デイサービスは少子化の影響はあるものの増加傾向となっています。2026（令和８）年度から手帳を所持していない利用者の利用日数の制限を設けたため、利用者数の増加に比べ延べ日数の増加については低くなることが見込まれます。
- 障がい児通所支援を行う事業所数は増加傾向ですが、医療的ケアなどの重度障がいに対応できる事業所は少ない状況です。
- 障がい福祉サービスと同様に、強度行動障がいのある人については、他害行動の有無が利用の可否に影響する状況が見られます。
- 保育所等訪問支援はインクルーシブ保育・教育を推進するうえで、その一助となるサービスであるため、利用の促進を図ります。

## （３） 地域生活支援事業の実績及び見込み量

日中一時支援、日常生活用具給付等事業など生活の質を向上させる地域生活支援事業について、利用状況を把握するとともにサービス需要を推計します。

**図表2-2-6 地域生活支援事業の実績及び見込み量**

| No. | 事業の種類＼年度 | | 単位 | 実績 | | 活動指標（見込み量） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 2024（R6） | 2025（R7） | 2027（R9） | 2028（R10） | 2029（R11） |
| 1 | 障がい者相談支援事業 | 事業所数 | か所 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | | 相談員数 | 人 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | | 相談件数 | 件 | 9,436 | 9,339 | 9,688 | 9,591 | 9,495 |
| 2 | 成年後見制度利用支援事業 | | 件 | 17 | 19 | 26 | 30 | 35 |
| 3 | 意思疎通支援事業 | 手話通訳者窓口設置 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 手話通訳者派遣 | 件 | 353 | 409 | 459 | 486 | 515 |
| | | 要約筆記者派遣 | 件 | 26 | 21 | 21 | 21 | 21 |
| 4 | 移動支援事業 | | 人 | 238 | 244 | 264 | 274 | 285 |
| | | | 時間 | 23,012 | 22,538 | 26,045 | 27,998 | 30,098 |
| 5 | 地域活動支援センター事業 | 事業所数（市内） | か所 | 12 | 11 | 9 | 9 | 9 |
| | | 事業所数（市外） | か所 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | | 利用人数 | 人 | 368 | 387 | 399 | 405 | 411 |
| 6 | 日中一時支援事業 | | 人 | 100 | 109 | 115 | 118 | 121 |
| | | | 延べ日数 | 5,579 | 5,741 | 5,980 | 6,136 | 6,292 |
| 7 | 訪問入浴サービス事業 | | 回 | 1,253 | 1,392 | 1,550 | 1,635 | 1,725 |
| 8 | 日常生活用具給付事業 | 介護・訓練支援用具 | 件 | 25 | 27 | 29 | 30 | 31 |
| | | 自立生活支援用具 | 件 | 43 | 67 | 73 | 76 | 79 |
| | | 在宅療養等支援用具 | 件 | 131 | 125 | 131 | 134 | 137 |
| | | 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 45 | 53 | 66 | 74 | 82 |
| | | 排泄管理支援用具 | 件 | 7,019 | 7,168 | 7,283 | 7,341 | 7,400 |
| | | 居宅生活動作補助用具 | 件 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 9 | 自動車改造助成 | | 件 | 9 | 15 | 17 | 18 | 19 |

※各年度の実績は、その年度のサービスを利用した人数とその延べ利用時間又は延べ日数です。

※各年度の見込み量において、人数はその年度におけるそのサービスを利用する人の実人数、時間は年間利用時間、件数は年間の合計件数です。

**評 価**

- 移動支援は増加傾向となっており、土日など利用時間によっては、対応できる事業所数が少ない状況です。
- 地域活動支援センターは事業所数としては減少傾向ですが、平日は就労継続支援 B 型など他の日中活動系サービスを利用する人が多いため事業所数としては充足しています。一方、土日の利用については、対応できる事業所が少ない状況です。

## （４） 地域生活支援拠点

緊急時の受け入れ機能と相談支援体制を連動させた地域生活支援拠点の現状を把握します。

**図表2-2-7 地域生活支援拠点における実績及び活動指標**

| No. | 区分＼年度 | 単位 | 実績 | | 活動指標(見込み量) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) |
| 1 | 地域生活支援拠点等の設置個所数 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | コーディネーターの配置人数 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数(年間) | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

## （５） 計画相談支援及び障がい児相談支援の実績及び活動指標

障がい福祉サービスの利用等を支える計画相談支援の状況を把握し、相談支援専門員等の配置状況を推計します。

**図表2-2-8 計画相談支援及び障がい児相談支援の実績及び活動指標**

| No. | サービスの種類＼年度 | 単位 | 実績 | | 活動指標(見込み量) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024 (R6) | 2025 (R7) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) |
| 1 | 計画相談支援 | 人 | 491 | 541 | 611 | 649 | 690 |
| 2 | 地域移行支援 | 人 | 1 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| | うち精神障がいのある人 | 人 | 1 | 4 | 2 | 2 | 2 |
| 3 | 地域定着支援 | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | うち精神障がいのある人 | 人 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 障がい児相談支援 | 人 | 372 | 409 | 499 | 551 | 609 |

※計画相談支援及び障がい児相談支援については、月平均の利用する人の数（年間の総利用者数を算出し 12 か月で除した値）です。

※地域移行支援及び地域定着支援の実績は、その年度の３月分の利用実績を記載しています。

※地域移行支援及び地域定着支援の活動指標は、１か月当たりでそのサービスを利用する人の数とその日数です。

**評 価**

- 計画相談支援及び障がい児相談支援の利用実績はともに増加傾向ですが、相談支援専門員等の数は不足しています。相談支援専門員等の質と量の確保と、それが実現するまでの障がい者生活支援センターによる伴走支援の実施が必要です。
- 地域移行支援を利用せずに、障がい者生活支援センターの相談支援事業で医療機関と連携して退院調整等の支援を行っているケースがあります。
- 活動指標を定めるに当たり、2029（令和 11）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を 34 人と定めました。

## （６） 適切なサービス利用に向けた検証体制の構築

限られた社会資源の中で、本当に支援を必要とする人に過不足なく適切なサービスが届く持続可能な体制を維持するためには、行政だけでなく、相談支援専門員やサービス事業所、医療・教育等の関係機関が一体となって検証・協議を行うことが不可欠です。現場の利用実態などに関する情報を共有し、関係者間で共通の課題認識を持ち、適切な支援について検討します。

- ✧ 行政と関係機関によるサービス利用の実態と課題の共有及び検証・協議を通じた意識醸成

### 進行管理の視点

- ■ 行政と関係機関が参画する協議の場等を通じ、サービスの利用実態や支給に関する課題認識の共有と検証が図られているか。

# 3 地域生活支援の推進

**障がいのある人が、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らし続けるためには、本人の意思を尊重した地域生活への移行と、それを支える基盤づくりが不可欠です。本市では、施設や病院からの地域移行・定着を推進するとともに、医療的ケアが必要な人、重度の障がいがある人、難病患者など、多様な障がい特性やニーズに寄り添った包括的な支援体制の整備に取り組みます。**

## 今後やるべきこと

- ✦ 本人の意思決定を尊重した地域移行の推進
- ✦ 身近な地域で多様な障がい特性に対応し、安心して暮らせる包括的な支援体制の構築
- ✦ 緊急時の受け入れ機能と相談支援が連動した地域生活支援拠点の機能強化

## （１） 地域生活への移行推進と基盤整備

障がいのある人の意思決定を尊重し、施設入所や長期入院から地域生活への移行を推進するため、地域生活を支える相談支援体制の充実や地域定着に向けた継続的な支援を実施します。

- ✧ 入院・入所している障がいのある人への意思決定支援の推進

## （２） 多様な障がい特性に対応した支援体制の構築

専門的で手厚い支援を必要とする方々が地域で孤立せず安心して生活できるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携したサポート体制を構築します。特に、医療的ケアや強度行動障がい等の重度障がいのある人が地域で安心して生活できるよう社会資源の整備を推進します。また、当事者への支援だけでなく、家族の負担軽減など、多様なニーズに応じたきめ細かな支援を推進します。

**図表2-2-9 医療的ケアの必要な人の障がい福祉サービス等の実績及び活動指標（再掲）**

| No. | 年度／サービスの種類 | 単位 | 実績 | | 活動指標（見込み量） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024（R6） | 2025（R7） | 2027（R9） | 2028（R10） | 2029（R11） |
| 1 | 生活介護 | 人 | 8 | 11 | 19 | 24 | 31 |
| | | 延べ日数 | 78 | 134 | 208 | 263 | 340 |
| 2 | 短期入所 | 人数 | 21 | 22 | 23 | 24 | 24 |
| | | 日数 | 216 | 206 | 226 | 236 | 236 |
| 3 | 共同生活援助 | 人数 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 児童発達支援 | 人数 | 4 | 3 | 5 | 6 | 7 |
| | | 日数 | 18 | 18 | 24 | 28 | 33 |
| 5 | 放課後等デイサービス | 人数 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | 日数 | 3 | 4 | 8 | 12 | 16 |

図表2-2-10 強度行動障がいのある人の障がい福祉サービス等の実績及び活動指標（再掲）

| No. | 年度／サービスの種類 | 単位 | 実績 | | 活動指標（見込み量） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2024（R6） | 2025（R7） | 2027（R9） | 2028（R10） | 2029（R11） |
| 1 | 生活介護 | 人数 | 92 | 141 | 145 | 147 | 148 |
| | | 日数 | 1,779 | 2,800 | 2,837 | 2,876 | 2,896 |
| 2 | 短期入所 | 人数 | 15 | 16 | 19 | 20 | 22 |
| | | 日数 | 71 | 80 | 93 | 97 | 107 |
| 3 | 共同生活援助 | 人数 | 22 | 32 | 57 | 75 | 100 |
| 4 | 放課後等デイサービス | 人数 | 318 | 347 | 406 | 440 | 475 |
| | | 日数 | 3,883 | 3,906 | 5,060 | 5,484 | 5,920 |

- ✧ 医療的ケア児等の家族支援の強化
- ✧ 強度行動障がいに対する支援強化の検討
- ✧ 難病施策の推進

## （３） 地域生活支援拠点の機能強化

緊急時の受け入れ機能と、相談支援体制を連動させた地域生活支援拠点について現状の課題を把握し、地域生活を継続するための機能強化を図ります。

- ✧ 障がい種別を問わない緊急時の受け入れ体制の整備
- ✧ 地域生活支援拠点に求められる、ニーズ把握や人材養成を通じた地域支援体制の整備

### 進行管理の視点

- ■ 相談支援専門員等への意識醸成を図るとともに、地域移行等意向確認担当者等と連携し、本人の意思決定を尊重した地域移行支援が実施できているか。
- ■ 家族への支援を含め、医療的ケア児や強度行動障がいのある人を地域全体で支える体制整備が進んでいるか。
- ■ 地域支援の体制整備に向けて、地域生活支援拠点が求められる役割・機能を適切に果たしているか。

| 指標 | | 現状値（2025（令和７）年度） | 中間見直し時点の目標（2029（令和 11）年度） | 目標（2032（令和 14）年度） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 施設入所者及び精神科病院入院者の地域移行者数 | 4人 | 7人 | 10 人 |
| 2 | 日中活動系のサービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の人数 | 821 人 | 993 人 | 1,122 人 |
| 3 | 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 | 4人 | 9人 | 13 人 |
| 4 | 緊急受け入れ相談件数に対する受け入れ割合 | 100% | 100% | 100% |
| 5 | 地域生活支援拠点の運用検証を行う会議の開催数 | ― | １回 | １回 |

# 4 相談支援体制の充実・強化

**相談支援は、障がいのある人やこどもが、自らの希望に基づき自立した日常生活・社会生活を送るうえで欠かせないサービスです。本市では、質の高い相談支援体制の構築するため、すべての利用者が自らにとって適切なサービスへ円滑につながり、安心して暮らせる環境の整備を推進します。**

## 今後やるべきこと

- 「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた、専門的な相談支援への移行体制の確立
- 本人や家族に寄り添う「伴走支援」の強化
- 相談支援専門員等の質の向上と量的な確保に向けた、継続的な研修体制の構築

## （１） のぞまないセルフプランの解消

障がい福祉サービスの利用にあたり、専門的な視点による調整がなされないまま作成される「のぞまないセルフプラン」は、適切な支援が行き届かない懸念があります。本人及び家族に寄り添いつながり続ける「伴走支援」を強化するとともに、希望者が相談員によるサービス利用計画作成へとつながる体制の確立をめざします。

- のぞまないセルフプランの現状分析を行い、解消に向けた体制づくりの推進
- 障がい児支援における早期からの伴走的な相談支援体制の構築

## （２） 適切な支援につなぐための相談支援体制の拡充

本人の意向を丁寧に汲み取り、将来の成長を見据えた支援を行うとともに、複雑化・多様化する相談ニーズに対応するためには、相談支援専門員等の質的・量的な確保が不可欠です。人材育成と適切な支援を実施し、地域の相談支援体制を確保します。

- 研修費用補助等の支援を通じた相談支援専門員等の確保の促進
- 相談支援専門員等への継続的かつ体系的な研修体制の構築

## 進行管理の視点

- 「のぞまないセルフプラン」の実態を把握し、希望者が早期に専門的な計画相談支援へ移行できる体制が整備されているか。
- 研修等の継続的な実施により、相談支援専門員等のスキルアップや、指導的役割を担う人材（主任等）の育成が図られているか。

| 指　標 | | 現状値（2025（令和7）年度） | 中間見直し時点の目標（2029（令和11）年度） | 目　標（2032（令和14）年度） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 計画相談支援等の利用希望者の待機人数 | 497人 | 0人 | 0人 |
| 2 | 相談支援専門員の設置人数 | 68人 | 88人 | 103人 |

# 第３部

# 第１章
# 計画の推進体制

# 1 本市の進行管理の体制

## （１）福祉施策の推進体制

本市では、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援を推進する体制を強化するため、2024（令和６）年４月に地域福祉課を再編し、福祉施策の企画や調整など政策立案を担う福祉政策課と、相談支援の現場や地域福祉の体制整備を担う地域共生推進課を設置しました。これにより、政策立案部門と事業実施部門の役割が明確となり、この体制のもと、両部門の互いの立場を尊重しながら合意形成を図るプロセスを重ねてきました。また、重層的支援体制による現場の横断化を進めてきたことで組織横断的に取り組む土台が築かれました。一方で、高齢者の介護・福祉サービスに関しては介護・高齢福祉課が、障がい児・者の福祉サービスは障がい福祉課がそれぞれ所管しており、制度・対象者別の組織体制となっています。

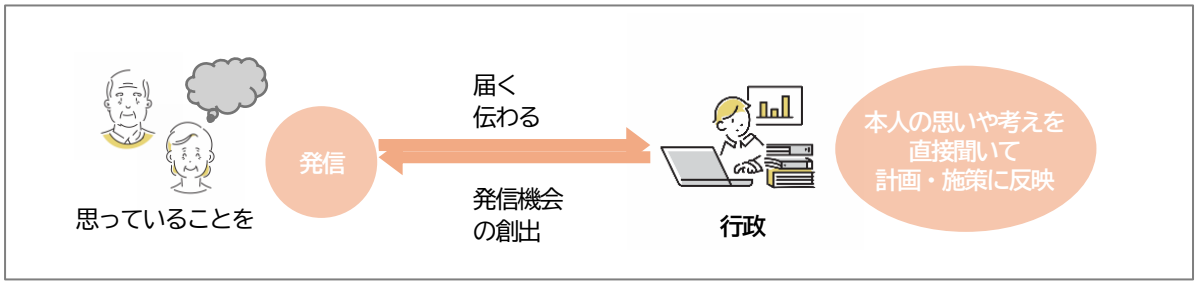
本計画の進行管理は、施策の推進を目指したチームとして、福祉政策課を主管課として、地域共生推進課と介護・高齢福祉課、障がい福祉課、生活支援課の４課と市社会福祉協議会とともに、福祉施策等推進協議会を通じて実施します。

## （２）福祉施策等推進協議会

総合福祉計画の策定を協議してきた福祉施策等推進協議会は引き続き、進行管理の協議の場として機能させます。また、３計画の特性を踏まえ、福祉施策等推進協議会に設置する地域福祉分科会、高齢者福祉分科会及び障がい者福祉分科会を活用します。その際、これまで以上に当事者の参加を進めます。

施策の推進にあたっては、認知症の人や障がいのある人などの意見を聞く機会を設け、事業の新規・拡充や既存の事業の評価に当事者の思いや考えを反映します。

**図表3-1-1　当事者の参加促進**




# 2 総合的な福祉拠点の創設

本計画がめざす地域共生社会の実現に向けた基幹的施設として、総合的な福祉拠点を新たに創設します。「いのちと生活を守る包括的な支援拠点」「人生100年時代のいきがい創出拠点」をコンセプトに、市総合福祉センターを再整備し、すべての市民が世代や分野を超えて出会い、学び合い、居場所となる場を提供します。施設の機能として、複雑で複合的な生活課題に対し、当事者に寄り添った予防的で包括的な支援体制の整った相談窓口や、地域の支え合いや社会参加の促進するため、市民活動やボランティア活動等の伴走支援をする窓口の設置、多世代の集い、いきがいづくりを促進する各種貸室、市民同士が出会い、交流できる交流スペースなどを整備していきます。

# 3 中間見直しの仕組み

## （１）地域共生プラン 2025 の昇華

本計画の前身となる地域共生プラン2025は、福祉政策課と地域共生推進課、市社会福祉協議会が協働で計画案を作成し、地域福祉計画推進協議会において協議を重ねて策定しました。

地域住民や支援者、支援を必要とする人などの声なき声や切実な願いを反映することを意識しており、地域福祉コーディネーターへのヒアリングを実施したほか、福祉現場の最前線で総合相談と体制整備を担当する地域共生推進課や市社会福祉協議会、障がい者生活支援センターの相談員、こども家庭センターの統括支援員が対話と議論を重ね、それぞれの考え方と意見について、福祉政策課が俯瞰的に整理し、施策に転換する作業に取り組みました。

この作業の過程において、政策立案部門と事業実施部門の両者が共通の認識と目的に向かって、お互いの立場を理解・尊重しながら合意形成を図るプロセスの重要性が再認識されたところです。こうした理念や策定過程は、本計画においても承継されています。

本計画の策定にあたっては、上記に介護・高齢福祉課や障がい福祉課、生活支援課を含めた４課と市社会福祉協議会が協働して計画案を策定しました。今回の計画策定に合わせて新たに設置された福祉施策等推進協議会においては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の各専門分野の視点で、地域共生社会の実現に向けた共通の課題から個別性の高い課題まで闊達な議論が展開されました。

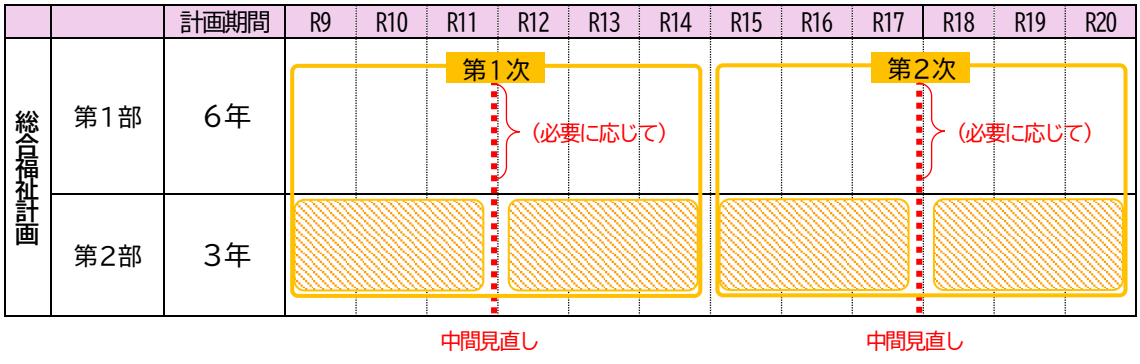
属性や分野に捉われず、誰もが身近な地域で自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、幅広い視野で横断的に施策の推進に取り組んでいくこととしています。

## （２）中間見直し範囲と実施方法ついて

中間見直しに当たっては、法令に基づく第２部の３年ごとの見直しにあわせて、施策の進捗状況等を検証するとともに、社会情勢や制度・法令の改正、地域課題の変化等を的確に捉え、必要に応じて計画内容や施策の方向性を見直すことで、本計画の実効性を高め、持続的かつ効果的な福祉施策の推進を図ります。

また、施策の推進及び中間見直しに際しては、福祉施策等推進協議会に設置する地域福祉分科会、高齢者福祉分科会及び障がい者福祉分科会を活用し、それぞれの分野における専門的な知見や意見を反映しながら、より実効性の高い議論・検討を進めます。

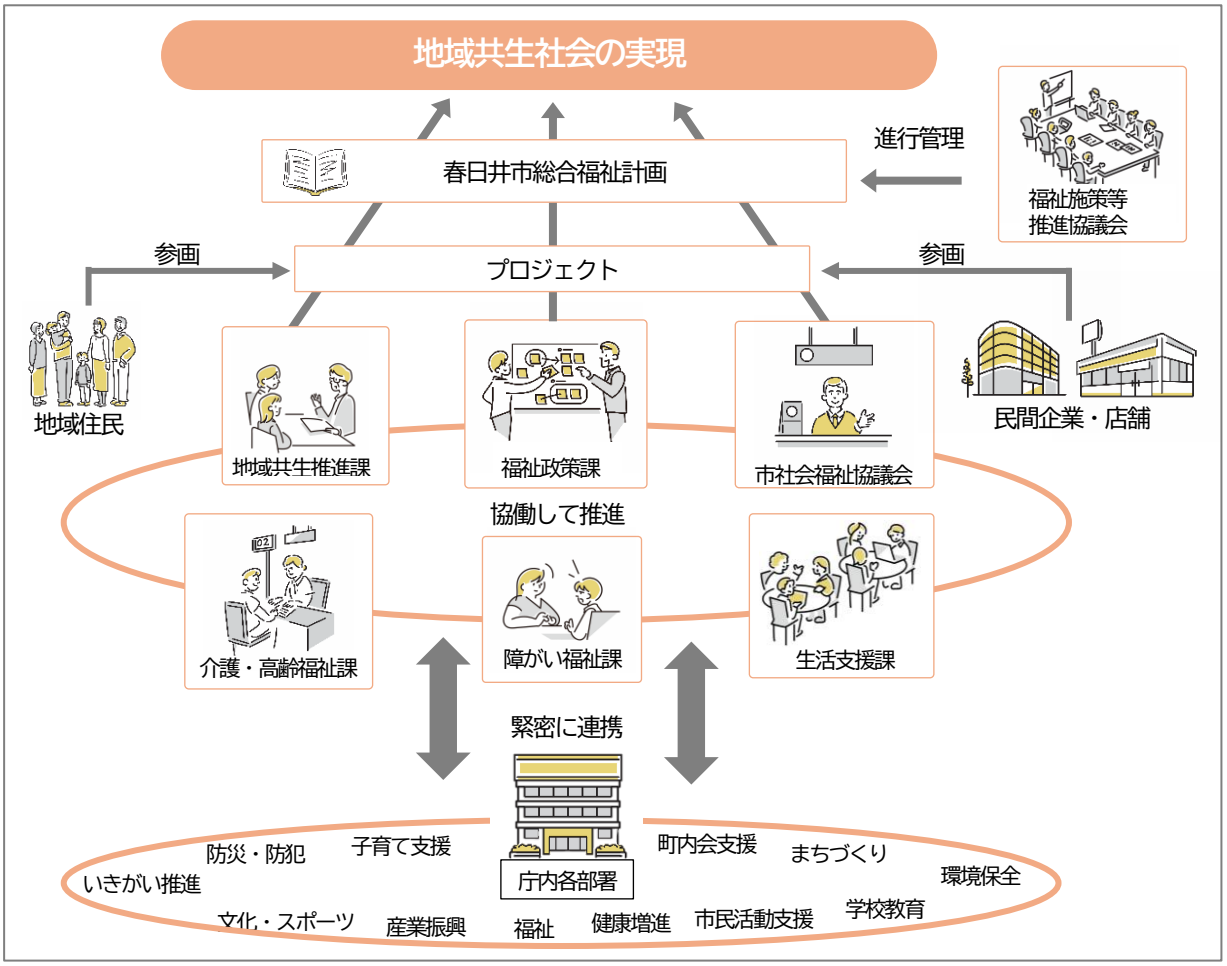
**図表3-1-2　中間見直しについて**



# 4 プロジェクトの推進

既存の施策や単一の担当課だけでは対応が難しく、分野横断的に連携して取り組む必要がある課題については、福祉政策課が中心となってプロジェクトを立ち上げます。プロジェクトでは、庁内の関係部署に加え、福祉サービス事業所、地域住民、関係団体などの官民協働、住民・当事者参加によるチームづくりを通して、試行錯誤を重ねながら取り組みます。課題や目指す姿を共有した上で、試行的なプロジェクト活動を実施し、その効果や有効性を検証し、一定の効果が得られた取組みについては、継続的な実施に向け、既存施策への反映や新たな事業化につなげます。こうした取組みを積み重ね、得られた知見や効果を他分野や他地域にも展開することで、本市全体の福祉施策の充実を図ります。

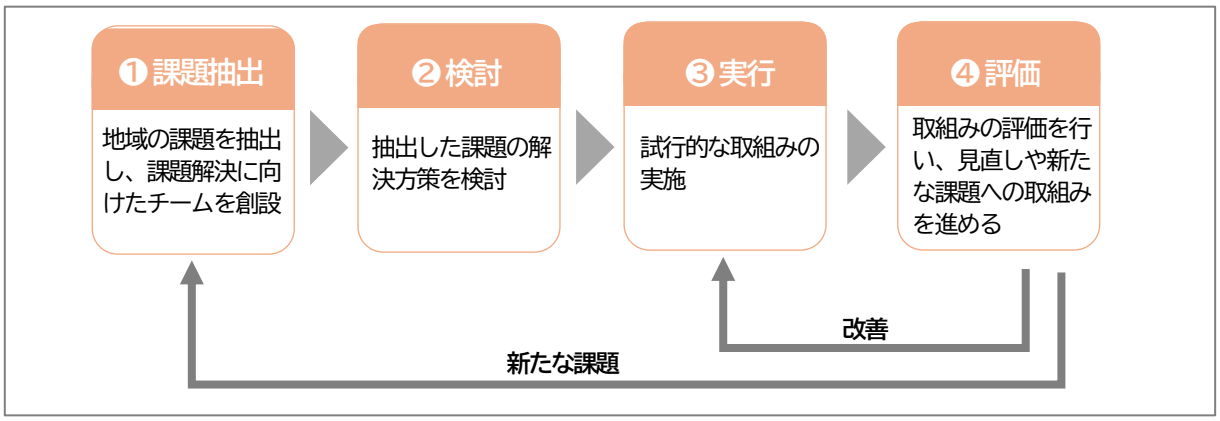
**図表3-1-3　計画の推進体制**



まずは、重点課題に対応するため、次のテーマについて、優先的に取り組みます。

**課題１　人材確保と育成**
働きやすい環境の構築に向けた支援
**課題２　総合的な権利擁護支援の推進**
頼れる身寄りのない高齢者等への支援
**課題３　多様な障がい特性に対応した支援体制の構築**
相談支援体制の確保と孤独・孤立予防
**課題４　日常生活における移動手段の確保**
住民主体の移動支援モデルの提示
**課題５　質の高いサービスの確保と効率化の推進**
福祉サービスの質の向上を図る体制の構築

**図表3-1-4　プロジェクト活動のイメージ**




## 5　施策の効果を検証する仕組みの構築

施策の効果については、単一の事業について検証するのではなく、その事業の効果により波及的に生じる成果を含めた検証が必要です。

例えば、要介護状態が重度化すると、訪問介護、通所介護、施設介護などのサービス利用が増加し、介護保険給付費は大きく膨らむことが想定されます。これに対し、早期から介護予防事業や地域での通いの場、健康づくり活動に取り組むことで、要介護状態の重度化防止が期待され、給付費の上昇を抑制する成果が見込まれます。こうした介護予防に対する投資は、短期間で目に見える成果が表れるものではありませんが、中長期的には、大きな効果が期待されます。

また、施策の評価に当たっては、本人の意思や希望を尊重した生活や質の向上、社会参加など、数値では捉えにくい効果についても考慮することが重要です。こうした観点を踏まえ、事業の必要性や費用対効果について、できる限り可視化するとともに、施策によってもたらされる生活の質の向上なども含めた、中長期的視点からのトータルコストを検証する仕組みの構築に努めます。プロジェクトにおいては、試行的に実施した取組みの効果の検証を実施します。